

野田市地域福祉計画

【第2次改訂版】

（素案）

平成27年 月

目 次

I 総 論

第1章 計画の前提

1. 計画策定の背景	1
（1）国・県の動向	1
（2）野田市の対応（市町村の役割拡大及び地域福祉計画の役割）	1
2. 地域福祉計画の必要性	2
（1）社会全体の情勢	2
（2）福祉活動に関する努力	2
（3）現状のまとめと課題	3
（4）野田市をめぐる基本的な背景	4
（5）社会福祉法による要請	4
3. 計画の位置付け	5
4. 計画における地域の考え方（地域範囲の位置づけ）	6
5. 計画の期間	6
6. 野田市の現状と課題	7
（1）野田市における現状	7
（2）市民アンケート調査の結果概要について	19
7. 野田市の福祉を取り巻く課題	37
（1）地域社会の状況変化に対応した保健福祉サービスの提供	37
（2）市民が求める保健福祉活動に対応した基盤づくり	37
（3）バリアフリー社会の確立と地域の活性化	38

第2章 基本的な考え方

1. 計画策定に当たってのポイント（基本視点・役割）	39
（1）社会福祉事業の計画的推進	39
（2）住民活動と公的サービスの連携の確保	39
（3）行政改革の中で施策の充実を図る視点	40
2. 計画が目指すもの	40
3. 基本理念	41
（1）誰もが住みなれた地域で、いつまでも安心して暮らせるまちづくり	41
（2）子どもの健全育成を通して、誰もが地域に自信と誇り （シティプライド）を持てるまちづくり	41
（3）市民と行政の協働・連携でつくる福祉推進のまちづくり	42

第3章 基本目標等

1. 基本目標	43
（基本目標1）	43
（基本目標2）	43
（基本目標3）	44
2. 基本方針について	45
①保健福祉推進のための「きっかけづくり」	45
②保健福祉推進のための「人づくり」	45
③保健福祉推進のための「ネットワークづくり」	46
④総合的・横断的なサービス	46
⑤効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備	46
⑥福祉サービス利用者の相談体制の充実	47
⑦生活困窮者の自立支援	47
⑧バリアフリー社会の確立	48
⑨福祉活動の活性化を通じた地域の活性化	48

第4章 計画の体系

○「野田市地域福祉計画」	49
--------------	----

第5章 部門計画の体系

1 野田市総合計画本編	54
2 野田市シルバープラン	56
3 野田市障がい者基本計画	58
4 野田市エンゼルプラン	60
5 野田市地域福祉活動計画	62

第6章 計画の推進（体制と役割）

1. 進行管理・評価体制の構築	64
2. 庁内関係部局との連携	64
3. 役割分担と連携	64
（1）市の役割	64
（2）福祉関係者の役割	64
（3）市民の役割	64

Ⅱ 各 論

第1章 市民が求める地域福祉や健康づくりを推進するための基盤づくり 【すべてのベースづくり】

1. 保健福祉推進のための『きっかけづくり』	67
（1）あいさつ、声かけ運動の推進	67
（2）地区社会福祉協議会との共働	67
（3）情報提供方法や事業名の付け方についての検討	67
2. 保健福祉推進のための『人づくり』	68
（1）ボランティア情報の提供	68
（2）ボランティアの育成	68
（3）ボランティア活動の強化	68
（4）学校・地域における福祉教育の充実（福祉人材の確保・養成）	69
3. 保健福祉推進のための『ネットワークづくり』	69
（1）地域福祉活動団体間の連携の強化	69
（2）地域の触れ合いの場づくり（ふれあいサロン等）	70
（3）地域自治組織についての検討	70
（4）行政職員の地域活動への参加	70

第2章 利用者の権利保障も含めた福祉サービスの充実・強化 【個別サービスの充実】

1. 総合的・施策横断的なサービスの充実	71
（1）高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の住宅弱者への対策の検討	71
（2）地域での孤立死等への対策	71
（3）子どもの健全育成に係る施策の総合的推進	72
2. 効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備	73
（1）効果的・効率的なニーズの把握	73
（2）誰もが必要な福祉情報を容易に入手できる情報提供体制の拡充・強化	73
3. 福祉サービス利用者の相談体制の充実	74
（1）成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及啓発	74
（2）苦情解決処理システムの利用の促進（制度の整備）	75
（3）地域包括支援センターの活用	75
4. 生活困窮者の支援	75
（1）日常生活支援	75
（2）自立に向けた支援	76
（3）学習支援事業	76
（4）生活困窮者支援を通じた地域づくり	76

第3章 福祉のまちづくりの推進

【誰もが同じ目線で暮らすためのバリアの解消】

1. バリアフリー社会の確立	77
（1）ハード面のバリアフリー化	77
（2）ソフト面のバリアフリー	77
2. 福祉活動の活性化を通じた地域の活性化	78
（1）コミュニティビジネスの検討	78
（2）福祉協力店制度の検討	79

《資 料》

■野田市地域福祉計画審議会設置条例	82
■野田市地域福祉計画審議会委員名簿	84
■用語集	85

I 総論

第1章 計画の前提

1 計画策定の背景

(1) 国・県の動向

全国的な傾向として、これまで少子高齢化の社会変化が問われ、特に急速な高齢化、核家族化とともに単身世帯の増加が著しく、地域や社会的な繋がり的气薄化が進み近隣の助け合い機能が低下する等、地域社会のありかたが大きく変わってきました。

野田市においても同様の社会情勢が伺え、地域によっては顕著化しております。

今後とも、人口の増減や、合計特殊出生率低下、死亡者数の増、高齢化等の傾向が強まることが推測されることから、経済活動の低下等、社会基盤の崩壊が懸念されています。

国では、生活保護受給者や生活困窮者に至るリスクの高い層の増加を踏まえ生活困窮者自立支援法が平成27年度より施行され、また児童福祉分野では「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度に施行され、障がい者福祉分野では、自己決定に向けた取組が強化される中サービスの一元化が図られ、自立した日常生活や社会生活ができるよう、支援する体系が創設されています。

高齢者・介護の福祉分野では、世界でも類を見ない高齢化率の上昇が見込まれる中、在宅重視や介護予防の方針が重視され、総合的な相談支援事業や日常生活自立支援事業など制度の大きな転換が図られています。

千葉県では、社会福祉法第108条に基づき、平成16年3月末に「千葉県地域福祉支援計画（「福祉力(ちから)！」計画）」を策定し、その後「千葉県地域福祉支援計画見直し計画」について、平成20年度に、健康づくり・医療・福祉が連動する地域社会の実現を目指し、「健康ちば21（健康増進計画）」、「千葉県保健医療計画」、「千葉県地域福祉計画」の3分野を見直し計画を策定しました。

また、「千葉県地域福祉計画」では、人の「福祉力（ちから）」、地域の「地域力（ちから）」を掘り起こし、人の力と地域のつながりが信じられる地域社会を再構築することに努めています。

(2) 野田市の対応（市町村の役割拡大及び地域福祉計画の役割）

保健福祉行政の取組は、地方分権一括法（平成12年）において、保健福祉サービスに関する事務のほとんどが「自治事務」に位置づけられ、市町村レベルにおける地域の実情に配慮したものへと重心が移ってきています。また、介護保険制度や障害者福祉制度が、「施設重視から在宅重視へ」の理念が明確になり、地域に最も身近な市町村の役割が特に大きなものとなっています。

市町村地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき策定され、地域福祉の推進に関し各分野の福祉計画を包括し一体的に定めるとともに、「野田市総合計画」との整合を図り策定される計画です。

これまで、少子高齢化の進行や、財政悪化に伴い、既存サービスの有効活用や重複するサービス等の廃止統合等による効率的な福祉の総合化が求められています。

本計画は、各事業を含む個別計画を包括した総合福祉計画として、その要望に応える施策として位置付けられると考えられます。

今回は改訂版の第2次改訂として、さらに社会動向が強まることが想定されることから、実施対応した事業成果を拡充しつつ、これまでの計画同様、保健福祉行政の取組は、国から市町村地域への実情に促したものと傾向が強まっていることから、方針や施策等を継続しながら新たな課題へ臨機応変に対応する体制づくりを目指します。

2. 地域福祉計画の必要性

(1) 社会全体の情勢

地域福祉計画策定の背景として、地域社会の変容があります。

これまで策定されてきた計画の社会情勢を踏まえてみると、国全体として扱われてきた問題は本市でも同様にその傾向をさらに強くしており、都市化、核家族化が進むにつれて、これまでの家庭環境や地域におけるつながりが気薄になり、相互扶助機能が弱まったことで、必要な支援や知恵といったものが得られにくくなってきています。

また、これまでの問題が悪化するように少子高齢化の進行や長引く経済不況から、生活不安やストレスが増大していると言われ、自殺、ホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりの増大など、人々の抱える課題が複雑に顕著化してきています。

このような社会情勢の中で、高齢者や障がい者等の要支援者が、介護の問題を含め、家庭や地域社会での居場所環境が一層厳しいものとなり、対応にあたり公的な福祉サービスだけでは困難な場面が問題化してきました。

将来的に人口推計（野田市総合計画）を見ても、平成27年をピークに全体的に人口が減少する中、年齢3区分別の割合は少子高齢化が強まり、特に65歳以上人口が増加することが見込まれ高齢化が著しい傾向となっており、少子高齢化の抱える問題が肥大化することも予想されます。

今後、住民の暮らしを支えるためには、福祉サービスの充実とともに、地域において福祉問題の解決に取り組む、助け合う仕組みづくりの必要が課題となっております。

●地域において福祉を必要とする声の高まり

(2) 福祉活動に関する努力

これまで、計画的な保健福祉行政の推進により、公的福祉サービスは全国的に充実してきました。

民間レベルにおいても、自治会や地区社会福祉協議会等による交流や福祉活動の活発な地域が数多くみられるとともに、広域的な地域をカバーする取組として、ボランティアやNPO法人等の活動も活発化してきており、その支援が重視されているところです。

このように、社会福祉を通じたコミュニティ形成を図る動きが活発化して、「福祉で

まちづくり」を目指す動きがあります。

●地域において新たな福祉を提供する動きが活発化

(3) 現状のまとめと課題

地域において、福祉を必要とするニーズが高まるともに新たな福祉を提供する動きが活発化していますが、要支援者の要求が十分に満たされていないようです。

その要因として、情報提供の不足、行政の縦割り等を背景とした関係者間の協力・連携体制の欠如、思い込みによるサービスのミスマッチ等が考えられ、次の3点が求められていることとなります。

- ① 社会福祉事業の計画的推進をはじめとした公的役割の一層の増大
- ② 地域住民の自主的な助け合いの意義
- ③ 官民連携の必要性が増大

●共に生きるまちづくりの精神を発揮し、人々が手を携えて、生活の拠点である「地域」に根差して助け合い、生活者としてそれぞれの地域で、誰もが、その人らしい、安心して充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉の推進に努める必要。

【参考：社会保障審議会福祉部会（平成14年1月28日報告）】

「社会福祉の基礎となるのは、他人を思いやり、お互いを支え助け合おうとする精神である。その意味で、社会福祉を作り上げ、支えていくのはすべての国民である。」（共に生きるまちづくりの精神）

(4) 野田市をめぐる基本的な背景

①地域特性

野田市は全国的な核家族化が進んでいるものの、まだまだ昔ながらの「醤油の街」として、市民の間には古くからの隣近所の付き合いや習慣が残っている地域も多く、このような場所では地域活動が活発に行われています。

また、首都から30キロ圏の立地ながら、市内には3,000haを超える（参照：農業委員会の平成26年度活動計画より）農地（市面積の約30%）が未だに存在しており、農村集落特有の「互助の精神」に基づく地域活動が継続的に行われている地域もあります。

②地域活動の状況

地域によって、地区社会福祉協議会の事業である「ふれあいいきいきサロン」や「友愛訪問」のほか、ふれあいの会、世代間交流スポーツ大会、防犯パトロールなど、地域の実情に合わせた地域活動が、様々に工夫されながら数多く実施されています。

また、つくしんぼ運営委員会の「ふれあい喫茶つくしんぼ」のほか、子育て支援や地域活動支援センターを運営する各NPO法人などを含め、比較的広域にわたって活動する福祉関係のボランティア等が活発に活動しています。

③活動における課題

地域福祉活動には、若い世代や新しい住民の参加が少ないことと、各種の地域活動が行われているにもかかわらず、真にサービスが必要な障がい者等の要支援者に福祉サービスや情報が伝わっていない場合があること等の課題があります。

- 地域によっては、地域福祉活動が活発に行われる素地があるとともに、実際に活発に行われているところもあるが、若年代や転入者の参加・協力や、情報提供の仕方等に課題があるのが実情。

(5) 社会福祉法による要請

「社会福祉法107条」に基づき、市町村は地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項等を内容とする「地域福祉計画」を策定し、公表することとされています。

- 以上の地域福祉を取り巻く情勢や、野田市の現状や課題等の特性を踏まえ、社会福祉事業の計画的推進や、住民活動と公的サービスの連携を図るための指針として、「野田市地域福祉計画【第2次改訂版】」を見直し策定します。

3. 計画の位置付け

「野田市地域福祉計画」との関連性について。

① 野田市総合計画

平成15年6月6日に、関宿町と合併後、「野田市総合計画」（新市建築計画）に基づき、計画的かつ継続的なまちづくりに取り組んでいます。

② 個別計画の展開

各分野における個別の施策（計画）を展開しています。

- ・ 高齢者福祉：シルバープラン（老人福祉計画及び介護保険事業計画）
- ・ 障がい者福祉：障がい者基本計画、障がい福祉計画
- ・ 児童福祉：エンゼルプラン（子ども・子育て支援計画）
- ・ 保健福祉：健康づくり推進計画21

これらの計画を具体的に推進するため、各個別計画にまたがる横断的な施策や、各計画では盛り込んでいない施策を新たに位置づけ、総合的な考えのもと一体的に定めることで、実施計画としての性格も併せ持つと考えられます。

③ その他の関連法及び計画について（国・県の指針等）

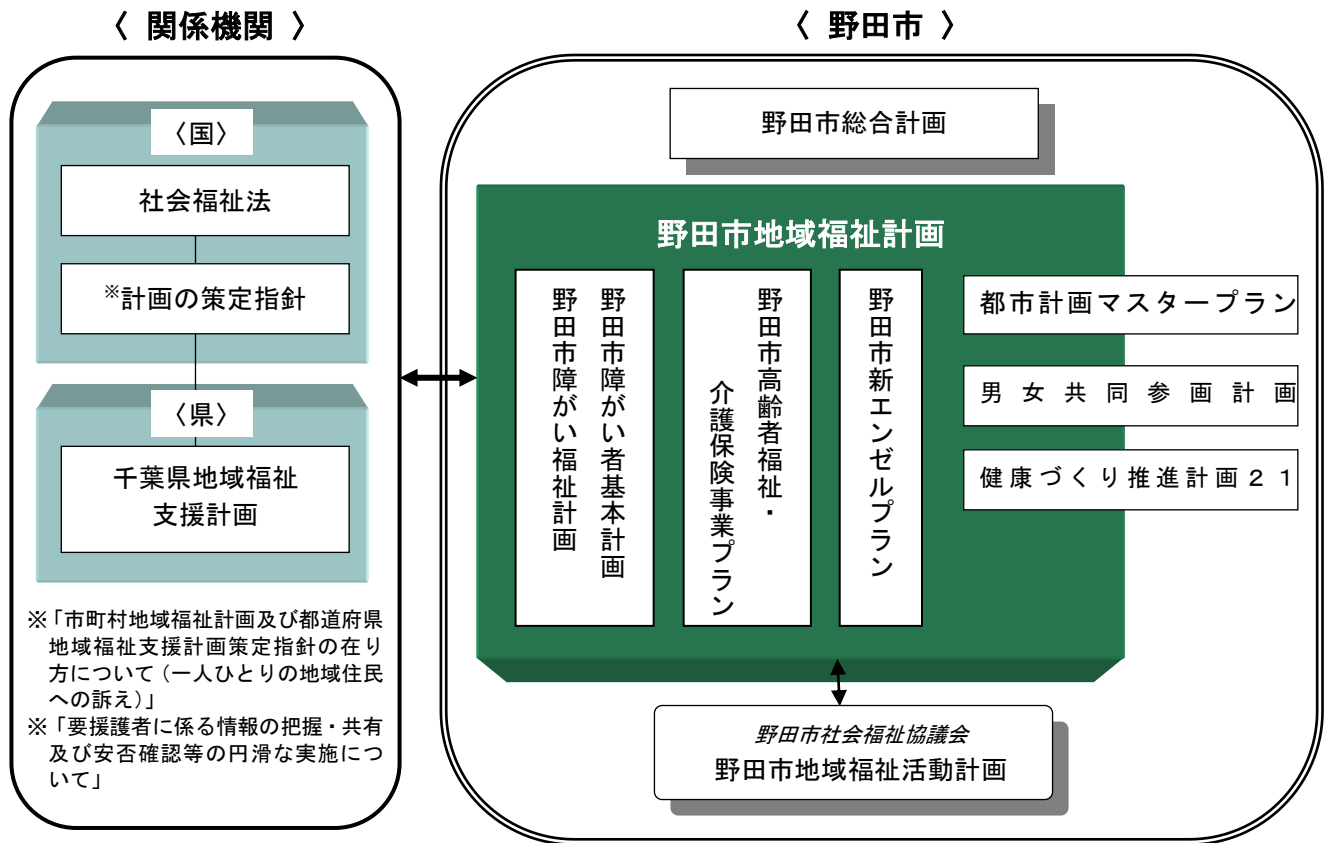
国の指針や関連法、「千葉県地域福祉支援計画」等の関連計画との整合性を図ったものとします。

④ 地域福祉活動計画（民間計画）との関係

「地域福祉計画」は市町村が策定する行政計画であり、「地域福祉活動計画」は社会福祉協議会が策定する民間計画で、地域の展望・目標の点ではほぼ一致しており補完し合うものです。

「地域福祉活動計画」では基本理念を「誰もが安心してしあわせに暮らせるまちづくり」としており、本市における地域福祉計画は、福祉の総合計画として福祉関係分野を中心としながら市民生活に関係するまちづくり、人づくりの分野とともに、地域福祉活動計画をも包括した「福祉の総合計画」と位置付けています。

【「野田市地域福祉計画」位置づけの体系】



4. 計画における地域の考え方（地域範囲の位置づけ）

前計画（改訂版）における地域現状から、関宿町との合併等による市域の拡大や、これまでの古い町並みや農村集落から宅地開発による新興住宅地が拡大併存しており、自治会をはじめ地域に根差した活動を営んでいる団体同士の活動区域が複雑に重なり合っている実情は変わらず、従来から住民参加による福祉活動の実績から、地域福祉の中心的推進役でもある地区社会福祉協議会の活動区域を一つの単位として捉えることを継続します。

5. 計画の期間

平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの5年間とします。

また、社会情勢や地域福祉を取り巻く環境の変化に対応するため、状況の変化等により必要に応じて野田市地域福祉計画審議会へ進捗状況を報告するとともに見直しを行います。

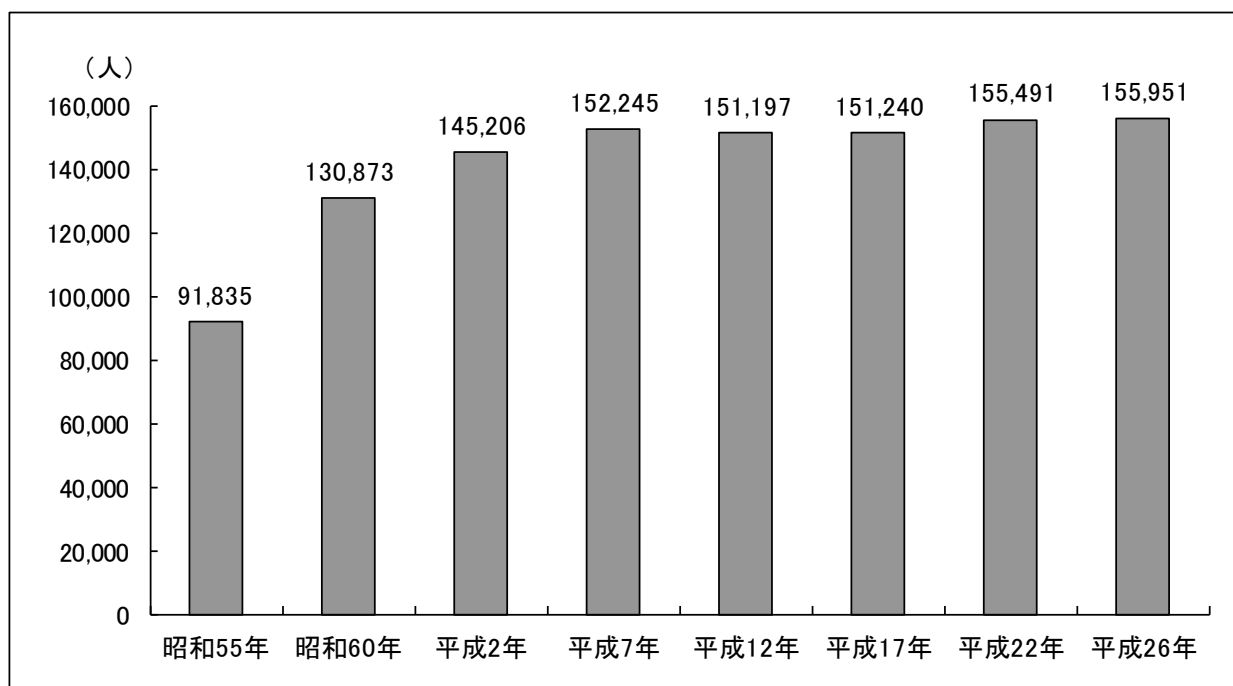
6. 野田市の現状と課題

(1) 野田市における現状

①人口の推移

平成26年10月1日現在の野田市の人口は、155,951人となっています。平成7年までは急激な伸びを示していましたが、その後はほぼ横ばいで推移しています。

■野田市の総人口



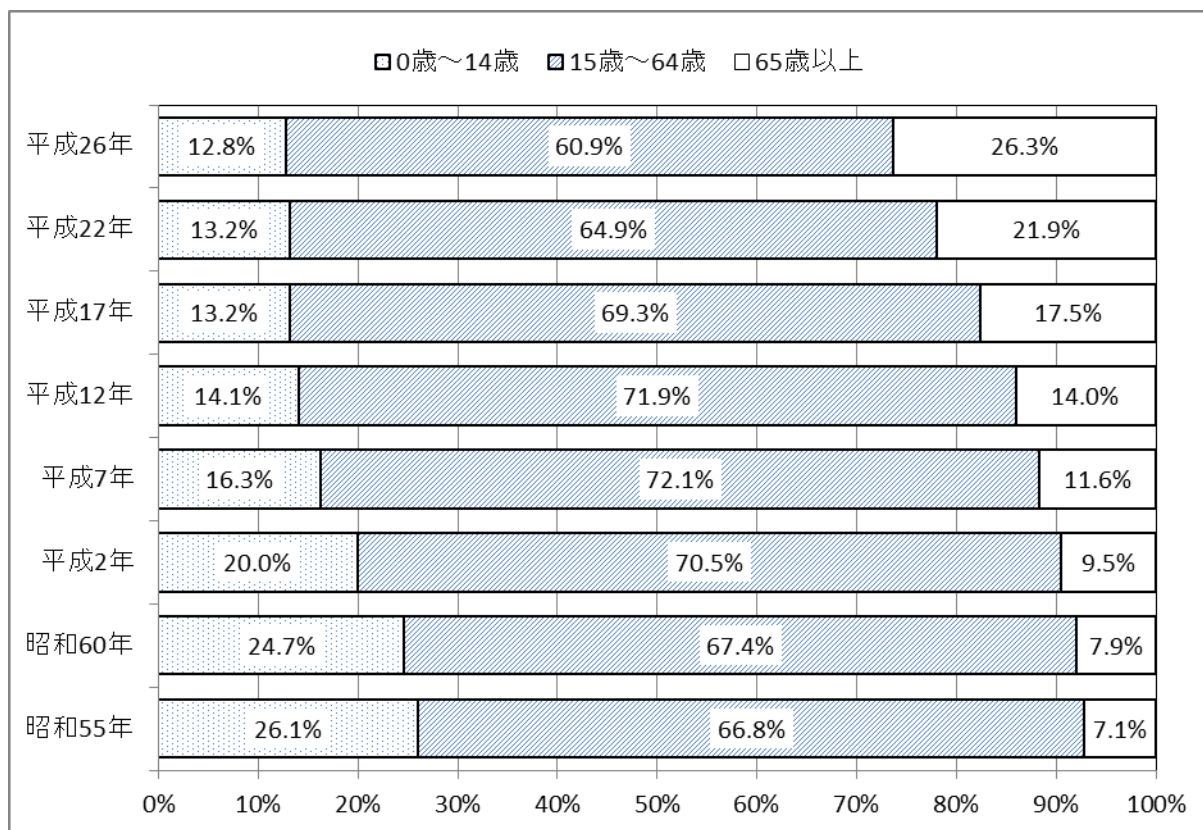
資料：国政調査。ただし、平成26年は、住民基本台帳による

※数値は各年10月1日現在

②年齢別人口構成の推移

年齢別人口構成において、15歳から64歳までの生産年齢層の全体に占める割合が減少し、一方で65歳以上の割合は増加傾向にあります。また14歳以下の減少も見られ、野田市においても、少子化・高齢化がすすんでいることが分かります。

■年齢区分別の人口割合の推移



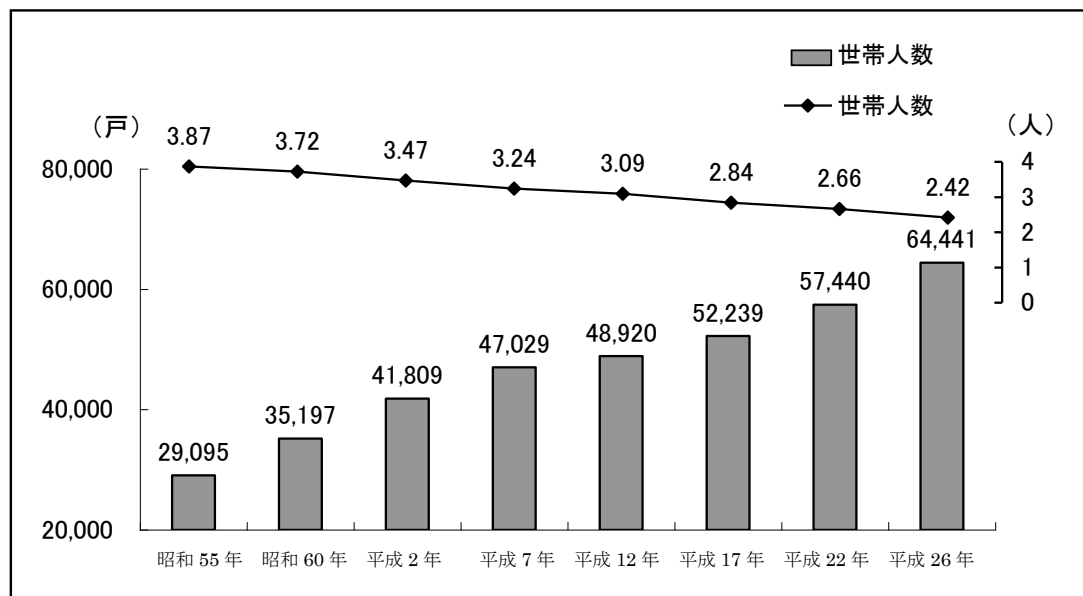
資料：国勢調査。ただし、平成26年は、住民基本台帳による

※数値は各年10月1日現在

③世帯数と1世帯当たりの人数の推移

野田市の世帯数は増加傾向を示しており、平成26年10月1日の世帯数は、64,441世帯となっています。平成22年から平成26年で約7,000世帯増加しています。一方で、1世帯当たりの人数については昭和55年から比較すると1.45人減っており、世帯の少人数化が年々進んでいます。

■世帯数及び世帯別の人数



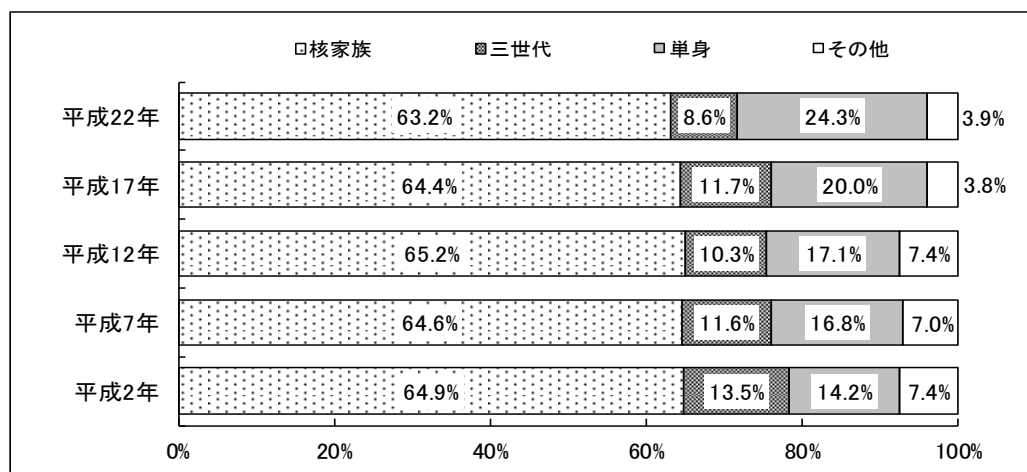
資料：国勢調査。ただし、平成26年度は、住民基本台帳による

※数値は、各年1月1日現在

④世帯類型の推移

世帯類型については、三世帯同居世帯は平成17年にはわずかに増加しましたが、また減少が見られる一方で、単身世帯は増加しており、平成22年度には24.3%となっています。

■世帯類型別の推移



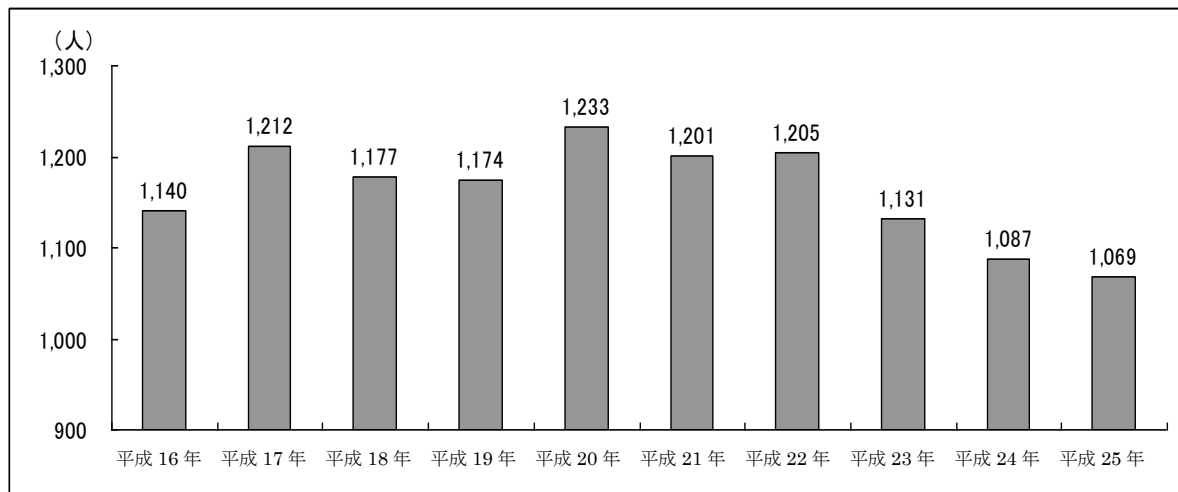
資料：国勢調査 ※数値は各年10月1日現在

⑤子どもの状況

〈出生数の推移・年分〉

出生数は、平成16年から平成22年まで増減をくり返していましたが、平成23年には平成16年を下回り、その後も減少を続けています。

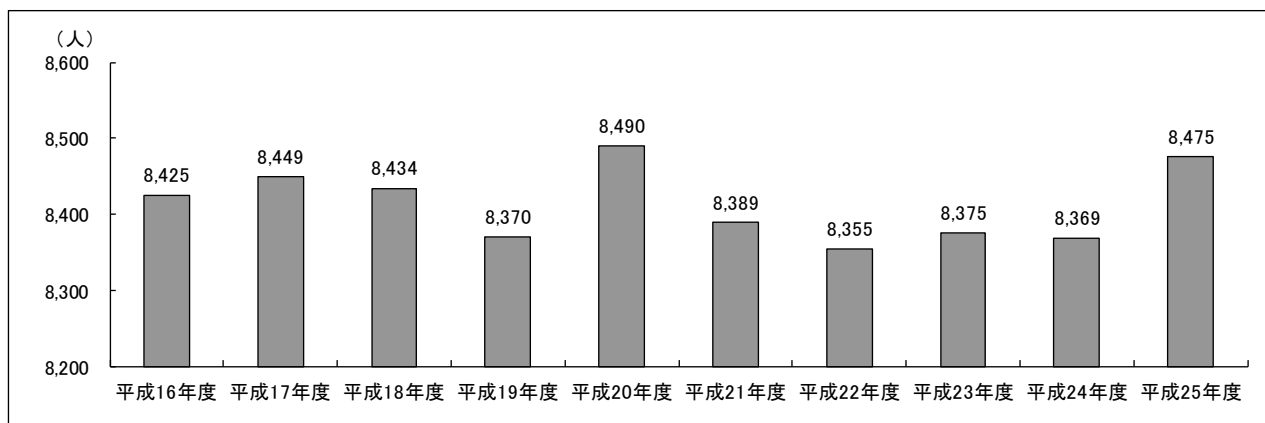
■出生数の推移



〈小学校児童数の推移〉

小学校児童数は、平成20年から増減をくり返していましたが、平成25年度は前年と比較すると、児童数が106人増えています。

■小学校児童数の推移

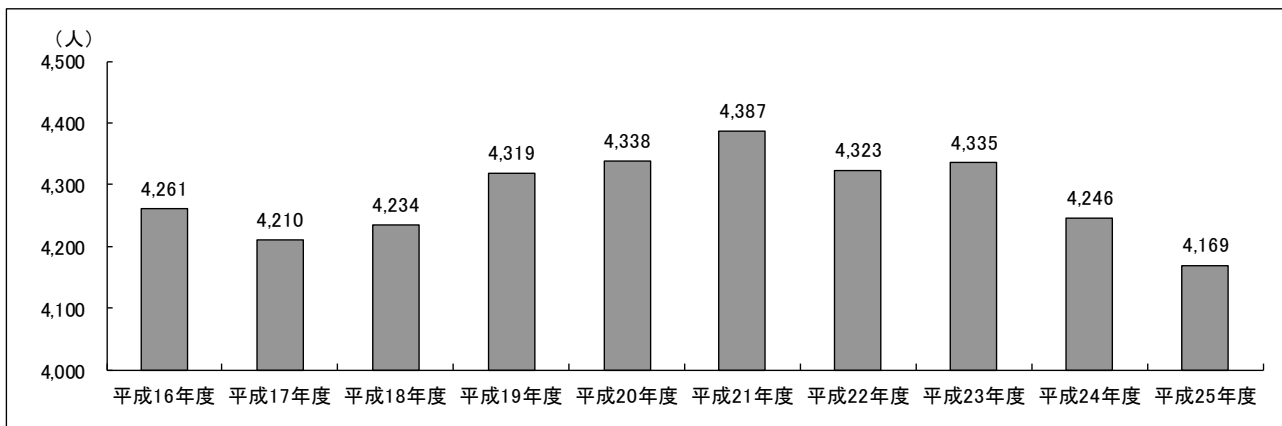


資料：野田市統計書 ※各年5月1日現在

〈中学校生徒数の推移〉

中学校生徒数は、平成21年に4,387人と最も増加していますが、多少の増減後、平成25年には4,169人となり、218人減少しています。

■中学校生徒数の推移

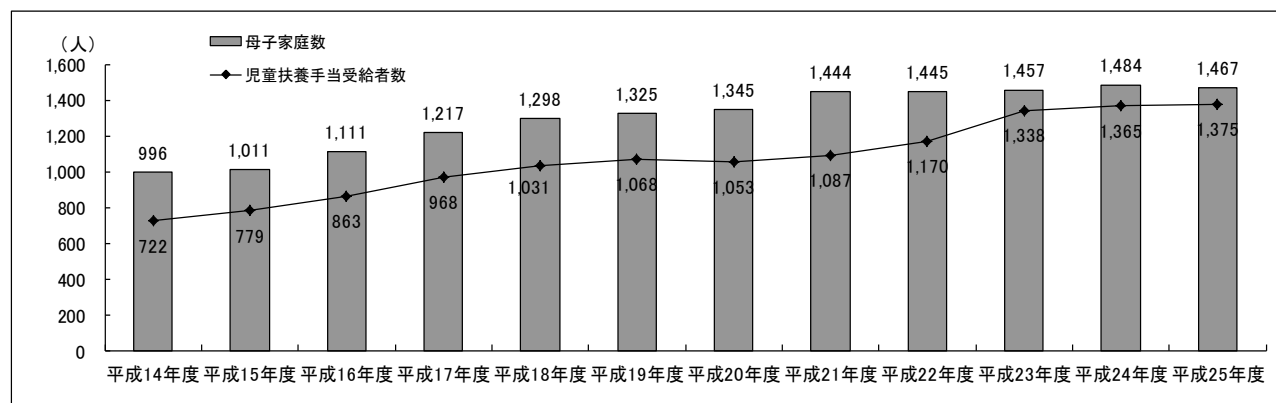


〈母子家庭数及び児童扶養手当受給者数の推移〉

母子家庭数は、平成14年度から平成24年度まで増加し続けており、平成25年度には少し減少したものの、平成14年度と比較すると471世帯増加しました。

また、児童扶養手当受給者数は平成14年度から平成25年度まで増加し続けており、平成14年と比較すると653人増加しました。

■母子家庭数及び児童扶養手当受給者数の推移

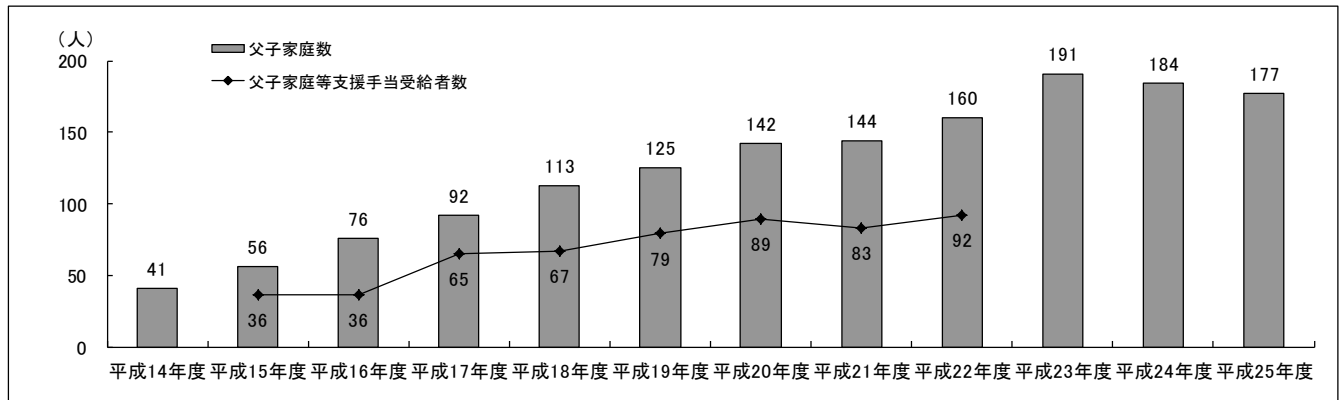


〈父子家庭数及び父子家庭等支援手当受給者数の推移〉

父子家庭数は、平成14年度からみると増加し続け、平成23年には191世帯となり、平成14年度と比較すると約5倍近くとなりました。その後は減少し、平成25年度は177世帯となっています。

父子家庭等支援手当受給者数は、平成15年度から増加傾向を見せていますが、その数は父子家庭数の5割から6割程度にとどまっています。

■父子家庭数及び父子家庭等支援手当受給者数の推移



※制度改正により、22年度途中で父子家庭も児童扶養手当が支給されるようになった。

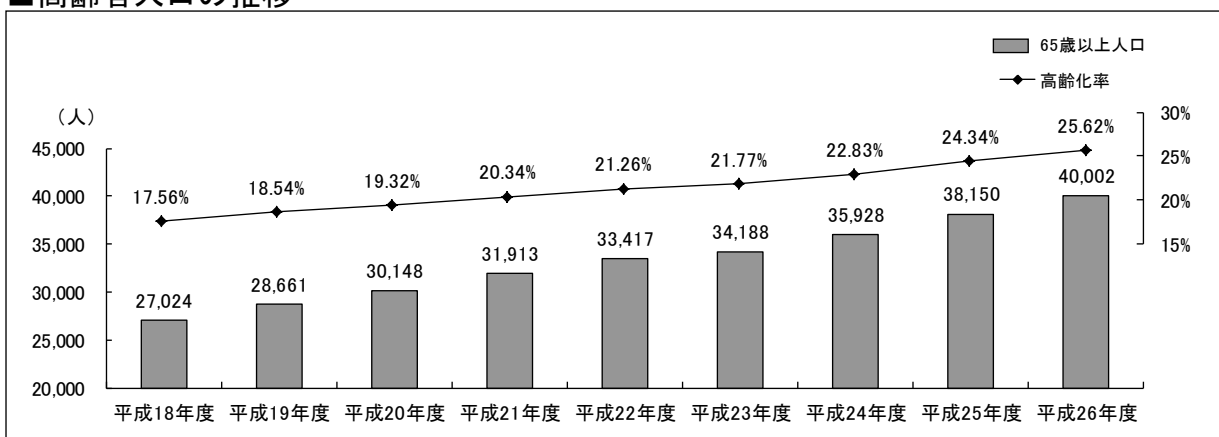
⑥高齢者の状況

〈高齢者人口の推移〉

平成18年度の高齢者人口は27,024人でしたが、平成26年度には4万人を超え(40,002人)、約1.5倍の増加となっています。

高齢化率は、平成18年度からみると経年的な増加傾向を示しています。

■高齢者人口の推移

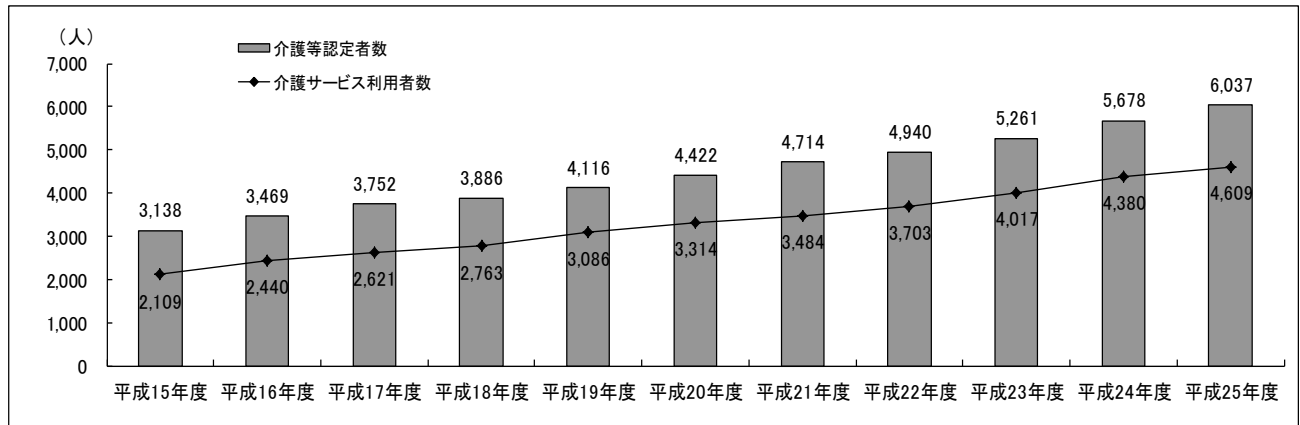


資料：住民基本台帳 各年度4月1日現在

〈介護等認定者数及び介護サービス利用者数の推移〉

平成25年度の介護認定者数は6,037人で、介護サービス利用者数は4,609人となっており、平成15年から経年的な増加傾向を示しています。

■介護等認定者数及び介護サービス利用者数の推移



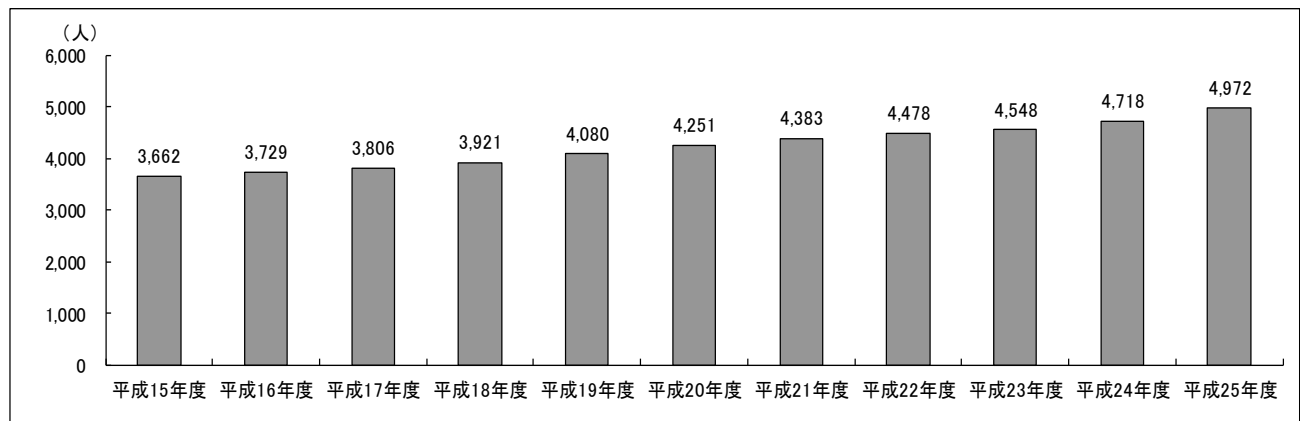
資料：野田の保健福祉 ※数値は各年度末

⑦障がい者の状況

〈身体障がい者（児）の推移〉

平成25年度の身体障がい者（児）数は4,972人となり、経年的な増加傾向となっています。

■身体障がい者（児）数の推移

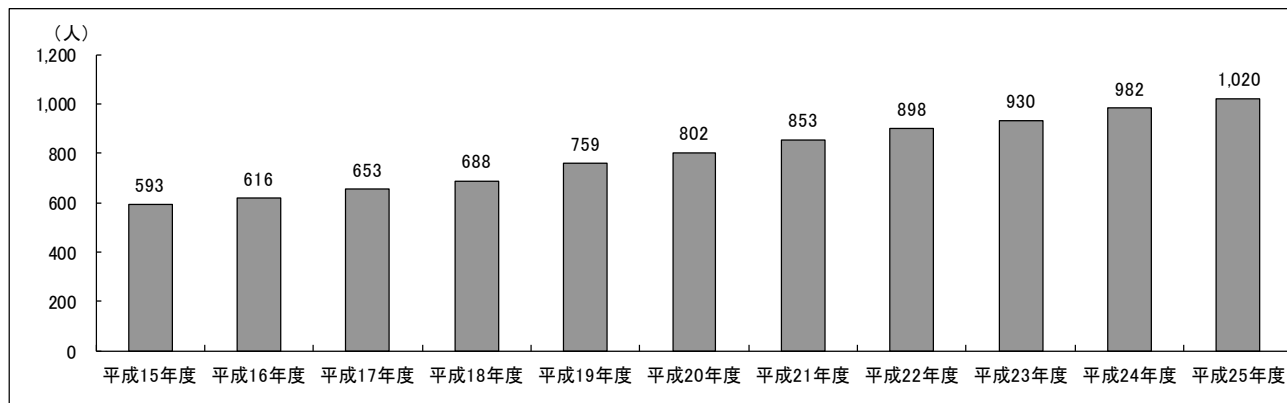


資料：社会福祉課台帳 数値は各年度末

〈知的障がい者（児）の推移〉

知的障がい者（児）数は、平成25年度で1,020人となっており、平成15年度から経年的な増加傾向を示しています。

■知的障がい者（児）数の推移

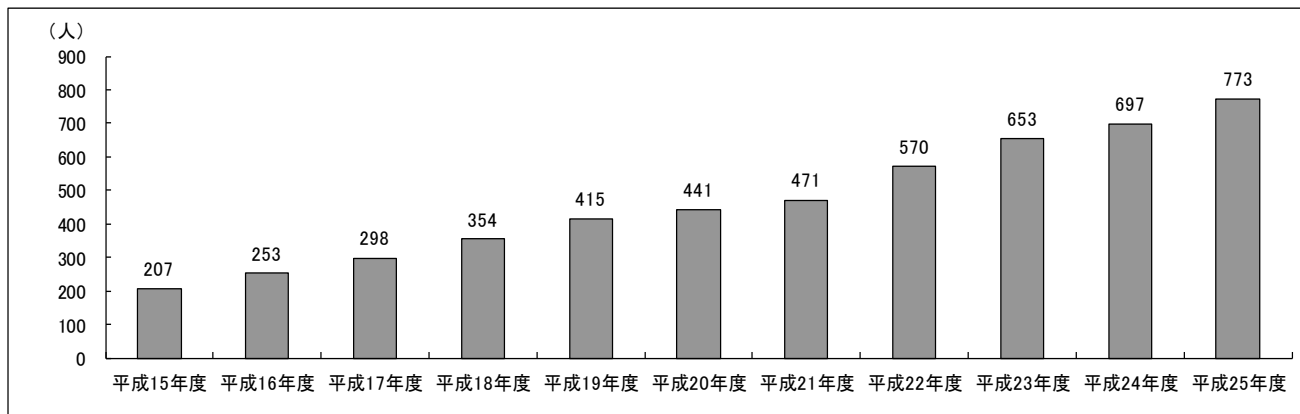


資料：社会福祉課台帳 数値は各年度末

〈精神障害保健福祉手帳所持者の推移〉

精神障害保健福祉手帳所持者数は、平成25年度において773人となっており、平成15年度から経年的な増加傾向を示しています。

■精神障害保健福祉手帳所持者数の推移



資料：野田健康福祉センター「事業年報」数値は各年度末

【参考】

〈将来人口〉

野田市総合計画（新市建設計画）において、平成27年（2015年）の将来人口の基本値は、約15万6千人としています。

さらに、東京直結鉄道整備を前提にした人口動向に及ぼす影響（アナウンス効果）を、別枠で3千人から9千人と想定されています。

■将来人口（基本値）の年齢別構成

年 齢	実数（人）		構成比（％）	
	平成17年 2005年	平成27年 2015年	平成17年 2005年	平成27年 2015年
14歳以下	19,920	18,000	13.17	11.54
15－64歳	104,849	95,000	69.33	60.90
65歳以上	26,471	43,000	17.50	27.56
合 計	151,240	156,000	100.0	100.0

資料：野田市総合計画（新市建設計画）

⑧ 地域福祉の担い手の状況

○ 社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の状況

野田市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられており、その構成は自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉団体、福祉施設、学識経験者等、地域福祉を推進する様々な団体により構成され、地域住民を主体とした福祉活動を推進しています。

また、社会福祉協議会が推進母体となって、住民参加による福祉の網の目づくりのための、市内22地区に地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）が地域住民の参画のもとで立ち上げられ、地域の福祉活動の中心として、地域の福祉問題解決のために幅広く活動しています。

■社会福祉協議会の状況

種 目	会 員 数
一 般 会 員	40,148 世帯
特 別 会 員	117 世帯
法 人 会 員	63 社
合 計	40,328 世帯／社

資料：社会福祉協議会（平成26年3月現在）

■地区社会福祉協議会の状況

NO	組織名称	設置年月日	NO	組織名称	設置年月日
1	上 花 輪	H 9. 3. 5	12	北 部	H13. 2. 10
2	清 水	H10. 3. 1	13	七 光 台	H12. 10. 7
3	中 根	H11. 6. 27	14	福 田	H12. 9. 10
4	太 子 堂	H11. 8. 28	15	川 間	H12. 4. 14
5	中 野 台	H12. 12. 14	16	東 部	H13. 2. 4
6	南 部 北	H12. 12. 3	17	宮崎・柳沢	H12. 7. 20
7	上 町	H12. 12. 22	18	中 央	H12. 3. 24
8	南部第2	H12. 4. 22	19	西 部	H13. 6. 17
9	南 部 東	H12. 12. 1	20	関 宿	H15. 8. 2
10	南部中央	H13. 1. 14	21	二 川	H15. 8. 31
11	南 部 南	H12. 11. 9	22	木間ヶ瀬	H15. 9. 8

資料：社会福祉協議会（平成26年3月現在）

○ 民生委員・児童委員（主任児童委員）の状況

民生委員・児童委員は、民生委員法、児童福祉法により、「住民（児童、妊産婦）の立場に立って相談に応じ、援助を行う」こととされております。地域福祉の最前線で、地域の特性・相談者（生活保護、高齢者、児童等）の状況等を把握して、地域活動のリーダー的役割を果たすとともに、様々な社会資源に関する情報を地域の住民や関係団体に提供する役目も担って活動しています。

野田市には、平成26年12月現在206人の民生委員・児童委員が委嘱されており、それぞれの担当地区を定めるなどして社会福祉の向上のための活動を活発にしています。

■地区別の民生委員・主任児童委員の状況

地 区 名	現員(人)		男(人)		女(人)	
	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員
第1地区 (野田、上花輪、上花輪新町)	19	2	6	1	13	1
第2地区 (中野台、清水、堤台、中野台鹿島町、桜の里一丁目、桜の里二丁目、桜の里三丁目、つつみ野一丁目、つつみ野二丁目)	20	2	6	0	14	2
第3地区 (目吹、金杉、鶴奉、柳沢、宮崎、横内、中根、大殿井)	27	2	11	0	16	2
第4地区 (山崎、今上、桜台、花井、堤根、山崎貝塚町、山崎梅の台、花井一丁目、みずき一丁目、みずき二丁目、みずき三丁目、みずき四丁目)	32	2	12	0	20	2
第5地区 (岩名、五木、谷津、吉春、蕃昌、座生、五木新町、七光台、岩名一丁目、岩名二丁目、五木新町、春日町、谷吉、清水公園東一丁目、清水公園東二丁目、泉三丁目、光葉町)	26	2	17	0	9	2
第6地区 (船形、中里、尾崎、東金野井、長谷、小山、薙打、日の出町、尾崎台、泉一丁目、泉二丁目)	16	2	7	0	9	2
第7地区 (下三ヶ尾、三ツ堀、瀬戸、瀬戸上灰毛、木野崎、上三ヶ尾、二ツ塚、西三ヶ尾)	15	2	9	0	6	2
第8地区 (関宿、二川、木間ヶ瀬)	35	2	14	0	21	2
合 計	190	16	82	1	108	15

資料：社会福祉課 平成26年12月1日現在

○その他、地域福祉推進のための多数な担い手

野田市では、次に列挙する各団体等により、市域全体を対象としたボランティア活動や、様々な地域における活動、また、広い意味での福祉活動や、団体の活動目的以外におけるボランティア活動などを通じ地域福祉の推進に協力をいただいています。

野田市では、このほかにもいろいろな団体に活動していただいているほか、身近な地域において、市民の方に個人ボランティア等の形で活発に活動・貢献していただいています。

野田市の団体一覧表

団 体 名	団 体 名
あおいそら運動推進委員	いきいきクラブ
医師会	枝の会
NPO法人	園芸福祉ファームおーい船形促進隊
岡田病院家族会「さくらの友の会」	グループひとみ
更生保護女性会	心の健康を守る会
子ども会連絡協議会	サンスマイル
支援者つくしんぼ	歯科医師会
視覚障がい者協会	肢体不自由児者父母の会
自治会（自主防災組織・自主防犯組織）	自閉症協会
社会福祉法人	手話サークルキャラの会
手話サークルけやきの会	商工会
商工会議所	消防団
食生活改善推進員	女性団体連絡協議会
市立保育所保護者連絡会	身体障がい者福祉会
青少年相談員	青少年補導員
青年会議所	赤十字奉仕団
その他市内各企業（社会貢献活動等）	断酒会新生会
地域活動支援センターきらり	地域活動支援センターさくら
地域活動支援センターすまいる	地域活動支援センターのぞみ
地域ボランティア	千葉ダルク「スリークォーターハウス」
千葉盲ろう者友の会	中途失聴者・難聴者の集い「みみずくの会」
聴覚障害者協会	デイケアクラブ「小枝の会」
手作り拡大写本かたつむりの会	手をつなぐ親の会
点訳の会	点訳奉仕会
P T A	ビオラの会
福祉の拠点づくり応援隊	保健推進員
保護司会	母子寡婦福祉会
ボランティア協会	ボランティアセンター登録団体
ボランティア連絡協議会	民生委員児童委員
メンタルサポート野田そよかぜ	盲人給食サービスグループ
薬剤師会	要約筆記サークル「ほたる」
ライオンズクラブ	朗読グループあいの会
ロータリークラブ	

(アイウエオ順)

(2) 市民アンケート調査の結果概要について

① 調査の目的

この調査は、15歳以上の市民を対象に、地域福祉を一体的に推進するための意見・要望などを把握し、「野田市地域福祉計画」を策定するにあたっての基礎資料を得ることを目的として実施しました。

② 調査対象及び調査方法

15歳以上の市民3,000人を対象とし、郵送による配布、回収。

③ 調査期間

平成26年3月

④ 調査表の回収結果

- ・送付数 3,000 件
- ・回収数 1,265 件
- ・回収率 42.2 %

(H21参考：回収数 1,048 件 回収率 34.9%)

⑤ 集計

調査結果の%表記については、少数第2位を四捨五入した値であるため、単数回答でも合計が必ずしも100%になるとは限らない。

複数回答の質問は、回答数を100%として各種選択の率を算出しているため、合計は100%を超えている。

【野田市地域福祉に関する市民意識調査結果報告及び総括】

この調査は、15歳以上の市民を対象に、地域福祉を一体的・計画的に推進するための意見・要望などを把握し、「野田市地域福祉計画」を策定するにあたっての基礎資料とするために実施しました。

調査項目は、より良く意見・要望を把握するため、前回意識調査（平成21年）の調査項目に加え、新規質問事項を追加し実施いたしました。
主な内容は次の通りです。

地域との関わりについて

・ 隣近所とのつきあい方

近所の人とお付き合いは、多くの方が「あいさつ」「立ち話」をする程度のお付き合いはされていますが、「家を行き来」する程のお付き合いはされていないようです。また、「あいさつ」「立ち話」以上のお付き合いも望んでいないといえます。そして現状「住み心地」として多くの方が”満足”していると言えます。

・ 困っている方に手助けしたいこと/困った時に手助けして欲しいこと

ご近所の方が困っているときは、「安否確認の声かけ」や、「災害時の手助け」などの手助けをした思っており、同様に、自分や家族が困った時にも、「安否確認の声かけ」や「災害時の手助け」といった手助けを望んでいると言えます。

・ 地域生活での問題に対する住民相互の協力関係

「住民相互の自主的な助け合い」はほとんどの方が”必要”としています。

地域での活動について

・ 地域福祉の関するボランティアやNPO活動、地域活動への参加

地域福祉やボランティア活動を経験された方は前回調査より若干少なくなりましたが、3割以上の方が経験者です。

・ ボランティアやNPO活動、地域活動に期待すること

ボランティア活動やNPOの活動への期待は前回調査結果同様に「災害時の救助活動」が上位に位置しており、市としては「ボランティアなど活動状況の提供」が必要とされています。

・ 市民が担うべき福祉活動

市民が担うべき福祉活動としては、「一人暮らし高齢者の地域での見守り」が前回調査結果同様の上位に位置しています。

日常の暮らしの課題について

・ 地域で解決すべき課題

多くの方が前回調査結果同様に「家族の介護」「健康づくり」といった課題が上位に位置しています。

・ 分類別の課題（高齢者福祉・障がい者福祉・子育て支援）

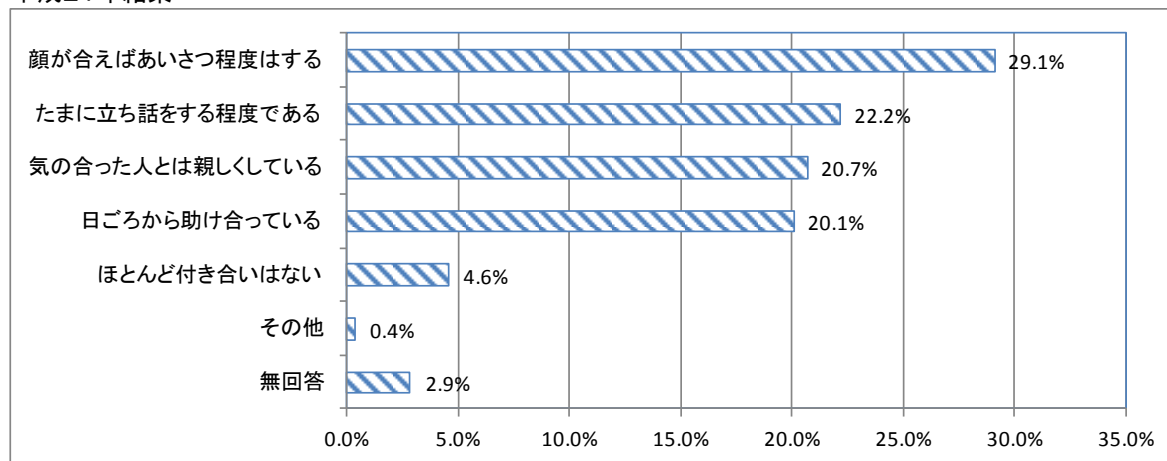
高齢者福祉については「火事や地震など災害時の対応」や「住宅での医療や介護サービス」が上位に位置し、障がい者福祉については、「障がいをもっている方への理解」「普通の生活や外出への支援」が上位に位置しています。

地域との関わりについて

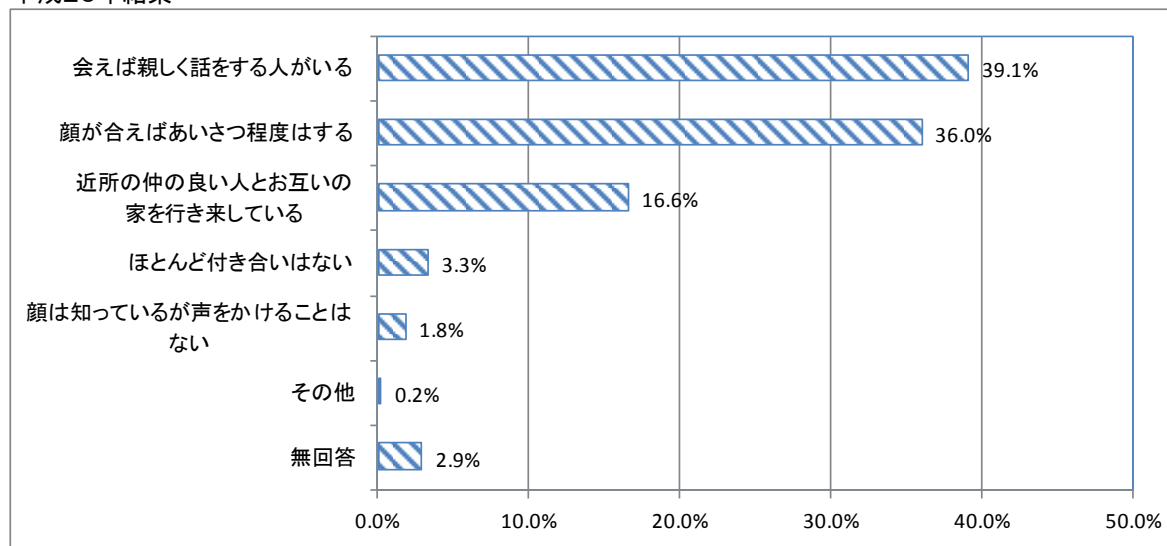
問 あなたは、近隣の人とはどの程度お付き合いをしていますか。

(その他、無回答については省略)

平成21年結果

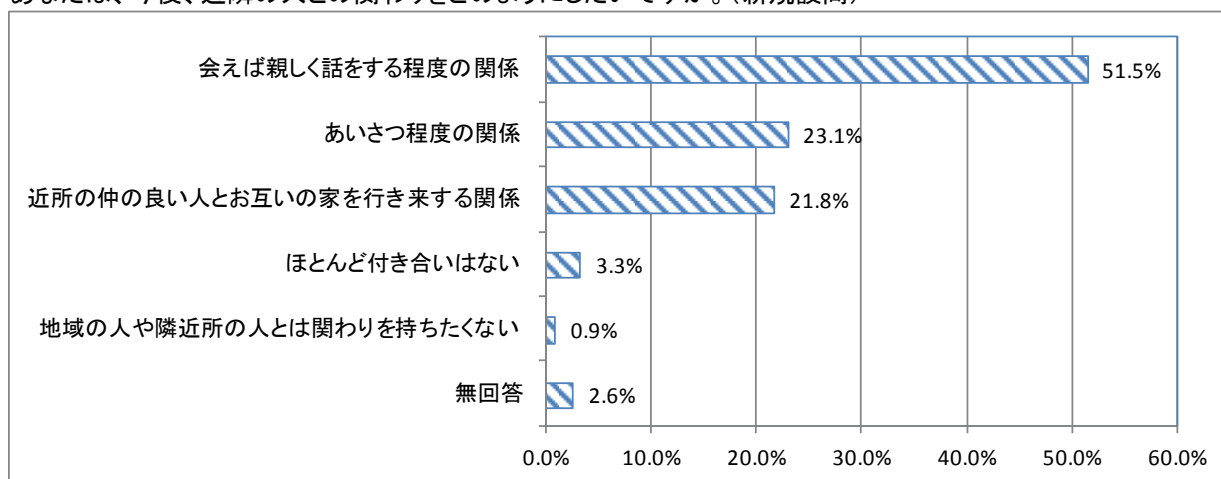


平成26年結果



近隣の人とのつきあい方をみると、「あいさつ」や「立ち話」といった程度のつきあい方が、前回の調査結果と同様に多く占めております。まったくつきあいのない方も前回と同様の結果が読み取れます。

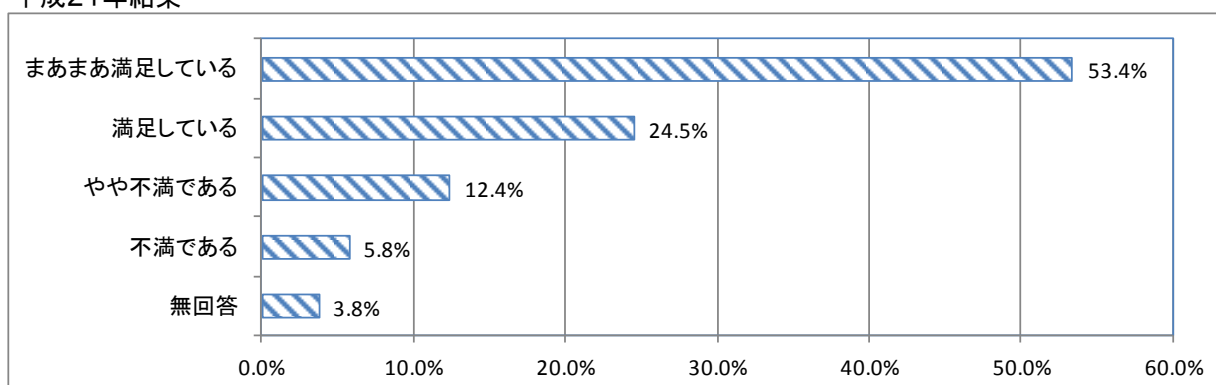
問 あなたは、今後、近隣の人との関わりをどのようにしたいですか。（新規設問）



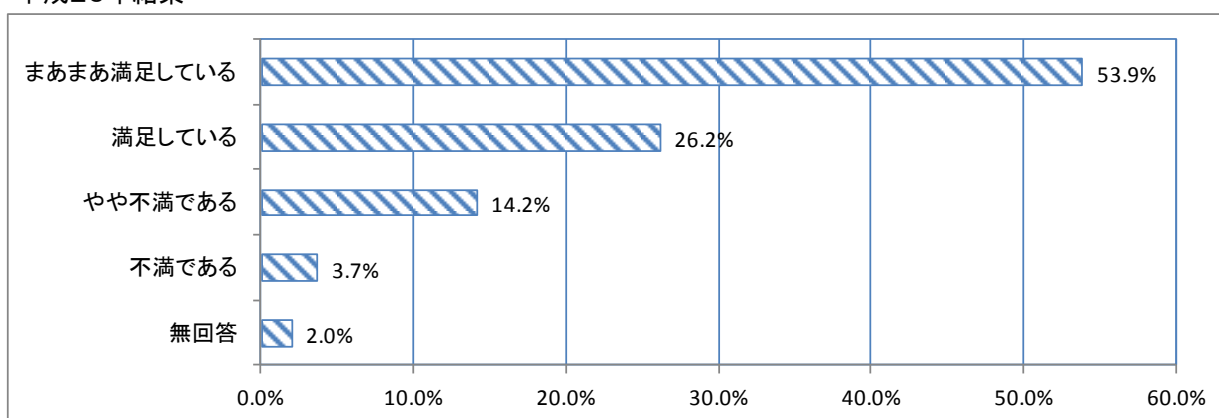
現状で、「あいさつ」や「立ち話」程度のつきあいが多くを占めていますが、近隣の方との関わりとしては、「あいさつ」や「立ち話」程度のつきあい方でよいと、多くの方が考えているようです。

問 今住んでいる地域の住み心地に満足していますか。

平成21年結果

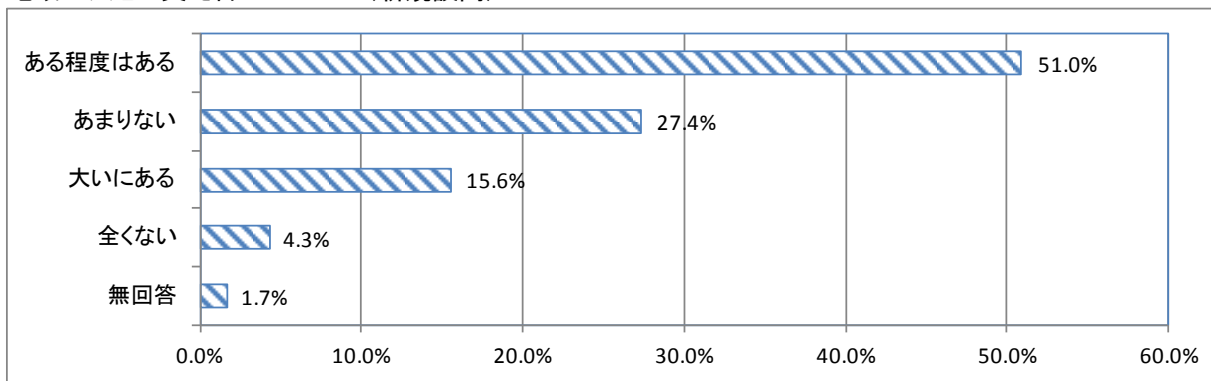


平成26年結果



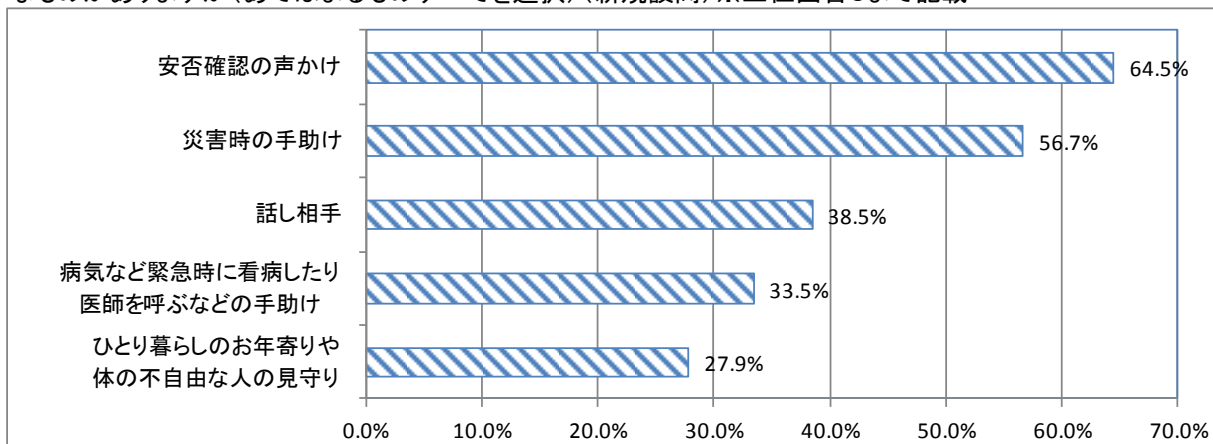
「まあまあ満足している」「満足している」と「満足」している方が前回同様に多くを占めております。一方、「やや不満である」「不満である」と合わせた「不満」も同様に前回と同じ結果となっています。

問 地域の人との支え合いについて(新規設問)

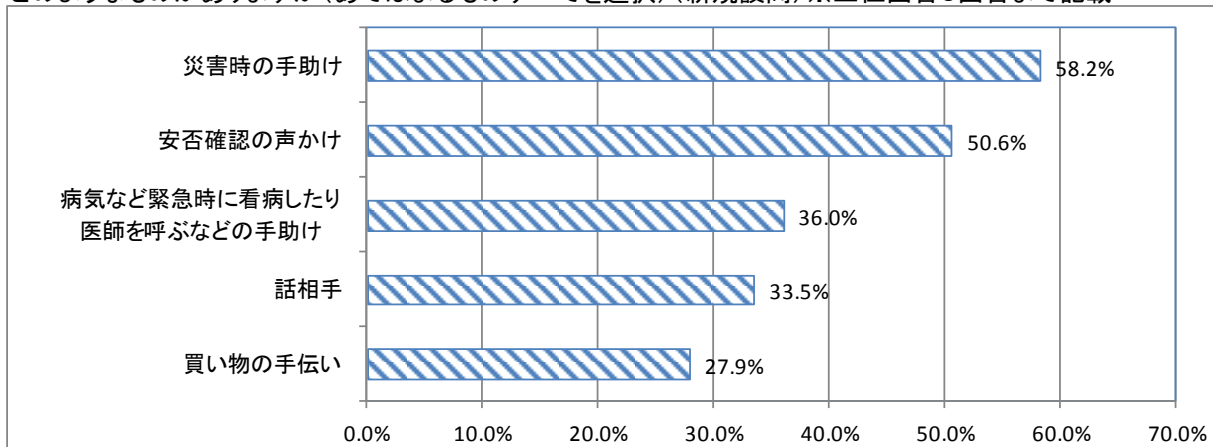


現在、生活している中で地域の人との関わりにより、支えられていると感じることが”ある”としている方が半数を占める一方、”ない”とする方も少なくはない結果です。

問 ご近所との付き合いの中で困っている方がいたときに、あなたが、「手助けをしたい」と思うことはどのようなものがありますか(あてはまるものすべてを選択)(新規設問)※上位回答5まで記載

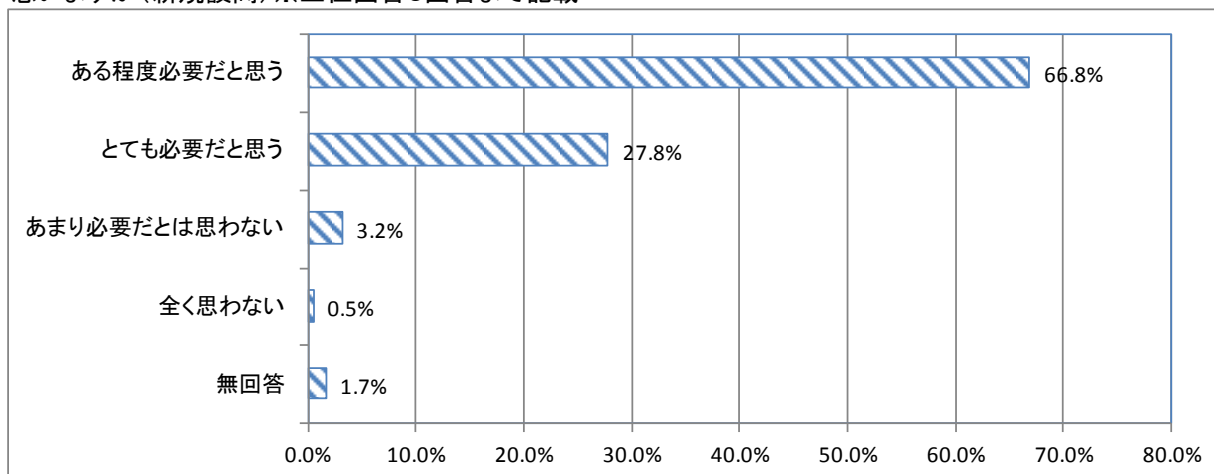


問 ご近所との付き合いの中で、あなたやあなたの家族が、困った時に、「手助けをして欲しい」と思うことはどのようなものがありますか(あてはまるものすべてを選択)(新規設問)※上位回答5回答まで記載



「災害時の手助け」「安否確認の声かけ」といった非常時における助け合いが、近所との御付き合いの中で、求められることと求めることが一致していると言えます。

問 あなたは、地域の課題に対する、住民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性について、どのように
思いますか(新規設問)※上位回答5回答まで記載

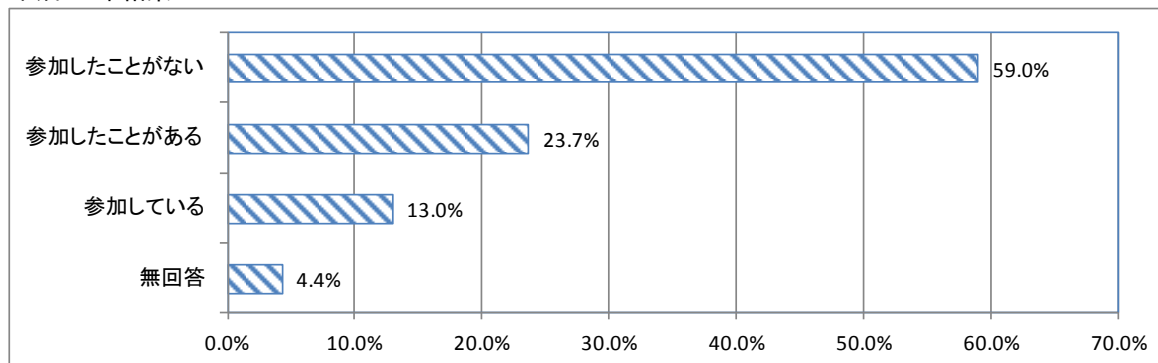


「とても必要だと思う」は4人に1人強の割合となっている。「ある程度必要だと思う」と合わせるとほとんどの方が”必要”としています。

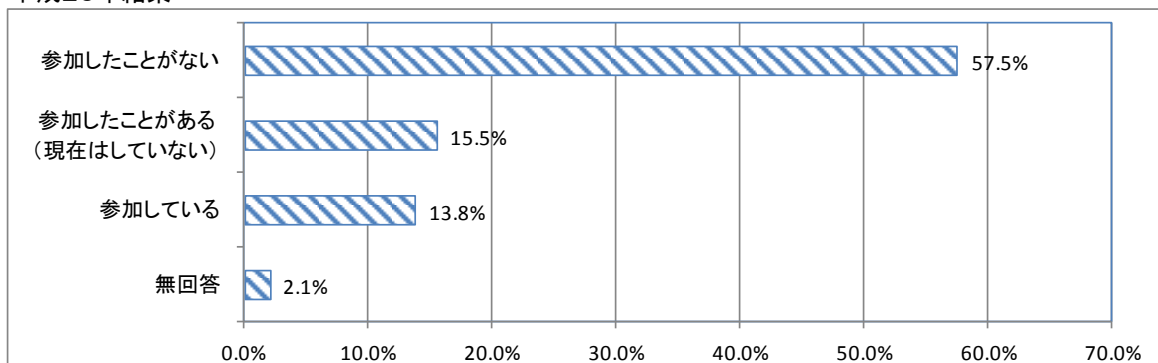
地域での活動について

問 あなたは、地域福祉に関するボランティアやNPOの活動、地域活動に参加しています

平成21年結果



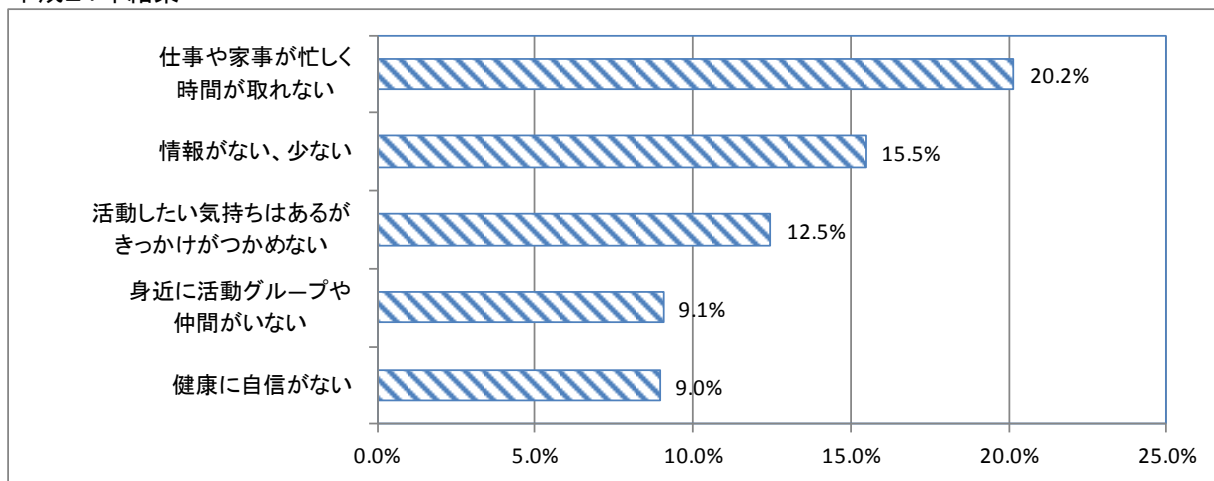
平成26年結果



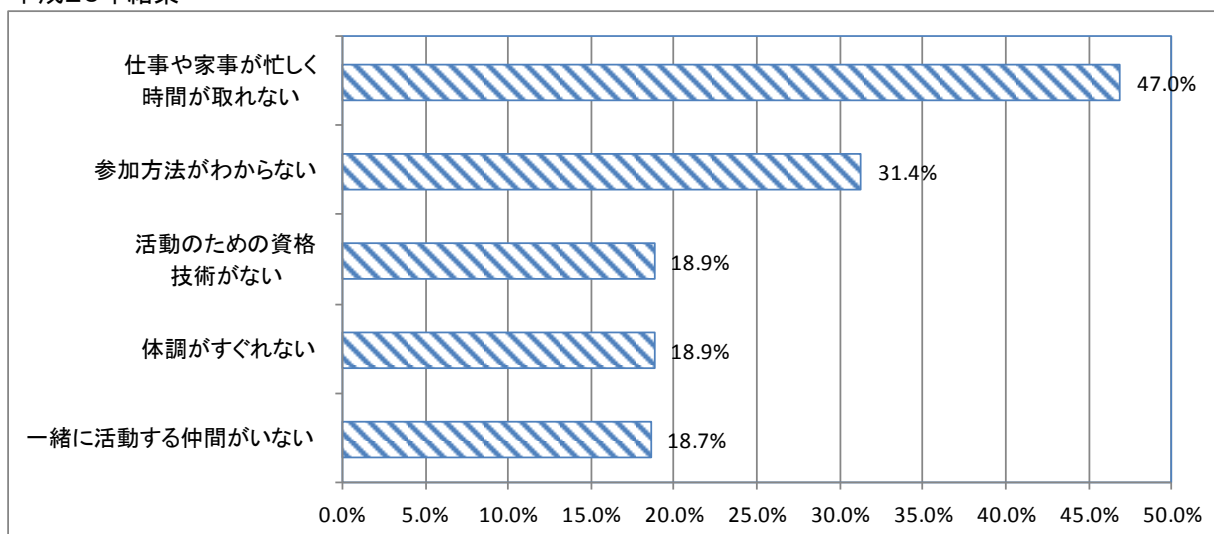
「参加している」「参加したことがある」と合わせると、3割弱の方は活動経験をもっていることとなります。前回の調査結果では3割以上の方が活動経験をもっていました。

問 ボランティア活動に参加できない理由についてお聞かせください（H26 3つまで選択）
（上位5回答まで記載）

平成21年結果



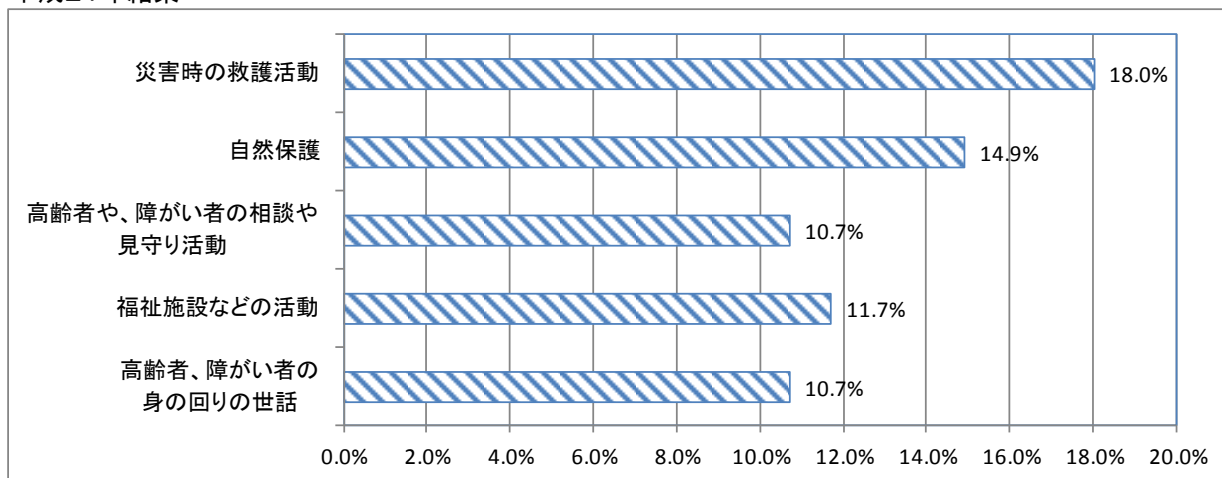
平成26年結果



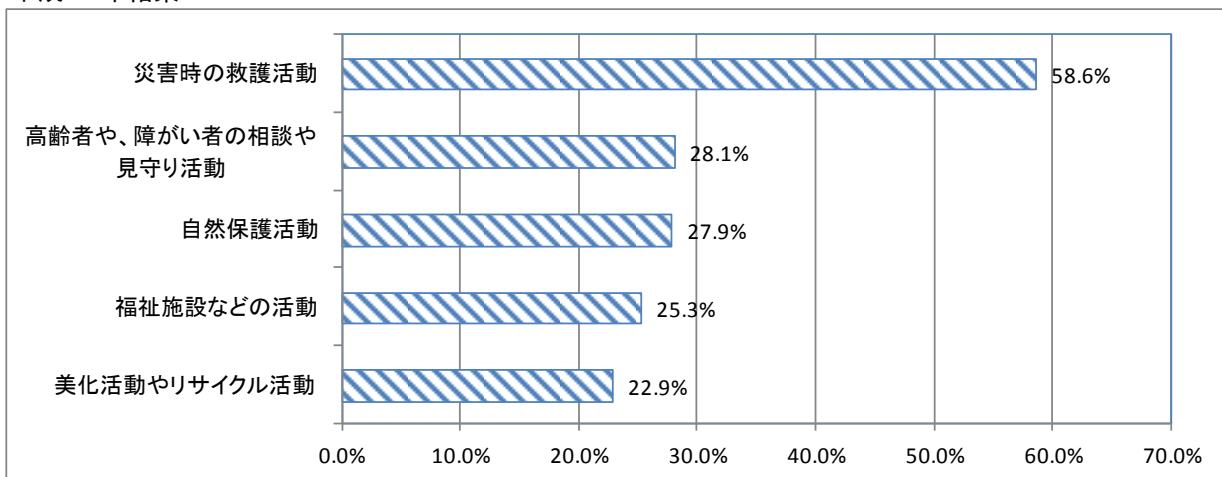
地域活動に”参加していない”人の理由としては「仕事や家事が忙しく、時間が取れない」が前回調査結果同様に多くを占めています。「参加方法がわからない」「仲間がいない」といった情報提供不足が前回同様の結果となりました。

問 あなたは、ボランティア活動やNPOの活動、地域活動に何を期待しますか（H26 3つまで選択）
（上位5回答まで記載）

平成21年結果



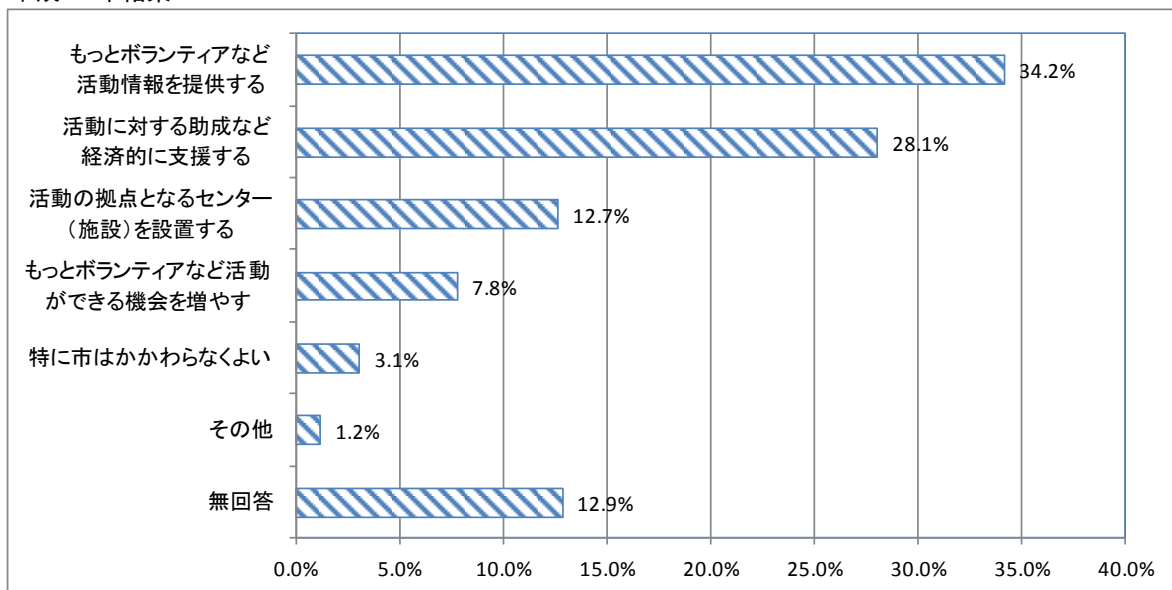
平成26年結果



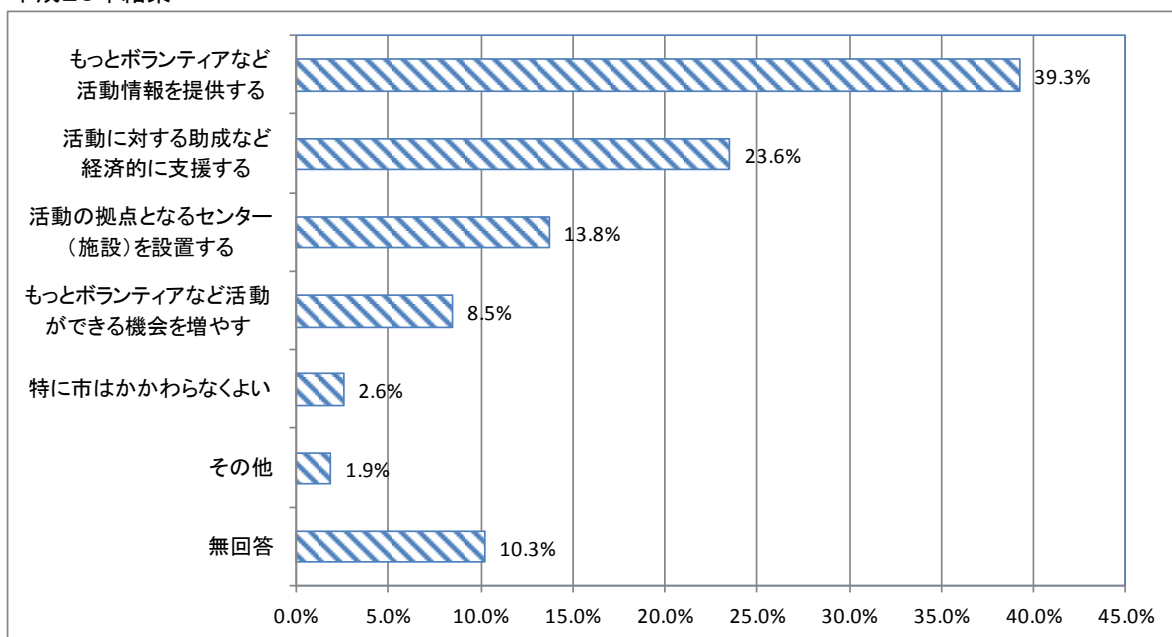
「災害時の救護活動」が前回調査結果同様、最も多くを占めています。「高齢者や、障がい者の相談や見守り活動」が「自然保護活動」を前回調査結果よりも上位となっています。

問 市民による地域活動に対し、市からは、どのような支援が最も必要だと思いますか

平成21年結果



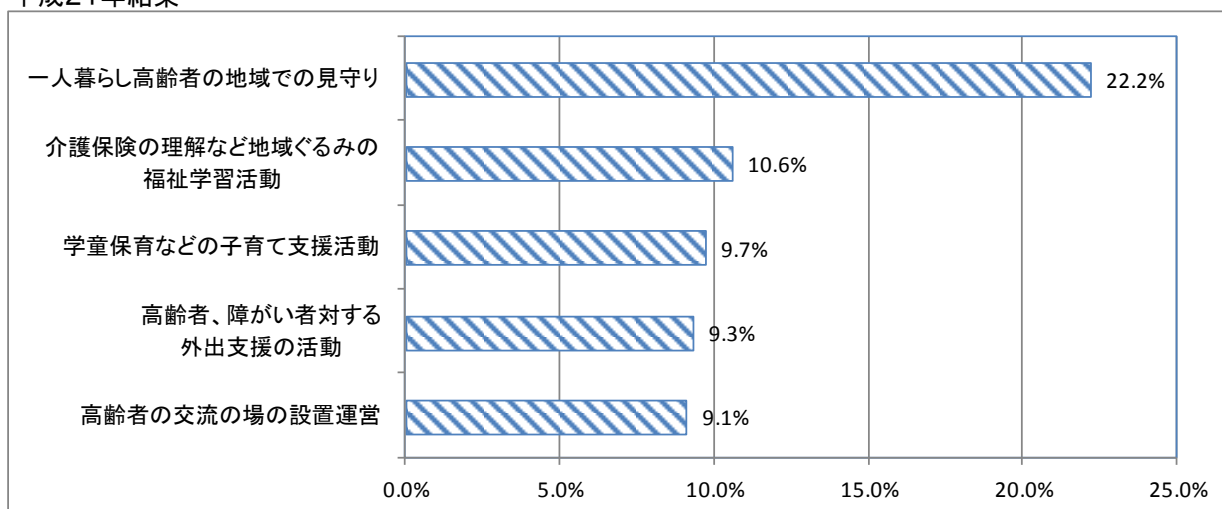
平成26年結果



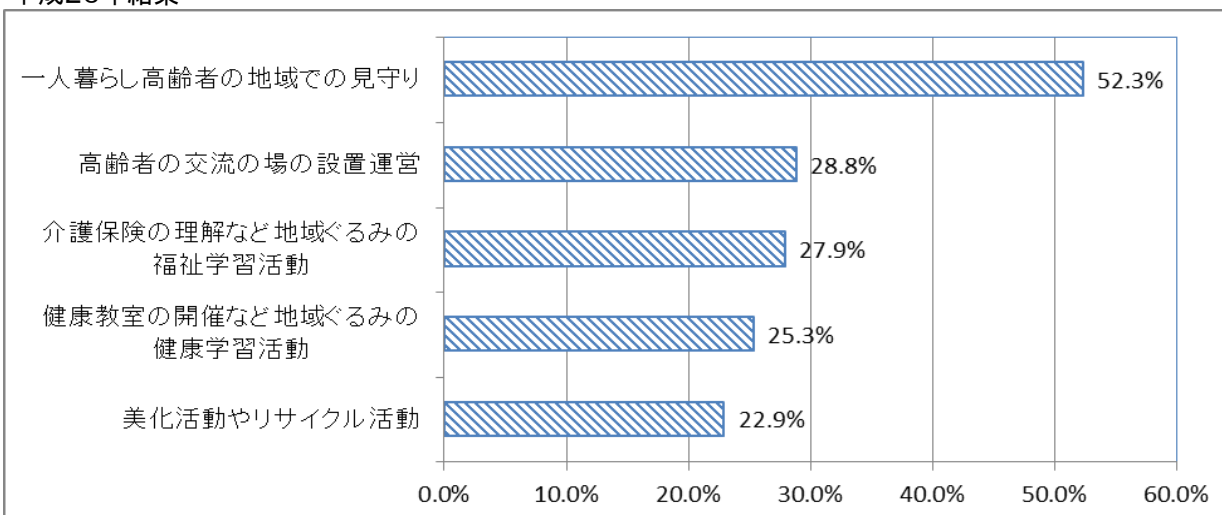
市からの支援のあり方としては「もっとボランティアなど活動情報を提供する」が多くを占めており「活動に対する助成など経済的に支援する」「活動の拠点となるセンター(施設)を設置する」が次いで多くなっており、前回調査と同様の結果になっています。

問 市民が担う福祉活動として、今後どのような活動が重要だと思いますか（H26 3つまで選択）
（上位5回答まで記載）

平成21年結果



平成26年結果

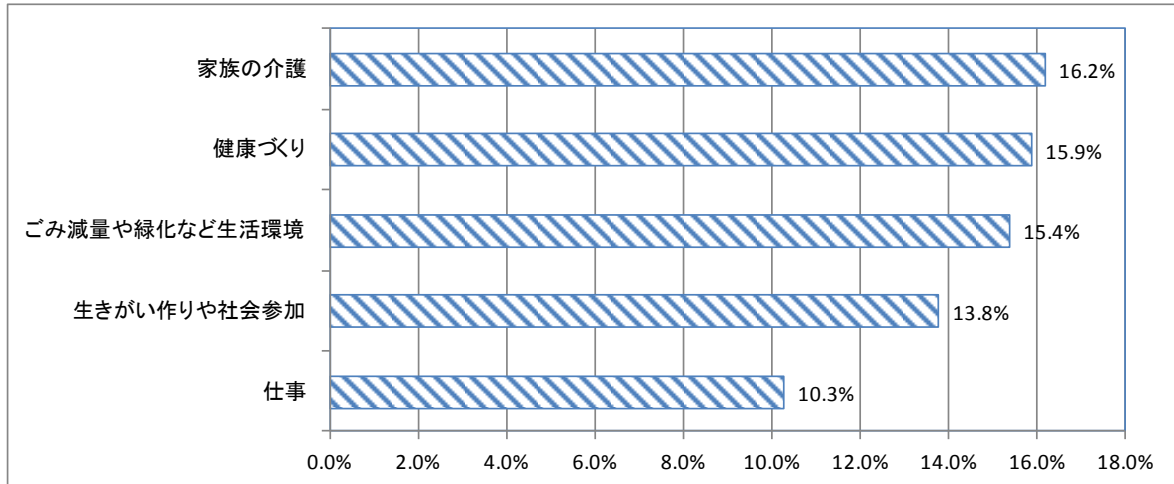


市が担うべき福祉活動としては、「一人暮らし高齢者の地域での見守り」が前回調査同様に多くなっています。また「福祉学習活動」「健康学習活動」といった”学習”を求める意見も多いようです。

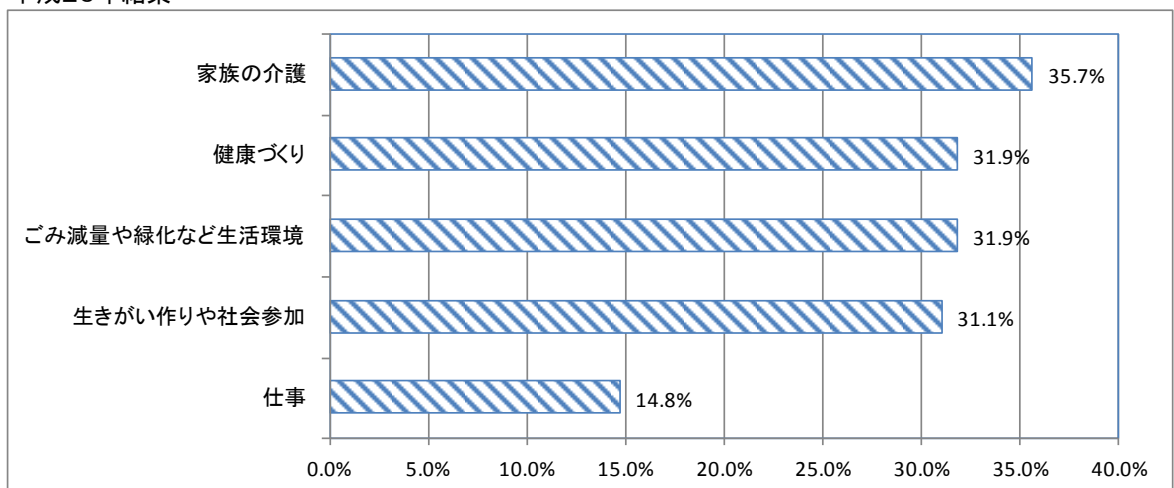
日常の暮らしの課題について

問 あなたが住んでいる地域で日々暮らしていくに当たり、「解決すべき課題」となっているものはなんですか
(上位5回答記載)(H26は3つまで回答)

平成21年結果



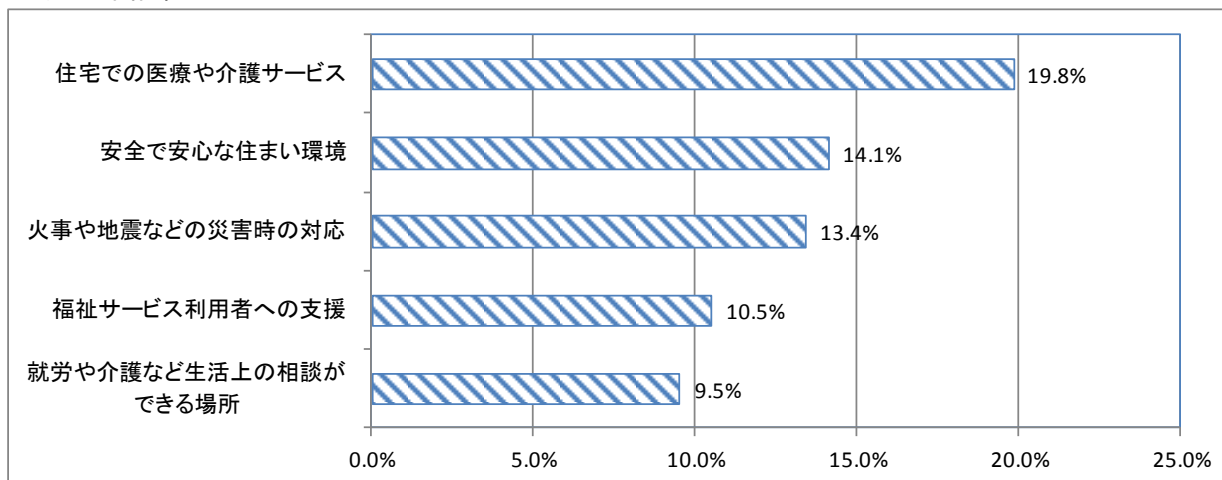
平成26年結果



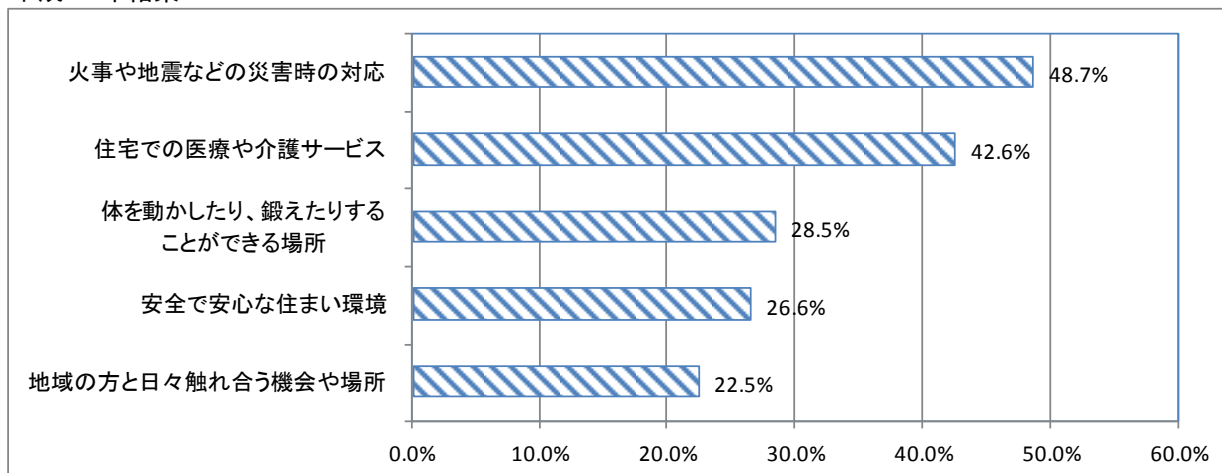
解決すべき課題については前回調査結果とまったく同じ傾向です。「家族の介護」「健康づくり」といった誰もが直面する内容となっています。

問 高齢者福祉の課題について
(上位5回答記載 H26は3つまで回答)

平成21年結果



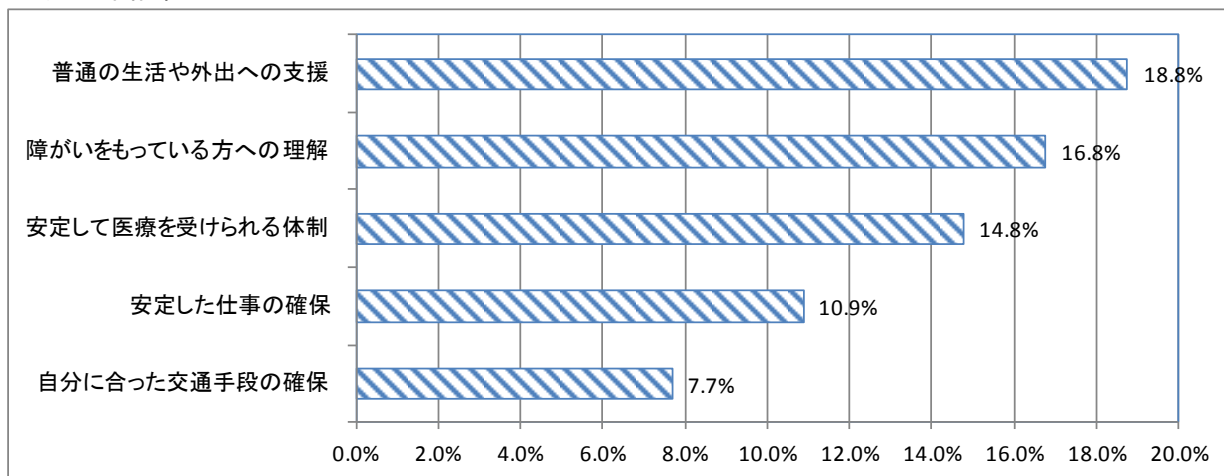
平成26年結果



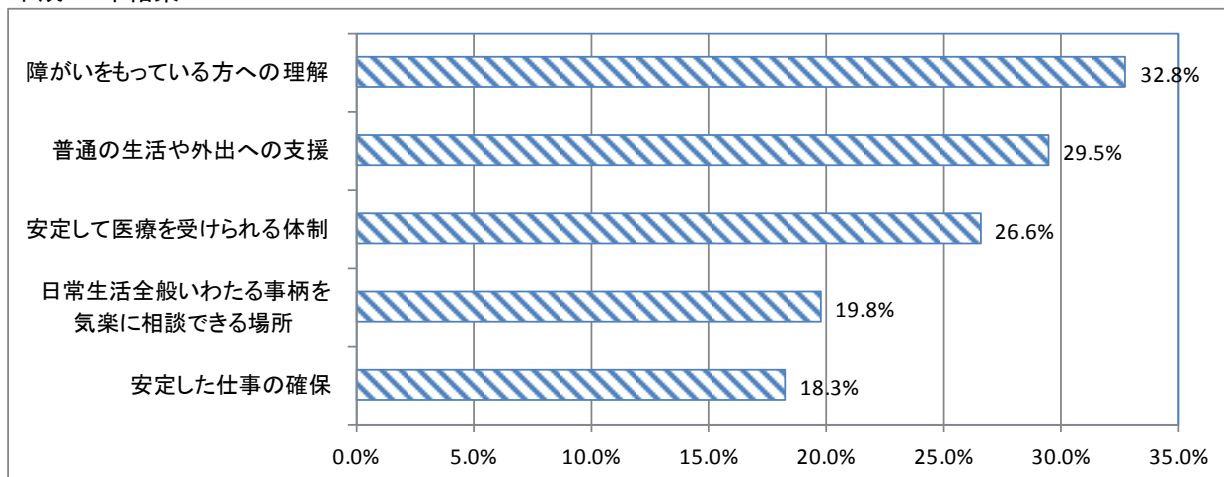
前回調査結果と比べますと、「火事や地震など災害時の対応」が「住宅での医療や介護サービス」より上位に位置しています。

問 障がい者福祉について
(上位5回答記載 H26は3つまで回答)

平成21年結果



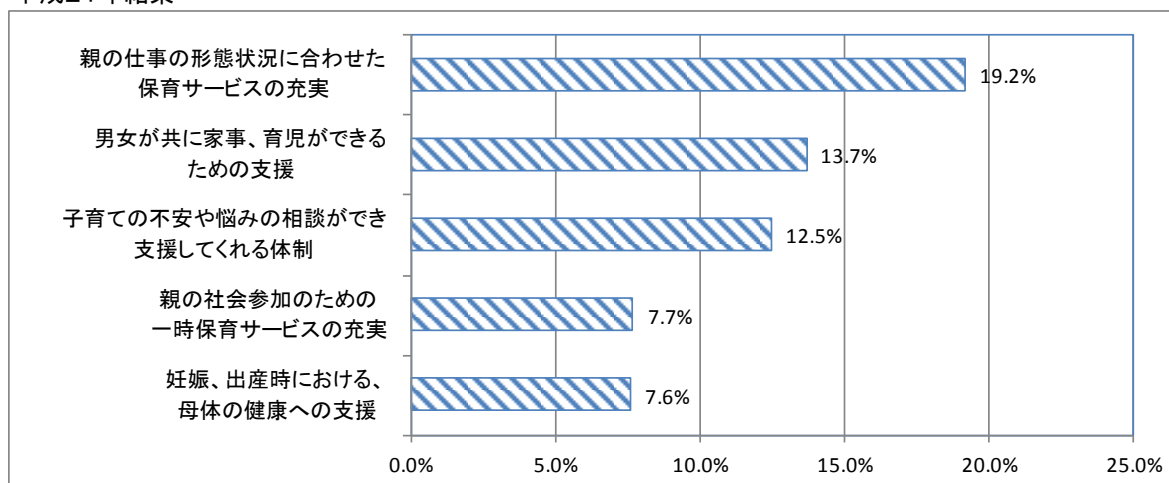
平成26年結果



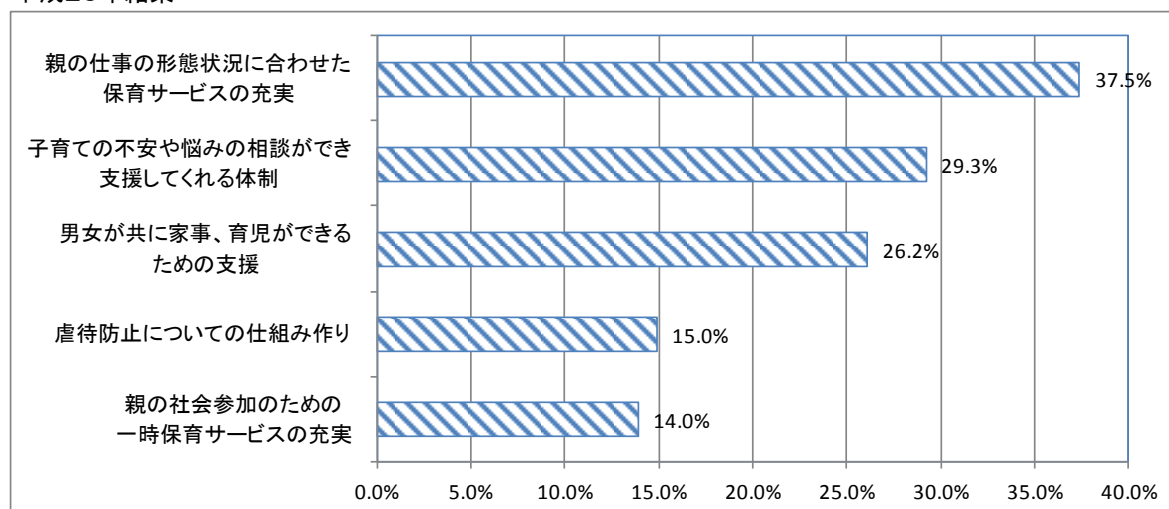
前回調査結果と比べますと、「障がいをもっている方への理解」が「普通の生活や外出の支援」より上位に位置しています。

問 子育て支援について
(上位5回答記載 H26は3つまで回答)

平成21年結果



平成26年結果



前回調査結果同様に、「親の仕事の形態状況に合わせた保育サービスの充実」が上位に位置しています。

○自由記入の欄に記入のあった意見・要望

- ・近所のつきあい方が重要だと思う。(皆が知り合い、顔見知りだと、防犯や手助けがしやすい)
- ・子育て時代への充実を強く望みます。
- ・まめバスの時刻をふやしてほしいと思います。
- ・野田市のゴミ袋がやぶれやすい。それに、1袋が高すぎる。
- ・SOSのオレンジの旗を持っていると安心感があります。市の予算面もあると思いますが、出来れば家族全員に持たせればよいと思います。
- ・高齢者など、体の不自由な人に対してやさしく見守り、接することが必要だと思う。なにか、みんなせかせかしすぎの様な感じがします。
- ・公園などの充実、道路のバリアフリー、車イスで散歩してもゆっくりできるような環境がほしいです。ベンチの設置、花壇の充実など、自然と人々が集まりやすい環境を作してほしい。

野田市の市道は最悪です。みんなが平等に使用する道路をよくしてほしいです。

- ・少なくとも、近所の顔ぐらいわかり、災害時には助け合える。学校関係も子供をおまかせではなく、PTAで育てていく環境。
- ・寝たきりや認知症の介護など、生活上の相談などが出来る場所がもっとたくさん有ると助かります。
- ・野田で誕生し、ほんのわずか他県で過ごして現在に至っています。

野田では、親族、友人、知人に恵まれ地域社会の手助け等を受けることは、実感として考えの対象外でした。

改めて地域を意識し、体験し、積極的に関わってゆくべきと思うようになりました。

ここに揚げられているような項目が、すべて成就されることを望んでいます。それが最高と思っています。

- ・日常の買い物が、遠距離に大型スーパー化してしまい、中央が空洞化し、商店街の活気がなくなってしまい、今後高齢者には、不安である。集まる場所があったからこそ、地域の支え合いにもなると思う。商店街そして野田市駅前のにぎわいをとり戻し、魅力ある町作りをお願いしたい。
 - ・災害時に強い町作り。
 - ・支え合い、助け合いを強要せず、各々が出来る範囲内で（規制をかけず）、静かに暮らせたら…と思います。
 - ・自分で出来るボランティアに参加する。
 - ・ご近所に一声掛けて、コミュニケーションをとる。
 - ・もっと民生委員の活動している人達の名簿、あるいは具体的に地域の中で活動している人の状況を周知させてもらいたい。
- また、名問名利でなく、実質に支援してくれる人を選ぶなり近隣の推薦制度を確立している様、願いたい。
- ・独居老人に対する定期的訪問と激励、同時に生活上の悩みなど相談事に応じることができる態勢が必要。

- ・地域の支え合い、助け合いは大切だと思うが、だからと言って税金を上げることには理解できない。
- ・現在元気ですので、自治会の清掃やパトロールに参加し、近所の方々ともいろいろと話をすることが出来ます。
これから先、自分で生活するのが無理になった時、市の老人ホームがあればいいのと思っています。
- ・ご近所との交流は必須だと思う。その中での助け合い、支え合いが出来てくる。まずはご近所と仲良くする事。

【野田市地域福祉に関する福祉関係団体ヒアリング結果報告及び総括】

福祉関係団体を対象に、地域福祉を一体的・計画的に推進するための意見・要望などを把握し、「野田市地域福祉計画」を策定するにあたっての基礎資料とするために実施しました。

ヒアリングにて出された意見・要望等を現計画の「基本方針」に基づき、分類・整理しました。
その主な内容は次の通りです。

保健福祉推進のための「きっかけづくり」

- ・ 地域の民間会社に対して地域福祉計画等について啓蒙するような働きかけ

保健福祉推進のための「人づくり」

- ・ ボランティア団体の会員の減少や、活動への理解、情報提供

保健福祉推進のための「ネットワークづくり」

- ・ 何時でも、何処でも、自由に自立と社会参加が推進されるような施策や、社会と関わりを持ってないでいる障がい者の把握や支援

総合的・横断的なサービスの充実

- ・ 障がい者を診断する医師の不足や、病院・施設・行政の連携したサポート体制づくり
- ・ 窓口で常勤体制の要約筆記者の設置や、単なる通訳としてではなく、障がい者の福祉施策等にも精通した設置通訳者(正規職員)の新設

効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備

- ・ 「のだ市報」やホームページだけでの広報では不十分で、障がい者に特化した情報提供のあり方の再検討が必要

福祉サービス利用者の相談体制の充実

- ・ 情報不足や受け入れ体制が整っていないことから、情報提供と精神的なサポート体制が必要となり、相談窓口の役割は重大であり、同障がい者が相談に乗れるような体制が望まれる

バリアフリー社会の確立

- ・ 安心して暮らせる福祉のまちづくり範囲が広がり、数年前に比べ歩道等改修されバリアフリー化され下を見つめながら歩く事が少なく安心して気持ちいい

地域活動の活性化を通じた地域の活性化

- ・ 災害時の連携、挨拶、見守りパトロール、助け合い、協働

7. 野田市の福祉を取り巻く課題

(1) 地域社会の状況変化に対応した保健福祉サービスの提供

平成15年6月に関宿町と合併してから約10年が経過した現在、人口は微増ながら増加傾向を示しており、進捗している宅地開発や再開発事業などから流入人口の増加を見込んだ予測がされています。

このような中で、これまで保健福祉の需要拡大への対応に努めてきたところですがさらなる増大が見込まれることから、市民一人ひとりが適切な保健福祉サービスを享受できるよう、きめ細かな受け手に配慮した情報の提供や専門的な人材の育成、各種在宅サービスの充実、関係機関の充実したサービスの提供に向けた基盤整備や強化を継続的に図る必要があります。

特に情報の共有化に向けた取組や、子育て支援施策による保育サービスの充実、高齢者や障がい者の在宅サービスや社会的孤立者、生活困窮者への支援、「誰もが健康でいきいきと生活する」ための疾病予防を含めた健康づくり等への取組が求められています。

また、必然的に保健福祉等の対象者が増加するとともに、要支援者の保健福祉サービスに対する要望の多様化が進む中で、効率的・効果的に各種施策を展開するために、ニーズを的確に把握し、市民の合意形成を前提に努めながら関係分野の連携を図り、総合的・横断的なサービスの充実を図る必要があります。

(2) 市民が求める保健福祉活動に対応した基盤づくり

本市の一部には、まだ農村集落特有の「互助の精神」に基づく地域活動が残っていますが、都市化や少子高齢化が進み、単身世帯や核家族が増加する中で、東武野田線（東武アーバンパークライン）の沿線周辺や宅地開発区域の周辺市街地では、ライフスタイルや価値観の多様化がますます進み、住民同士のコミュニケーションが希薄化して地域コミュニティが形成しにくくなっている地域があります。

このような中で、地域福祉や健康づくりを推進するためには、「地域で暮らすすべての人が福祉の担い手であり、受け手でもある」という考え方のもと、「自助・共助・公助」の役割分担を各々理解した上で、着実に対応することが必要です。

これは、市民一人一人が「自分の健康や身の安全は自分で守る」という考え方にに基づき、自分の健康や生活を守るための活動を行ったうえで、隣人等とお互いに支え合い・助け合い、地域連携による地域全体の健康づくりや防災活動を行うことを基盤に、行政が実施主体となる保健福祉施策の中で、生活満足度の高いまちづくりをしていく方針による施策が求められています。

そのためには、「あいさつ、声かけ運動」の実践や、高齢者や障がい者等に対する理解の推進、健康づくりに対する啓発活動等の『きっかけづくり』のほか、ボランティアの確保・育成、ボランティア活動の強化、子どもを含めたあらゆる世代に対する福祉教育など『ひとづくり』に対する取組が重要となります。

また、住民同士の人間的なつながりを広め、地域の課題などを話し合う機会や場を設けることや、地域で福祉活動を実施している団体間の情報交換を行うようなネットワークの構築が課題としてあります。

(3) バリアフリー社会の確立と地域の活性化

ノーマライゼーションの理念に基づき、「誰もが住みなれた地域で、いつまでも健康で安心して暮らせ、あらゆる分野の活動に参加できる」ような社会であることを市民の誰もが願っています。

そのためには、保健福祉サービスの充実と同時に、行政をはじめ生活関連分野の関係者、地域住民が協力し、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める必要があります。交通機関や建物、道路施設等のハード面のバリアフリー化について、福祉のまちづくり運動や都市整備の進捗に合わせて引き続き推進していかなければなりません。

さらに、高齢者や障がい者等の要支援者に対する理解を深め、いつでもちょっとした介助や声掛けができるような、「心のバリアフリー」を進めるためのソフト面の取組が必要です。

また、災害や火災時の避難等に支援が必要となる要支援者の人たちにとって、地域住民の協力・支援が重要であることから、防災面のバリアフリー化について大きな課題となっています。

また、要支援者の人たちが、地域のあらゆる分野の活動に参加でき、それぞれが福祉の受け手であると同時に担い手として活躍し、いきいきと自立して生活できるような新たな地域活動の取組が求められています。

第2章 基本的な考え方

1. 計画策定に当たってのポイント（基本視点・役割）

本計画は、「野田市における社会福祉事業の計画的推進や、住民活動と公的サービスの連携を図るための指針」となり、「福祉の総合計画」と位置付けています。

そこで、福祉分野別の個別計画における施策を包括しつつ、地域に必要な福祉サービスのニーズに対応する施策を計画します。

（1）社会福祉事業の計画的推進

これまで指摘されてきた行政の縦割り構造やサービス事業の重複等、社会福祉事業の財政面に影響する非効率的な推進課題について、今後とも全体的に効率的な事業の推進を図ることに努めていきます。

野田市における分野別の個別計画では、高齢者福祉の「野田市シルバープラン」、障がい者福祉「野田市障がい者基本計画・野田市障がい福祉計画」、児童福祉では「野田市エンゼルプラン」、保健福祉から「野田市健康づくり推進計画21」があり、その計画を受けた計画または施策が存在します。

前計画において分野別の施策を横断的に整理され、他の個別計画に位置付けられていない事業を効果的に資するため、本計画でも継続的に社会福祉事業全体を推進していくものとします。

（2）住民活動と公的サービスの連携の確保

野田市の福祉活動は、各地において様々な地域団体が活動を展開しております。

【主な活動団体】

・ 地区社協、自治会、いきいきクラブ、子ども会、女性会、ボランティア等

核家族化や地域社会のつながりが希薄化していく傾向から、地域の課題が複雑化していく中で、地域住民のますます多様化していく福祉サービスのニーズに対し、全て一括した施策では対応しきれないことから、行政が地域住民や民間事業者などと協力・連携体制を確立することが必要不可欠となっており、これまで以上に相互のノウハウや人材等の活用を図り、総合的効率的なサービス提供等を構築することが求められています。

(3) 行政改革の中で施策の充実を図る視点

市民サービスの更なる向上を図るために、限られた財政の中で、可能な限り有効活用し最小限で最大の効果をあげるため、さらなる行政改革の必要性が高まっています。

市の責任ではありますが、行政自ら行わなくても民間活力を活かした方が経済的・効率的に有利な事業や、社会変化に即応した市民ニーズに対応することが望まれる事業等については、民間の積極的な活用や地域住民の相互扶助による保健福祉サービスをより優先的に推進していくものとします。

2. 計画が目指すもの（めざす姿）

- 互いに認め合い理解し合うことでまちは輝く！
- 「自助・共助・公助」の役割分担を踏まえた身近な地域での支え合い！
- 排除するのではなく誰もが希望を持てるまちへ

地域には、年齢や障がいの有無だけでなく、性別、容姿、出身地（国籍等）、趣味、特技、嗜好などが異なる多様な人々が生活し、様々な生活課題を抱えて暮らしています。

こうした人達が、その特徴によって差別化され不利益を生じることは、安心したまちづくりに反することであり、少子高齢化が進む中では特に、個人の特性を認め互いに理解し合うことで地域やまちづくりを進めることが大変重要なことです。

これは、「自助・共助・公助」の役割を踏まえ、身近な地域での支え合い（地域福祉）をより一層推進することが求められていることとなります。

野田市では「地域福祉計画が目指すもの」として、「高齢者、障がい者などを福祉の一方的な受け手として排除するのではなく、これらの方々を含めた地域で暮らす人、すべてが福祉の担い手であり、受け手であるという考え方のもと、皆が共に手を携えて希望を持てるまちを目指していく」ことを位置付けています。

3. 基本理念

福祉サービスの受け手のみならず、その担い手や普段の生活に福祉を意識していない方まで、全ての方々が福祉の受け手になる可能性があり、「誰もが地域に自信と誇りを持ち、誰もが協働・連携して福祉を進め、誰もが安心して暮らすことのできる仕組み（セーフティネット）を構築する」ため、地域の市民と行政が役割分担を行いつつ、関係機関の横断的な連携強化を進め、保健・福祉・医療に係る施策の充実を図っていく必要があります。

野田市の総合計画では、将来都市像を「市民が創るふれあいのまち野田」から本市の方向性を表現した「活力とみどりゆたかな文化福祉都市」における「福祉」について、「全ての人々が安心して暮らせるための健康・福祉・医療等」を目指すこととしています。

そのため、本計画では「計画が目指すもの」を実現するため、3つの基本理念を掲げており、理念達成のための基本目標、基本方針とともに本計画（第2次改訂版）においても継承し、これまでの施策をさらに継続発展していくものとします。

- (1) 誰もが住みなれた地域で、いつまでも安心して暮らせるまちづくり
- (2) 子どもの健全育成を通して、誰もが地域に自信と誇り（シティプライド）を持てるまちづくり
- (3) 市民と行政の協働・連携でつくる福祉推進のまちづくり

(1) 誰もが住みなれた地域で、いつまでも安心して暮らせるまちづくり

地域に暮らす人々すべてが「福祉」に関わっていることを認識することが重要であり、市民一人一人が地域社会を構成している一員としての役割を担うことです。

それは、年齢や性別、障がいの有無に関わりなく、個性や能力の違いを認め合い理解し合うことから始まり、お互いの人権を尊重し守ることが重要となります。

そこで、誰もが住み慣れた地域のあらゆる活動に参加でき、いつまでも健康で安心した生活が営めるよう、市民や行政、地域がそれぞれの役割の中で継続的な相互支援を行うことが求められ続けます。

(2) 子どもの健全育成を通して、誰もが地域に自信と誇り（シティプライド）を持てるまちづくり

「誰もが住み慣れた地域いつまでも安心して暮らせるまちづくり」を将来にわたり継続的に維持発展させるには、子どもの存在が欠かせないことではありますが、野田市の出生率が近年は減少傾向を示し、少子化対策が極めて重要な課題となっています。

「子ども・子育て支援」の施策が施行されるなど、家庭だけではなく地域による子育て環境づくりに努めているところです。

また、思春期における子ども達の現在の環境は、共働きの家庭、離婚率及びひとり親家庭の増加のほか、インターネットの普及や非行の低年齢化等、社会問題の増加だけでなく複雑化した傾向がうかがわれます。

こうした状況から、子どもの健全育成には「子どもは親の背中を見て育つ」ことを再認識するとともに家庭はもちろん、学校、地域、行政等がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携した取組が必要となっています。

また、地域において、子どもは未来を担う「宝」であることから、知育、体育、徳育のほか、これらの基ともなる食に関する教育として「食育」などを通じ、地域独自の歴史、伝統、文化等について継承していくことが求められています。

このような活動を通じて大人が見せる姿は、子どもが地域愛を育むことから、その子どもが地域参加を繋げていくこととなり、誰もが生活の場である地域に自信と誇りを持てる「シティプライド」のまち及び地域となることが、地域福祉を一層向上することにつながります。

(3) 市民と行政の協働・連携でつくる福祉推進のまちづくり

地域福祉の推進は、住民や社会福祉事業者等が主体となっていますが、行政が加わり地域社会の構成員としてお互いが参加・協力し合うことで、それぞれの機能が活かされさらに大きな力を生み出すこととなります。

地域連携は、お互いが自分の役割を務めながら協働し取り組むことで、いきいきと暮らしていける夢と希望をもてるまちづくりが期待でき、福祉推進の大きな力となります。

1. 基本目標

(基本目標 1) 市民が求める地域福祉や健康づくりを推進するための基盤づくり

【すべてのベースづくり】

野田市は全国の傾向と同様、少子高齢化や核家族化が進んでいますが、市民の間には、古くから隣近所の付き合いや慣習が残っている地域が多くあり、この風土に基づいた地区社協や自治会などによる地域活動、ボランティアやNPO法人などの活動が活発に行われています。

このように東京など都市近郊地域のベッドタウンでありながら、昔ながらの風土が残る地域ですが、市民意識調査にもあるように、地域の課題に対する住民の相互の自主的な支え合い、助け合いがある程度必要であるとの回答が圧倒的であるように、地域交流や活動の充実に対する取組がさらに求められています。

市民から求められるものは、近隣同士や機関・施設等がそれぞれお互いを支え合う連携の中で活動環境が育まれますが、その中心的な主体である市民自身が地域福祉への関心を高め、自覚とともに地域への積極的な参加や活動が不可欠となります。

市民の意識を高め醸成を図るには、求めるだけではなく「きっかけ」となる機会づくりを整えなくては広がりません。そのため、地区社協、ボランティア団体、NPO法人等の任意団体が自主的及び自発的な地域福祉の活動に取り組めるよう、福祉関係団体へのヒアリングから広報が不十分だとの指摘にもあるように、必要な情報や知識の提供から活動拠点となる場や機会の確保を支援していきます。

また、すべての市民があらゆる活動に自主的な参加ができるようにするには、地域ネットワークづくりが求められ、地域交流の場を活発に多くの機会を設ける必要があります。

本市では、活動団体に関わる「人づくり」に重点を置いており、地域福祉を推進するためボランティア活動の役割が大きくクローズアップされ、誰もが福祉サービスの担い手として活動に参加することで生きがいとなって日常生活を営むことができるような施策を図っていきます。

(基本目標 2) 利用者の権利保障も含めた福祉サービスの充実・強化

【個別サービスの充実】

現在の福祉サービスは、子どもから高齢者、障がい者に至るすべての人たちが必要とするサービスを自ら選択して受けることができるようになっております。

しかし、適切なサービスを受けるには、利用者と事業者の対等な関係に成り立ち、利用者本位の考え方に立ったより質の高いサービスを、総合的かつ効率的に提供できるようにする必要があります。

そのためには、福祉サービスにおける情報提供や活用体制を充実させることが重要であり、連携強化を主体とした行政改革を図り、福祉関係機関・団体等との連携についてさらに強化していくことで、地域の生活課題や福祉ニーズに対応し、総合的な福祉サービスの充実に向け継続的に努めていくものとします。

特に障がい者・児に対する支援については、支援事業の一貫性や継続性が重要なことから、地域、保健、医療等と連携を図り対応を進めていきます。

サービス利用者のための権利を守るため、相談体制の充実や日常生活自立支援事業、成年後見制度の周知については、近年特に詐欺などが横行する中これまで以上に努めることで市民の安全を確保していきます。

(基本目標 3) 福祉のまちづくりの推進

【誰もが同じ目線で暮らすためのバリアの解消】

高齢者や障がい者を含め、すべての人が安心して暮らせるまち・地域とするには、バリアフリーのまちづくりを進めることが必要です。

バリアフリーに関しては施設等のハード面だけでなく、また行政だけでなく福祉及び生活関連機関や地域住民が協力のもとで、ソフト面である心のバリアフリーを築き上げることが必要です。

障がいのある人や支援の必要とする人に対し、自然に声かけや手助けができるような環境づくりのため、日常生活の中における意識高揚や準備が必要となってきます。

そのため例えば、災害時要支援者と呼ばれる災害時に支援が必要な方々と、地域における情報共有や防災訓練参加などを通して、安心のできる地域づくりへ繋げるとともに、バリアフリー化の一助としても期待できることから、防災面からも早急に推進していくものとします。

これまでの施策にもありましたが、これまでの高齢者や障がい者が福祉の受け手だけでなく、担い手として生きがいを持って生活できるような地域活動が、今後さらに求められています。

また、高齢者や障がい者などの支援を必要としてきた方々に向け、自立していきいきとした生活ができるよう、コミュニティビジネスの立ち上げと支援等を検討し、福祉活動を通じた地域活性化を図れるような実現に向けた対応を継続検討します。

2. 基本方針について

①保健福祉推進のための『きっかけづくり』

著しい社会情勢の変化に伴い複雑多様化する地域社会で、保健福祉ニーズに対応するためには、保健及び福祉の各分野が連携を図ることで各種の施策を充実させることが重要となっています。

市では、高齢者について精神的・社会的に自立して充実した生活が送れるよう、生きがいと健康づくりを推進しています。

（「野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画」（野田市シルバープラン）等）子どもについては、子育て支援に対するサービスの充実を進めています。（「野田市エンゼルプラン」（「野田市子ども・子育て支援事業計画」等）障がい者については、障がい者に対する理解を広めることで、共生社会の実現に努めます。（「野田市障がい者基本計画」及び「野田市障がい福祉計画」等）保健では、市民の健康増進を図りつつ、疾病予防などについては「自分や家族の健康は自分で守る」との意識改革を進める取組を行っています。（「野田市健康づくり推進計画 21」等）

このような中で、それぞれの生活課題が地域課題として顕在し、地域課題に取り組むには、行政だけの取組には限界があるなど、地域や市民の理解と協力がなければ最終的な解決には至りません。

市民にとっては、地域参加が欠かせないこととなりますが、市民意識調査によると、「仕事や家事が忙しく、時間が取れない」に次いで「参加方法がわからない」が多く、情報提供を含めた「きっかけづくり」が保健福祉の基盤づくりと考え取り組んできましたが、今後とも普及啓発事業等との整合性を図りつつ保健福祉の推進による幅広い市民参加が得られるよう努めます。

②保健福祉推進のための『人づくり』

市民意識調査によると、ボランティアやNPO活動、地域活動に期待することとして、「災害時の救援活動」との回答が半数以上を占め、地域とのつながりからお互いに支え合い助け合うことを求めていることが伺えます。

しかし、経済情勢の影響や高齢者に比べ時間的余裕のなさ、関心の低さ（市民意識調査より）等、実際に地域活動として期待される世代が活動しにくい現実もあると思われます。

高齢者や障がい者等をはじめ、地域住民が持つ生活課題は複雑かつ多岐にわたり、今後とも少子高齢化の進行やひとり親家庭等の拡大が想定されることから、ますます課題増加による福祉ニーズの必要性が高まる傾向にあります。

このような課題に対応するためには、これまで務めてきた市民全体への保健福祉に対する理解を高めていく活動がさらに必要であり、専門的な知識や経験者のノウハウはもちろん、それ以外の方を含めた各市民の具体的な担い手を確保していくことが必要になります。

したがって、地域の方々を中心とした市民ボランティアの参画が大きな力となることが期待され、参加した市民が様々な人や団体等と新たな連携を築くこととなり、支援の

ノウハウを学ぶことでこの経験を地域に反映し、支援の力として生かされることが期待できます。

このように、野田市では「地域で暮らす人すべてが福祉の担い手であり、受け手である」という考え方のもと、専門知識やノウハウを持つ特別な人だけでなく、「自分にできることをできるだけやる」という気構えに意識を転換し、将来にわたる地域福祉の担い手を確保するため、あらゆる場面における「人づくり」を基盤づくりの一つとして位置付けます。

③保健福祉推進のための『ネットワークづくり』

行政や市民、各種団体等で取り組む保健福祉分野の活動は、地域で生活課題を抱える者の支援に大きな役割を果たしてきました。

しかし、主に行政の機構上類似した事業が別々に実施されたり、対象者が限定されたことから真にサービスが必要としている者に行き届かないことがあります。

これまでも指摘がありましたが、それぞれ行政や地域での連携不足や情報共有の不足など、俗に「ヨコのつながりが希薄」と言われることが原因だと考えられます。

行政と市民、地域住民同士が情報の共有化を図っていくため、「ネットワークづくり」を地域福祉の推進の一つ柱と位置付け、過不足のない効率的なサービス提供等に努めていきます。

④総合的・横断的なサービスの充実

現在、地域社会のニーズが多様化する中で、地域福祉においても「利用者本位のサービス」に対応する必要から、効果的かつ効率的に福祉サービスを提供するためには、従来の各分野の個別計画（児童福祉計画、高齢者福祉計画、障がい者福祉計画、保健福祉計画等）を質的・量的に拡充するだけでは限界があります。

一方、各分野の個別計画はそれぞれ密接な関係にあることから、個別にサービスを提供するより関連する複数のサービス事業を一括、一体的に提供する仕方が効果的及び効率的な実施の検討ができると考えます。

このため、既存のサービスについて拡充・強化を図る場合、質的・量的及び専門性の向上だけでなく、他の分野との整合を今まで以上に留意する必要があります。また、複数の分野にまたがる施策については、対象者の個別ニーズの把握とともに需給バランスを考慮して効果的かつ効率的に施策が推進されるよう、「健康福祉センター」、「保健センター」、「児童相談所」、その他の社会福祉施設等とも十分な連携を図りながら検討を進めていきます。

⑤効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備

市民が求める保健福祉サービスを提供するには、市民のニーズを的確に把握するとともに、対象者である受け手の状況も配慮した情報提供の仕方等、実施されるサービスについての情報をあらゆる手段を通して市民に提供することで、知って理解していただくことが重要です。

今後、地域における生活課題について、個別の窓口や会議等において得られる情報を

一括管理できるシステムを構築するとともに、市民がまちづくり等への地域参加をしやすく促すためにも個人情報の保護に配慮しつつ、地域福祉に関する情報を積極的に提供していきます。

情報提供については、的確なニーズ情報の把握、対象者である受け手にわかりやすい内容とともに、容易に入手できるような方法やその在り方を研究して実現に努めていきます。

⑥福祉サービス利用者の相談体制の充実

地域における福祉サービスは、社会情勢の変化と住民ニーズの多様化に対応すべく、これまで様々な法制度等が大幅に改正され、よりきめ細やかなサービスが多数提供されるようになりました。

しかし、そのサービスは実際に必要となった時にはじめて自らのこととして制度等を認識することが大半であることから、さらなる相談窓口の充実を図るとともに身近で気軽に相談ができる総合的な体制が必要であることから整備を進めます。

⑦生活困窮者の自立促進

全国的な経済社会の構造的な変化等により、既存の制度では十分な対応が難しい経済的困窮者及び生活保護受給者、また社会的孤立者や複合的な課題を抱える市民等の生活困窮に至る傾向が高い層に対し、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を抜本的に強化するものとして、生活困窮者自立支援法（平成 27 年 4 月）が施行されます。

野田市においてもその実態として、総体的貧困率や生活保護世帯の生活実態を把握し、その実情に応じた生活保護費等の給付制度の適正な運用に努める必要があります。

また、安心してサービスが受けられるように関係機関相互の連携を強化し、医療・介護扶助を継続的に実施します。

今後、現状を踏まえた生活保護世帯の自立を支援、促進するため、関係機関との協力による各種相談に対応できる体制を充実させ、適切な相談・指導を継続的に実施します。

⑧バリアフリー社会の確立

地域に暮らすすべての人にとって「いつまでも安心して暮らせるまち」を構築していくためには、「誰もが同じ目線で暮らす」ことが重要であり、そのためには行政をはじめ関係機関間及び関係者、地域住民が協力し、バリア（それぞれの人の障壁）の解消に努めていく必要があります。

野田市では、平成 9 年から「福祉のまちづくり運動」として、障がい者や高齢者等が実際に利用度の高い施設等をパトロールし、障がい者・高齢者の視点から、歩道の段差等を点検することで、応急処置的に問題解決を図るなど、即効性に重点を置いて対応してきました。

障がい者基本計画ではバリアフリー新法施行により、駅及び駅前広場、道路、信号機、公園等のバリアフリー化を推進してきました。

このようなハード面の取組みに加え、高齢者や障がい者、妊産婦等の社会的弱者に対する意識改革を図り、心理的なバリア（障壁）を取り除くソフト面のバリアフリー化に

より共生社会が求められています。

また防災面から、災害時に避難等の支援が必要な方（避難行動要支援者）に対し、「野田市避難行動要支援者支援計画」が策定されており、日常的な地域活動の情報活用や防災訓練等への積極的な参加を促すとともに、個人情報に配慮しつつ民生委員や福祉関係機関との連携のもと、避難行動要支援者の対象者の情報登録（名簿等）を促進する等、防犯を含め暮らしの安全に対する取組みから、福祉のまちづくり推進に努めます。

⑨福祉活動の活性化を通じた地域の活性化

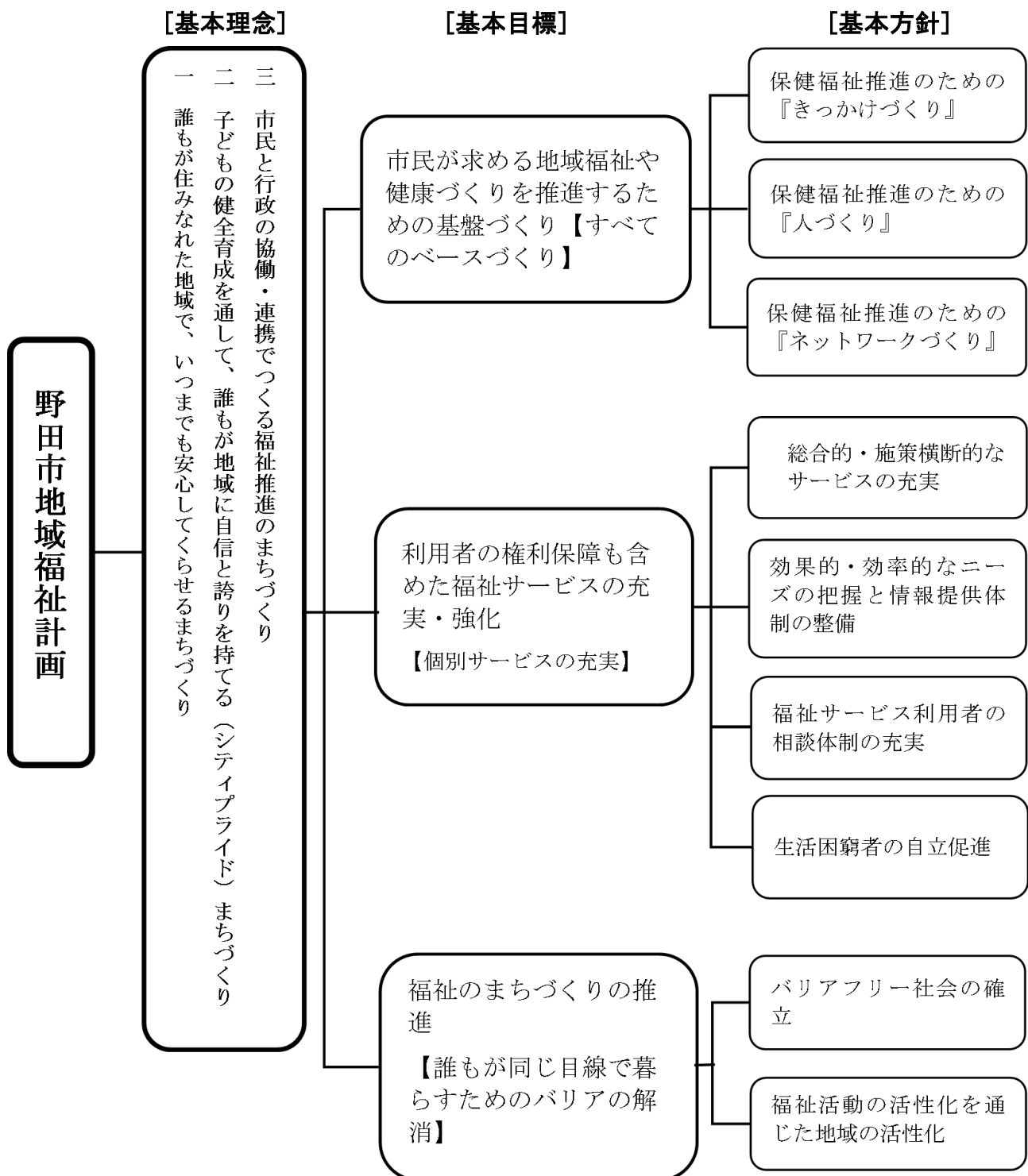
福祉への一般的な意識として、高齢者や障がい者など特定の人を受けるものとしてされてきましたが、これまでの社会福祉基礎構造改革の流れの中で、子育て支援から介護までと、誰もが人生の段階に応じて利用するものと位置づけが変わってきました。

このようなことから、「福祉でまちづくり」との考え方が生まれ、福祉の充実がまちの環境を充実させることとして、福祉活動の活性化が地域経済の活性化となる人の流入をもたらすことにつながるとしています。

野田市は、「地域に暮らす人すべてが福祉の担い手であり受け手である」という考え方に立ち、地域の誰もがそれぞれできることを行うことで、地域福祉から社会全体が活性化に結びつくことを念頭に体制等のシステム構築を目指します。

第4章 計画の体系

【野田市地域福祉計画の全体】



【各基本目標における関連事業】

〔基本目標１〕市民が求める地域福祉や健康づくりを推進するための基盤づくり
【すべてのベースづくり】

○基本方針

○関連事業

保健福祉推進のための『きっかけづくり』

- (１) あいさつ、声かけ運動の推進
- (２) 地区社会福祉協議会との共働
- (３) 情報提供方法や事業名の付け方についての検討
- (４) 障がい者及び障がい者理解の促進（障）
- (５) 食育の推進（エ）
- (６) 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚（シ）
- (７) 高齢者を敬愛する社会意識の醸成（シ）

保健福祉推進のための『人づくり』

- (１) ボランティア情報の提供
- (２) ボランティアの育成
- (３) ボランティア活動の強化
- (４) 学校・地域における福祉教育の充実
- (５) ボランティア活動等の推進（障）
- (６) 児童の健全育成（エ）
- (７) 次代の親の育成（エ）
- (８) 家庭や地域の教育力の向上（エ）
- (９) ボランティア活動の推進（シ）
- (10) 生きがい対策の充実（シ）

保健福祉推進のための『ネットワークづくり』

- (１) 地域福祉活動団体間の連携の強化
- (２) 地域のふれあいの場づくり
- (３) 地域自治組織についての検討
- (４) 行政職員の地域活動への参加
- (５) 子育て支援ネットワークづくり（エ）
- (６) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備（エ）
- (７) 地域包括ケアシステムの確立（シ）
- (８) コミュニティ活動の促進（シ）

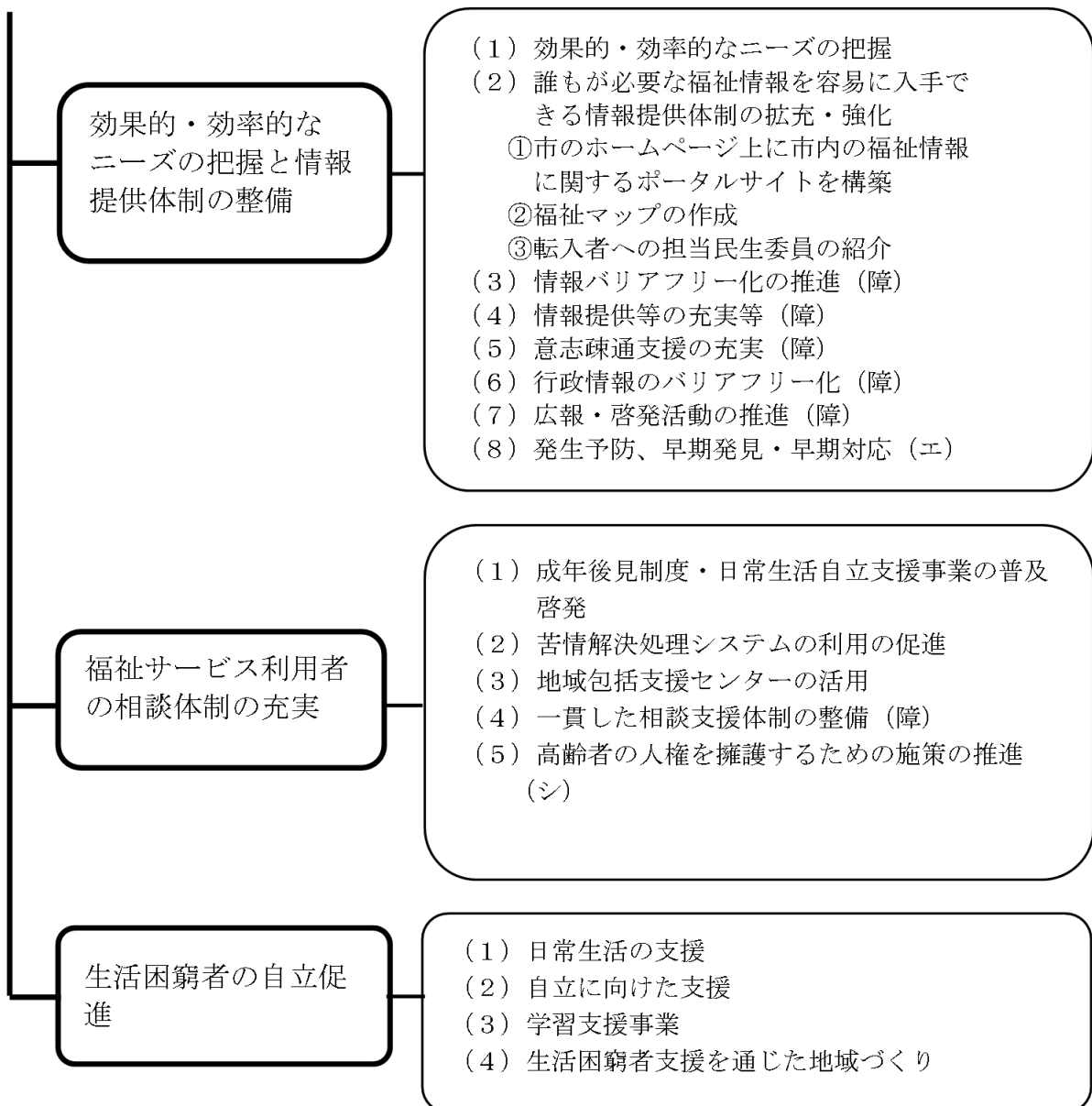
〔基本目標２〕 利用者の権利保障も含めた福祉サービスの充実・強化 【個別サービスの充実】

○基本方針

○関連事業

総合的・横断的な
サービスの充実

- (1) 高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の住宅弱者への対策の検討
- (2) 地域での孤立死等への対策
- (3) 子どもの健全育成に係る施策の総合的推進
- (4) 相談支援体制の充実（障）
- (5) 在宅サービス等の充実（障）
- (6) 障がい児支援の充実（障）
- (7) サービスの質の向上（障）
- (8) 人材の育成・確保（障）
- (9) 福祉用具の利用支援及び身体障害補助犬
- (10) 障がい者に対する適切な保健・医療サービス等の充実（障）
- (11) 精神保健・医療の提供等（障）
- (12) 難病に関する施策の推進（障）
- (13) 障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進（障）
- (14) 教育環境の整備（障）
- (15) 文化芸術活動、スポーツ等の振興（障）
- (16) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済（障）
- (17) 障がいを理由とする差別の解消の推進（障）
- (18) 権利擁護の推進（障害）
- (19) 行政機関における配慮及び障がい者理解の促進等（障）
- (20) 選挙等における配慮等（障）
- (21) 教育・保育の量の確保（エ）
- (22) 教育・保育の質の改善（エ）
- (23) 保育サービスの充実（エ）
- (24) 子どもや母親の健康の確保（エ）
- (25) 思春期保健対策の充実（エ）
- (26) 小児医療の充実（エ）
- (27) 良質な住宅の確保（エ）
- (28) 良好な居住環境の確保（エ）
- (29) 安全・安心まちづくりの推進等（エ）
- (30) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進（エ）
- (31) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進（エ）
- (32) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進（エ）
- (33) 被害にあった子どもの保護の推進（エ）
- (34) 児童虐待防止対策の充実（エ）
- (35) 立入り調査や一時保護の充実、重大事例の検証における県との連携（エ）
- (36) ひとり親家庭等の自立支援の推進（エ）
- (37) 障がい児施策の推進（エ）
- (38) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（エ）
- (39) 仕事と子育ての両立のための基盤整備（エ）
- (40) 健康増進活動の促進（シ）
- (41) 疾病予防の促進（シ）
- (42) 介護予防の促進（シ）
- (43) 安心できる医療供給体制の構築（シ）
- (44) 居宅サービスの適切な提供（シ）
- (45) 家族介護等への対応（シ）
- (46) 施設サービスの適切な提供（シ）
- (47) 地域密着型サービスの適切な提供（シ）
- (48) 介護保険制度の円滑な運営（シ）



〔基本目標3〕福祉のまちづくりの推進
【誰もが同じ目線で暮らすためのバリアの解消】

○基本方針

○関連事業

バリアフリー社会の
確立

- (1) ハード面のバリアフリー化
- (2) ソフト面のバリアフリー化
 - ①心のバリアフリーの推進
 - ②障害者等に対する防災面でのバリアフリー化
- (3) 住宅の確保（障）
- (4) 公共施設等のバリアフリー化の推進
- (5) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進（障）
- (6) 防災対策の推進
- (7) 防犯対策の推進
- (8) 安全な道路交通環境の整備（エ）
- (9) 安心して外出できる環境の整備（エ）
- (10) 高齢者の生活の安全の確保（シ）
- (11) 高齢者に配慮したまちづくりの推進（シ）

福祉活動の活性化を
通じた地域の活性化

- (1) コミュニティビジネスの検討
- (2) 福祉協力店制度の検討
- (3) 障がい者雇用の促進（障）
- (4) 総合的な就労支援（障）
- (5) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保（障）
- (6) 経済的自立の支援（障）
- (7) 地域における子育て支援サービスの充実（エ）
- (8) 就労対策の充実（シ）

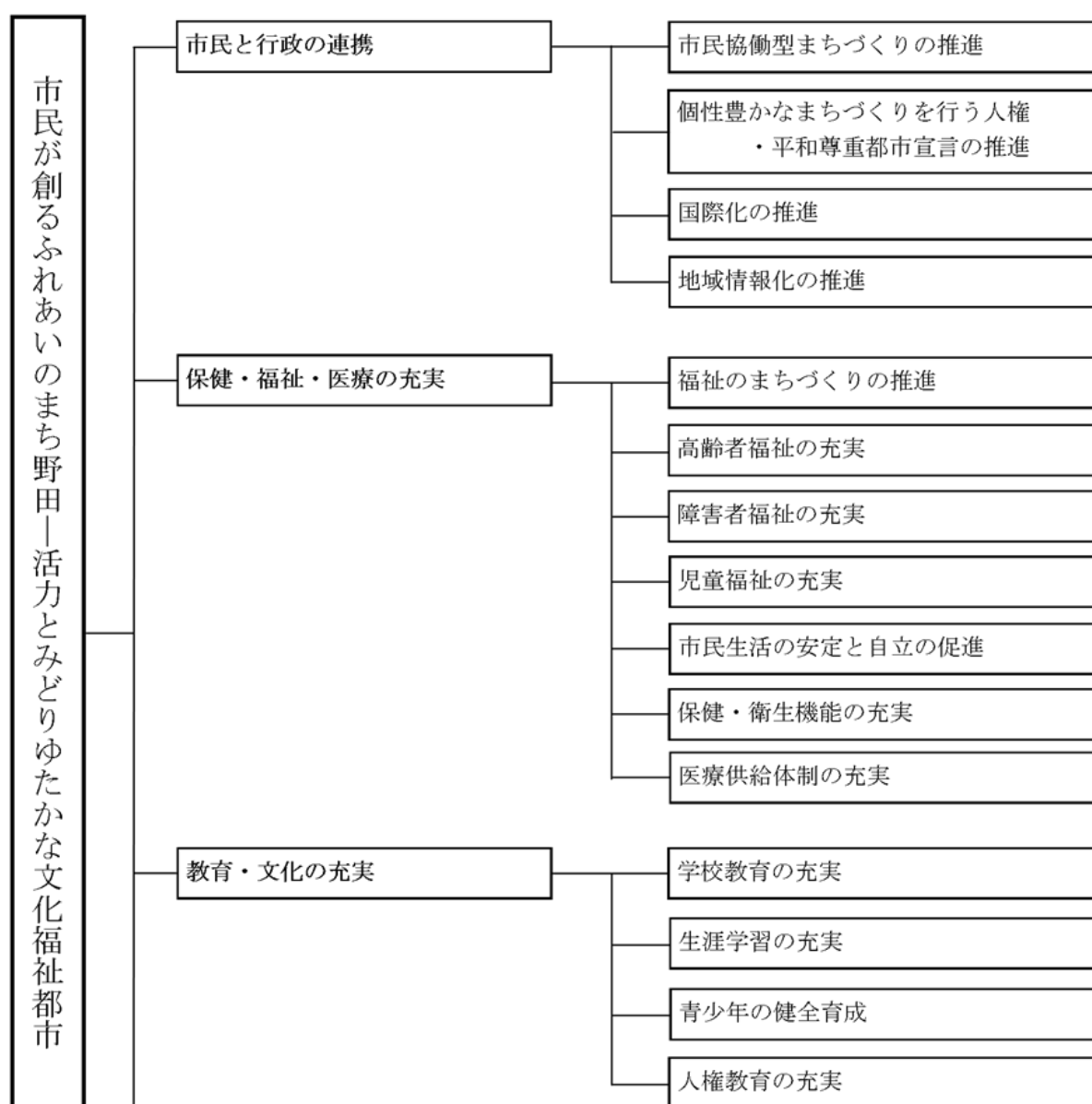
第5章 部門計画の体系

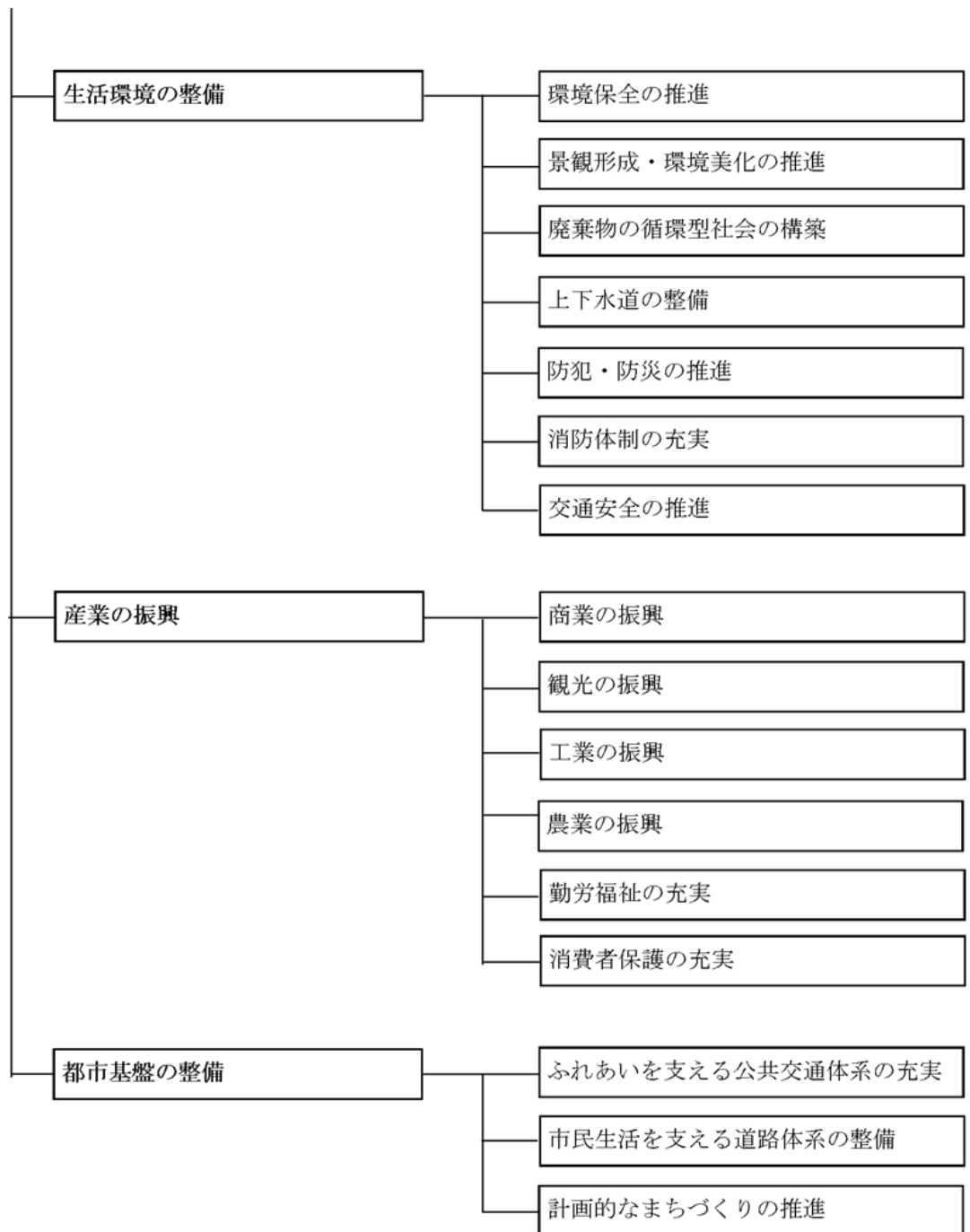
この章では、地域福祉計画に関連する各計画の具体的内容を、系統的に示しています。

1 野田市総合計画本編

合併後、両市町の総合計画は、新市まちづくり計画である「新市建設計画」に包含後、平成20年に見直しが行われ、野田市総合計画（新市建設計画）が策定されました。

＜野田市総合計画＞＜新市建設計画＞



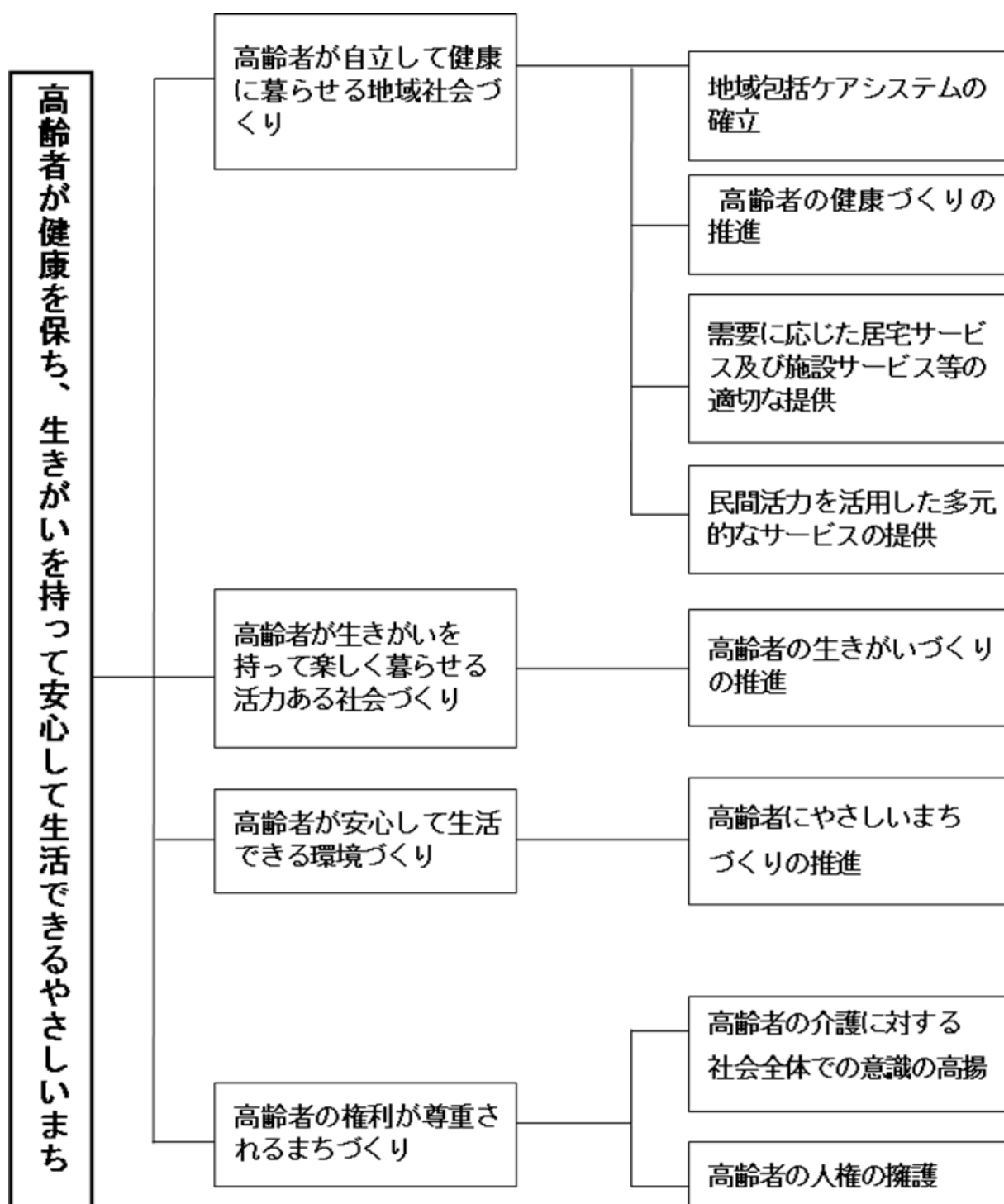


2 野田市シルバープラン(素案)

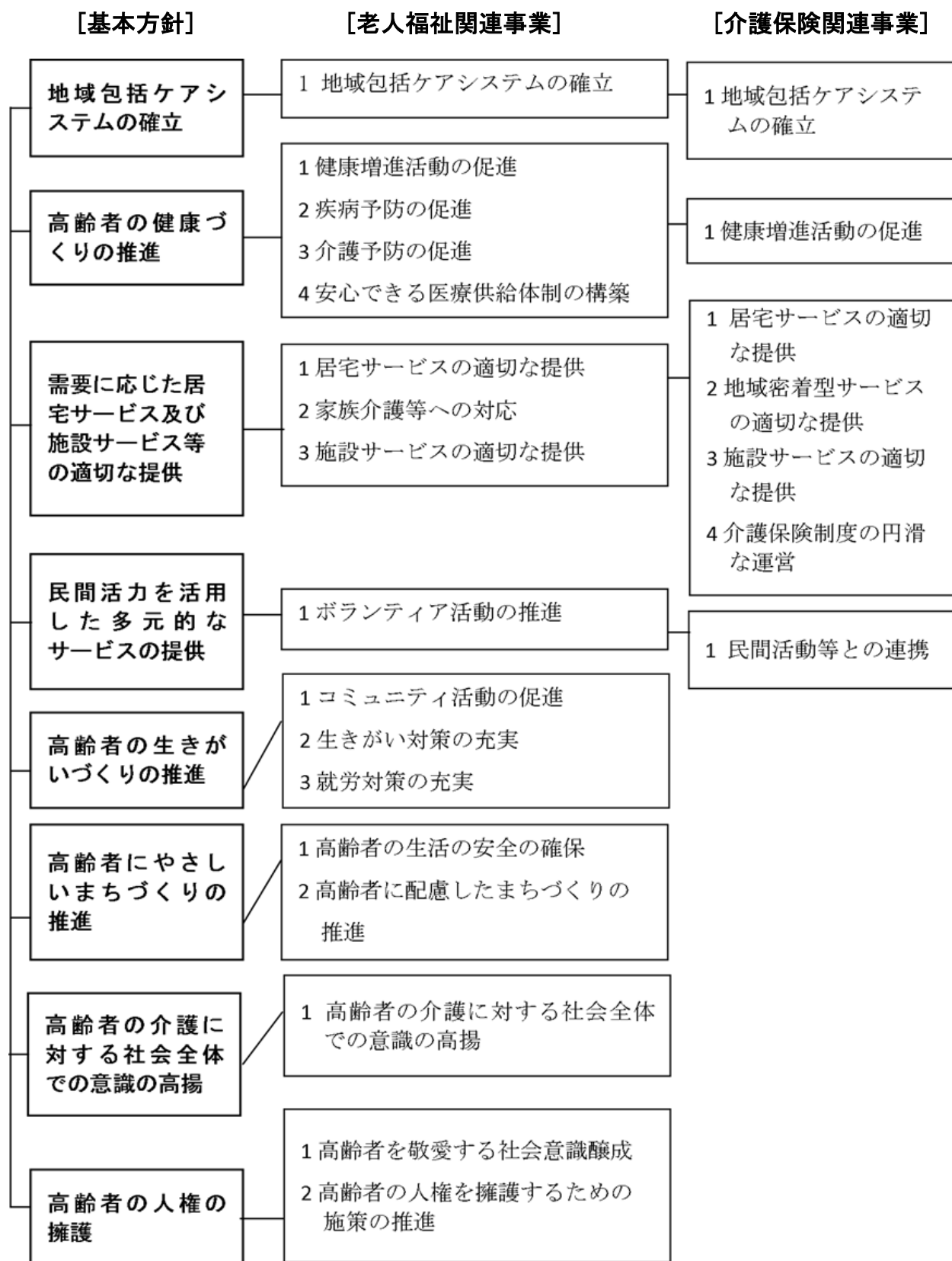
〔基本理念〕

〔基本目標〕

〔基本方針〕



○野田市シルバープランの基本方針に基づく関連事業



3 野田市障がい者基本計画（素案）

[基本理念]

障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支え合う共生社会の構築

[基本目標]

障がい者に対する理解の推進
と共生社会づくり

障がい者が自立し安心して生
活できる環境づくり

障がい者が普通に社会参加で
きるまちづくり

[施策展開]

生活支援

保健・医療

教育、文化芸術活動・
スポーツ等

雇用・就業、経済的自
立の支援

生活環境

情報アクセシビリティ

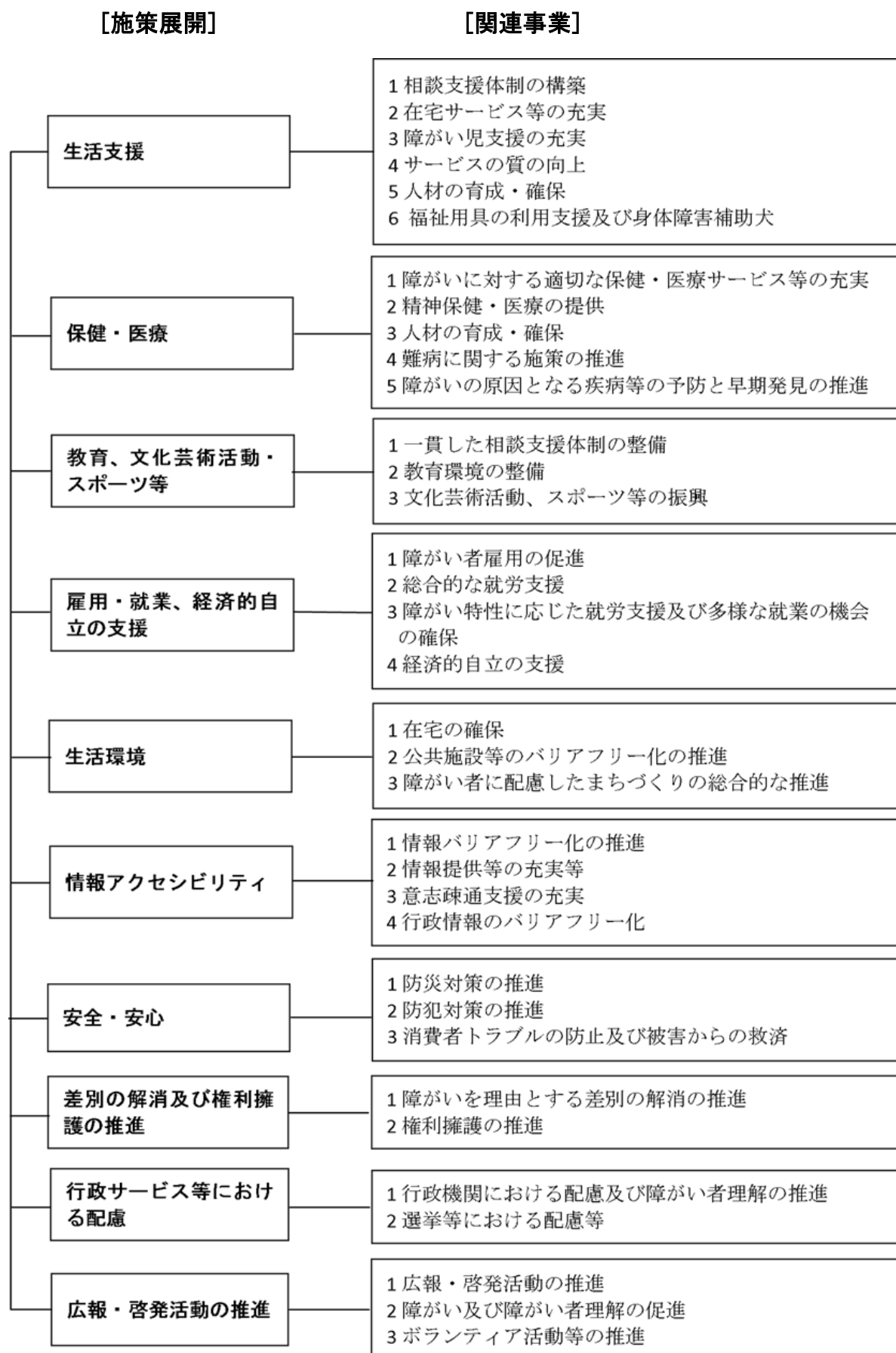
安全・安心

差別の解消及び権利擁
護の推進

行政サービス等におけ
る配慮

広報・啓発活動の推進

○野田市障がい者基本計画の基本方針に基づく関連事業

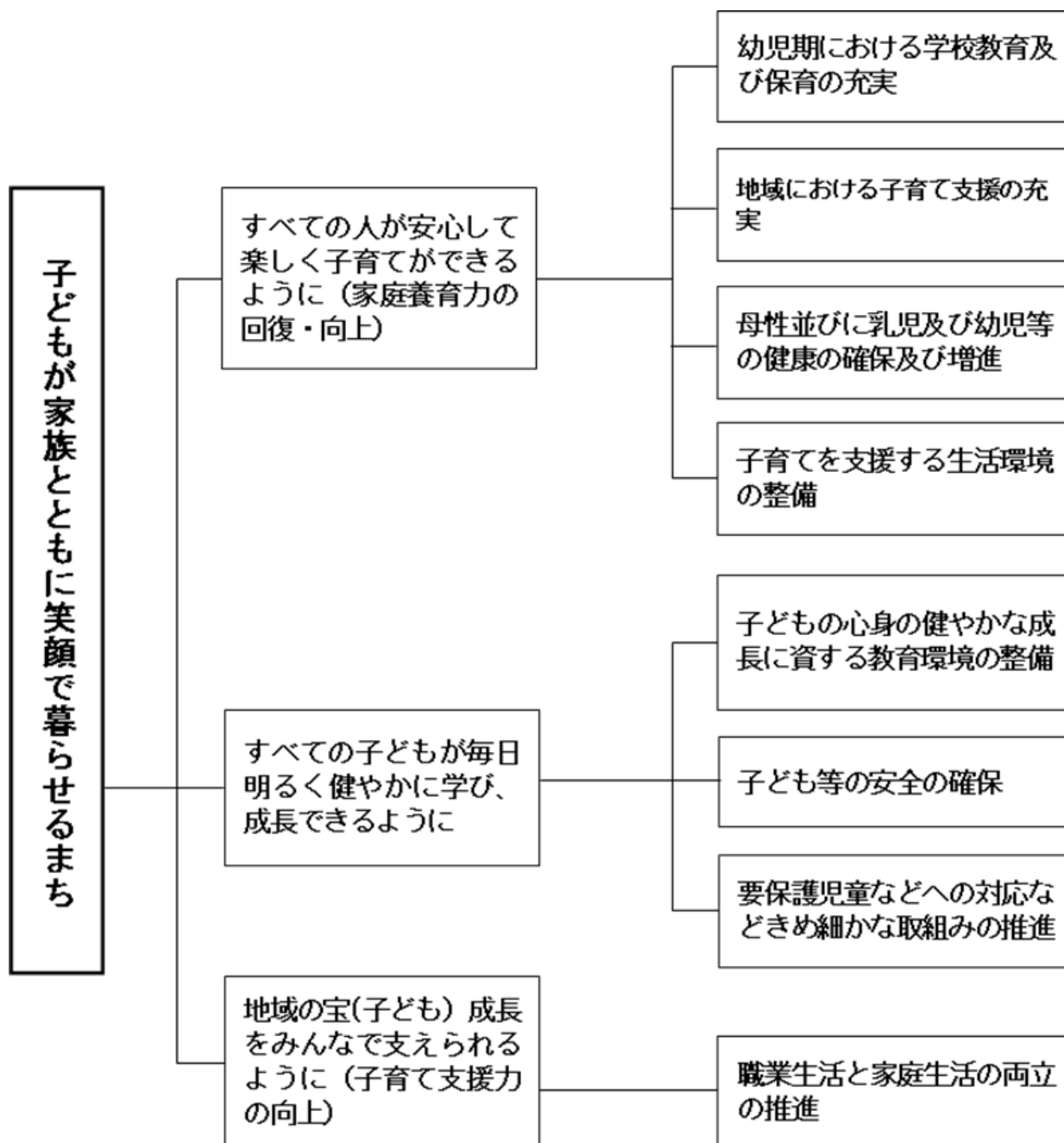


4 野田市エンゼルプラン（素案）

〔基本理念〕

〔基本目標〕

〔基本方針〕



○野田市エンゼルプランの基本方針に基づく関連事業

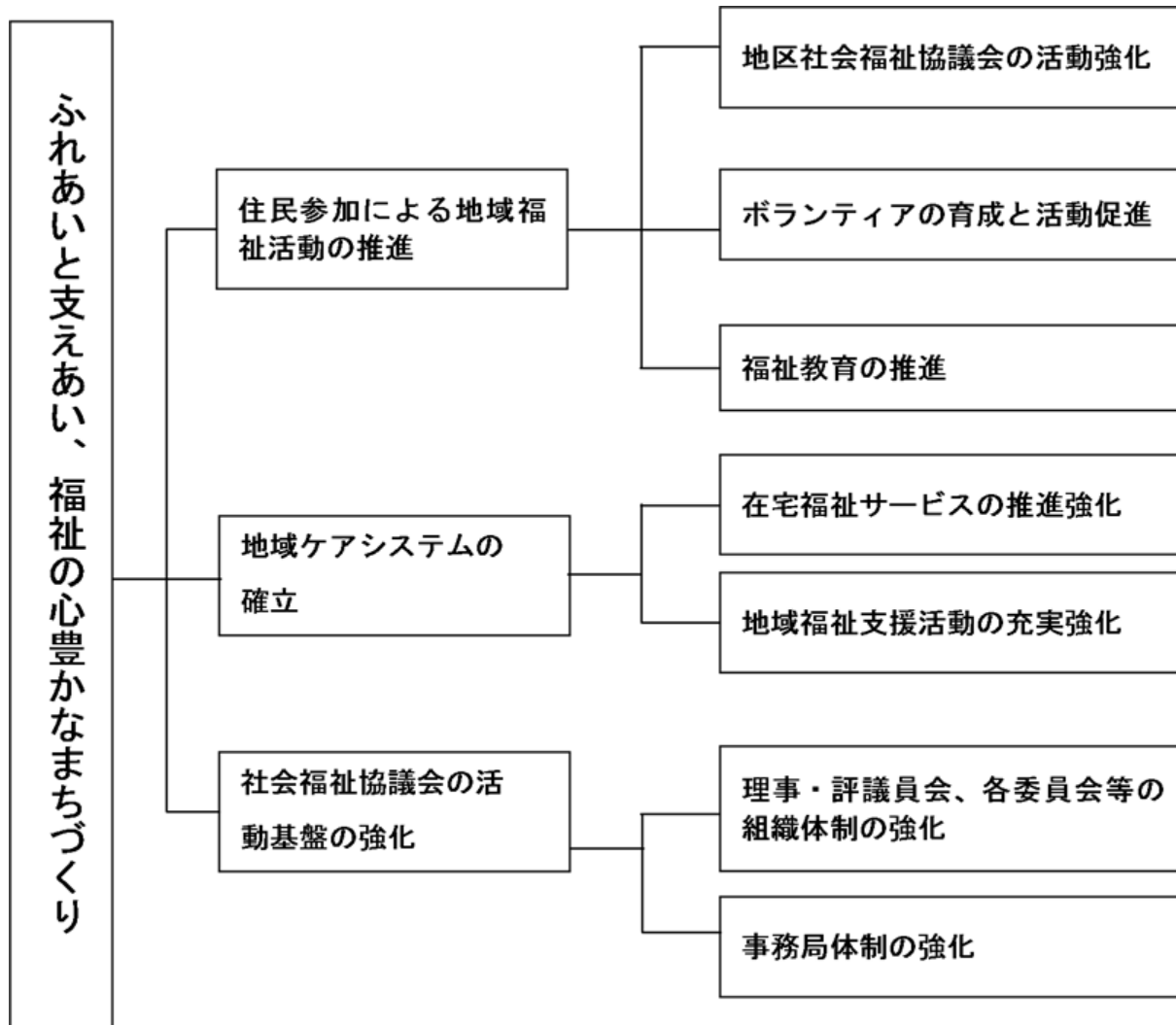
〔基本方針〕	〔関連事業〕
幼児期における学校教育 及び保育の充実	1 教育・保育の量の確保 2 教育・保育の質の改善
地域における子育て支援の 充実	1 地域における子育て支援の充実 2 保育サービスの充実 3 子育て支援ネットワークづくり 4 児童の健全育成
母性並びに乳児及び幼児 等の健康の確保及び増進	1 子どもや母親の健康の確保 2 食育の推進 3 思春期保健対策の充実 4 小児医療の充実
子育てを支援する生活環 境の整備	1 良質な住宅の確保 2 良好な居住環境の確保 3 安全な道路交通環境の整備 4 安心して外出できる環境の整備 5 安全・安心なまちづくりの推進
子どもの心身の健やかな 成長に資する教育環境の 整備	1 次代の親の育成 2 子ども生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備 3 家庭や地域の教育力の向上 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
子ども等の安全の確保	1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 3 被害にあった子どもの保護の推進
要保護児童などへの対応 などきめ細かな取組みの 推進	1 児童虐待防止対策の充実 2 立入調査や一時保護の実施、重大事例の検証に おける県との連携 3 発生予防、早期発見、早期対応 4 ひとり親家庭等の自立支援の推進 5 障がい児施策の推進
職業生活と家庭生活の両 立の推進	1 仕事と生活の調和の実現のために働き方の見直し 2 仕事と子育ての両立のための基盤整備 3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

5 野田市地域福祉活動計画（社会福祉協議会）

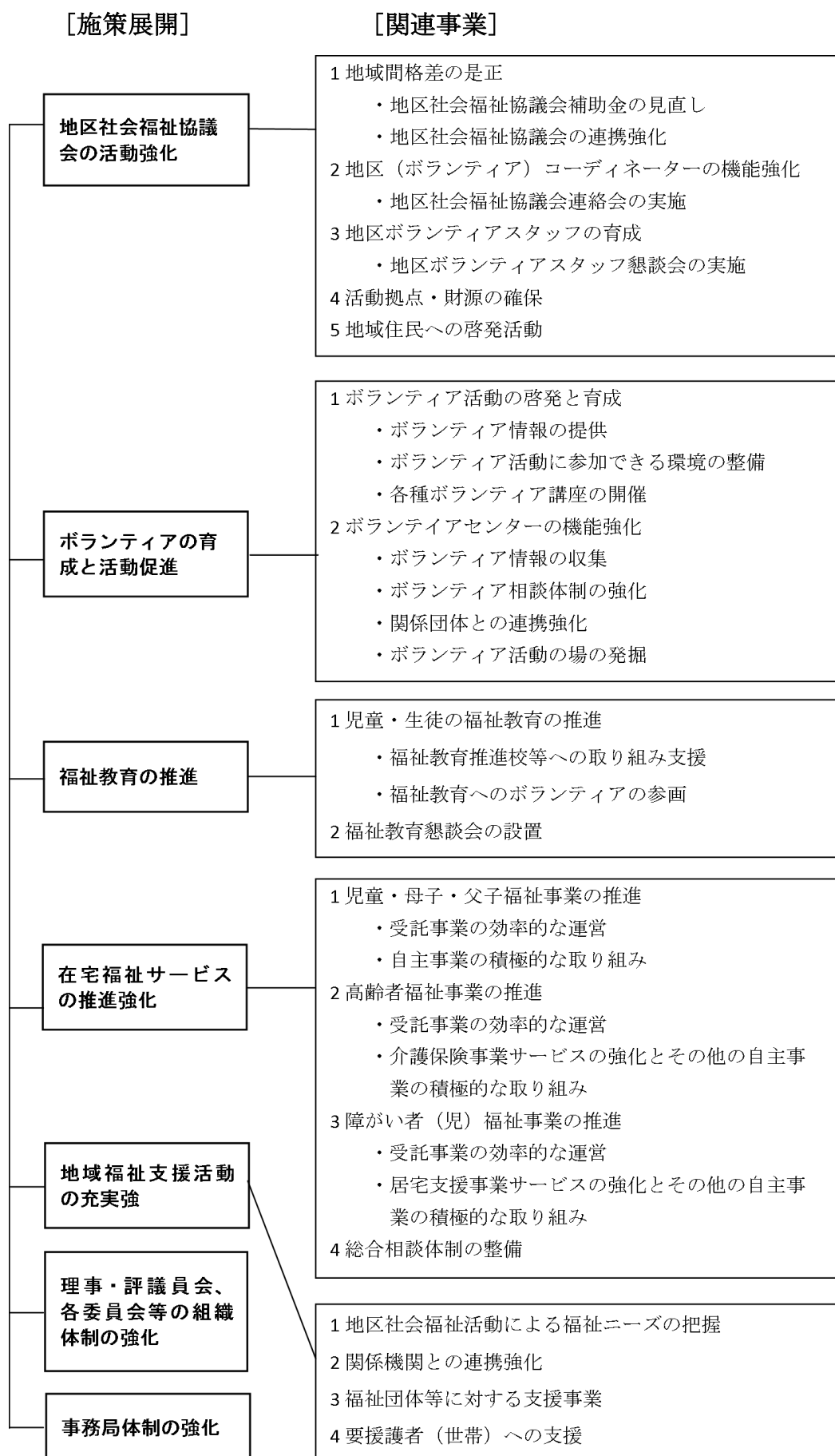
〔基本理念〕

〔基本目標〕

〔基本方針〕



○野田市地域福祉活動計画の基本方針に基づく関連事業



第6章 計画の推進（体制と役割）

1. 進行管理・評価体制の構築

本計画を実施して実現させるためには、達成度を評価することと、一定期間において計画を見直す必要があります。

野田市地域福祉計画審議会は、設置条例において計画の見直しや実施に関して必要な調査及び審議を行うことが所掌事務とされていることから、計画の進行管理と評価について、同審議会の活用を基本として進めていきます。

2. 庁内関係部局との連携

計画の推進に当たっては、関係部局との協力・連携に努めつつ、対応していきます。

3. 役割分担と連携

本計画を推進するには、市をはじめ社会福祉協議会及び福祉関係事業者等がそれぞれの役割を果たすとともに市民一人ひとりが努力するとともに、協力し合うことが大切です。

（1）市の役割

市としては、福祉サービス利用者のニーズを把握することにより、公的サービスの一層の充実を図り、地域福祉活動に関りまた関ろうとする団体や市民に対し、適切な情報提供を行い、地域福祉に対する意識の醸成など、福祉を取り巻く環境づくりを支援します。

（2）福祉関係者の役割

地域福祉推進の中心的団体である社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の役割は、地域の課題や福祉ニーズの把握に努めることであり、市民やボランティア団体などと連携し、福祉活動事業の推進に努めます。

また、福祉関係事業者については、利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう、業種を超えた連携等を含めたサービスの拡充に努めます。

（3）市民の役割

市民は、地域の人とのコミュニケーションを積極的にとり、地域活動や各種の行事・イベントへ自主的に参加し、地域の連携を図ります。

さらに、福祉サービスの受けてとしてだけでなく、担い手でもあることを理解認識し、あらゆる活動に参加することが重要です。

Ⅱ 各 論

第1章 市民が求める地域福祉や健康づくりを推進するための 基盤づくり 【すべてのベースづくり】

1. 保健福祉推進のための『きっかけづくり』

(1) あいさつ、声かけ運動の推進

地域生活を円滑に進めるために大切な「あいさつ」は、最初のちょっとした勇気やきっかけがないことで、できないのも「あいさつ」です。地域で支え合う福祉を実現し推進するためには、市民一人ひとりがお互いに関心を持ち、あいさつや言葉を交わす関係になることが第一歩です。

また、青少年の健全育成、防犯などの安全確保や、一人暮らしの世帯の見守りを進めるためにも家庭、職場、地域など、あらゆるところで「あいさつ」や「声かけ」が日常的に、また継続的に行われる環境づくりが求められています。

そのため、あいさつや声かけのきっかけとなるように「あいさつ、声かけ運動」を全市的に展開し、これまで、あおいのそら運動推進委員会や自治会においてのぼり旗を作成するなどして「あいさつ、声かけ運動」を実施してきました。

今後とも、特に入学式や入社式が行われる毎年4月を強調月間とし、この運動の輪を地区社協や自治会、その他あらゆる団体の協力を得て、地道かつ着実に広げていきます。関連して、講演会の開催や標語の募集等も効果的な検討を踏まえつつ、継続的な活動として進めていきます。

(2) 地区社会福祉協議会との共働

本計画は地域福祉に関し、その地域の実情に即し福祉全体の包括的で基本的な理念や目標を定めることを趣旨としていることから、計画が策定されてすぐ事業が成り立つ性格ではないため市民生活に直接的な影響を及ぼすことが少なく、市民に本計画が理解される機会がほとんど無いものと想定されます。

したがって、計画の基本的な理念や目標を市民全体で共有し、一丸となって地域福祉を進めるための「きっかけづくり」として、計画の周知広報活動は大きな意義を有すると考えられます。

このようなことから、各地区社協単位等での地域住民及び団体への周知活動や意見交換を展開し、今後の地域福祉施策の展開について理解の促進を図ります。

(3) 情報提供方法や事業名の付け方についての検討

市の情報提供として、市報、各種ガイドブック、ホームページ等によって行っていますが、限られたスペースの中に多数の情報を取り込み、専門用語を使用して作成することから分かりにくい場合があります。

また、各種事業名において専門的・画一的なものになりやすく、市民の興味を引きにくい場合も考えられます。

市からの情報発信が、様々な活動のきっかけになることが多いことを踏まえ、情報内容を市民の誰もが読みやすく理解できるような提供方法について配慮するとともに、事業実施や行事等に際し、興味や参加意欲が起こるような事業名の付け方を十分検討していきます。

2. 保健福祉推進のための『人づくり』

(1) ボランティア情報の提供

ボランティアに参加しやすい環境づくりとして、各種の情報提供（市役所・支所のロビー等掲示、社会福祉協議会の掲示、市 HP 活用等）を行ってきましたが、市民意識調査では、ボランティア活動に参加できない理由として、仕事や家事が忙しいとする理由に次いで、「情報がない、少ない」（平成21年結果）や「参加方法がわからない」（平成26年結果）が次いで多く、ボランティアへの入り口として情報を得られやすくすることが重要な課題となっています。

そこで、情報提供としては野田市ボランティアセンター（社会福祉協議会）発行の「ボランティア通信」を市役所・支所に配置し、ボランティアセンターの情報を市役所ロビーの施設案内板の裏面を活用し掲示するとともに、社会福祉協議会の広報紙「社福のだ」やホームページでボランティア情報の提供及び周知を行ってきました。

また、野田市ボランティアセンターでは、ボランティア活動をしたい人、受けたい人の相談・斡旋を促進するため、休日相談（奇数月最終 土曜日）を実施してきましたが、さらにボランティア層の拡大を図るため、市内商業施設において広報活動（相談・斡旋を含む。）を行いました。（平成25年度実績）

このような活動をさらに活発化させることで、未経験者でもボランティアに参加しやすい環境づくりに努めていきます。

(2) ボランティアの育成

市民意識調査によるボランティアやNPO活動、地域活動への参加経験者は、調査対象者の約3割を占めており、ボランティア養成講座の受講者やボランティア経験者は、毎年多数生まれています。

しかし、情報不足やきっかけ不足により、必ずしも次のボランティア活動へとスムーズに入っていけない人が少なくないと言われています。

その人たちが、講座等で得た知識や経験を活かして、地域内で孤立せず継続的な活動が続けられるように、地域のリーダーまたはコーディネーターとしての役割も担っている地区社協の会長及び事務局長等からの意見を参考とし、地域の実情も考慮しながら、引き続きボランティア育成の方策について社会福祉協議会と協議して行政の組織的な支援体制を整備します。

(3) ボランティア活動の強化

NPO・ボランティアサポートセンターは、長らく NPO 及びボランティア団体の活動の場として、団体同士の情報交換会やリーダー研修会の開催、事業活動の相談等、いつでも自由に利用でき、かつ各団体の事業企画や相談、事務処理のサポートができるよう機能の拡充が強く求められてきました。

そのため、市内NPO法人の代表者やサポートセンター利用団体で構成する「野田市NPO・ボランティアサポートセンター機能強化検討委員会」を設置（平成22年1月）して議論を重ねた結果、検討委員会委員に公募委員を加えた運営協議会を発足（平成24年9月）し、サポートセンターの運営を担っていく形でセンターの機能強化を図っていくことになりました。

機能強化にあたり、サポートセンターの運営は運営協議会が行い、利用者は広くまちづくりを行う市民団体とし、サポートセンターには利用登録者のためにパソコン等を配備して共用の打合せスペースを設けています。

また登録団体向けの会議室として、市役所8階のレストラン（営業時間以外のみ）を活用した「レストラン会議室」の稼働を開始しました。

さらに相談機能を強化するため、コーディネーターを公募により配置し、平成25年1月17日から業務を開始しております。

今後は、種々の事業における稼働評価を向上すべく、課題等に対する検討や対策に随時対応できるよう努め、一層の機能強化を図っていくこととします。

また、平成27年4月からは、広く市民活動団体を支援対象としていることを明確にして利用促進を図るため、名称を「市民活動支援センター」に変更する予定です。

（４）学校・地域における福祉教育の充実（福祉人材の確保・養成）

福祉教育の推進について、学校教育の分野における重点目標に位置付け継続的に取り組んでいます。

地域の福祉活動を推進する人材を育成するためには、学校教育において地域と連携し福祉活動や交流活動に取組、各種行事や交流の場へ児童・生徒が主体的にボランティア活動等に参加できるような機会づくりが重要です。

これまで、関宿小学校、関宿中学校において、平成23年度から3年間、千葉県社会福祉協議会から福祉教育推進校の指定を受け、県立関宿高等学校及び関宿地区社会福祉協議会と連携して、福祉教育の充実を目標に取り組んできました。

また、市内各小中学校においては、総合的な学習の時間を活用し、高齢者疑似体験や車椅子・目隠し体験、点字体験、高齢者との交流会、福祉施設訪問、障がい者との交流会、講演会を実施し、福祉教育に取り組むほか、市内小中学校を会場に、障がい者とのふれあいを通して、共に生きる地域社会の一員であることの理解を高めることで、地域福祉の推進に寄与することを目的に、「おひさまといっしょに」を開催しました。

地域活動では、地区社協活動（いきいきふれあいサロン等）の取組の中で、児童・生徒が交流の場に参加できるよう機会あるごとに要請していくこととし、今後とも福祉教育を積極的に推進します。

３．保健福祉推進のための『ネットワークづくり』

（１）地域福祉活動団体間の連携の強化

地域福祉活動の中心となる地区社協、自治会、ボランティア団体、民生委員・児童委員、子ども会、いきいきクラブ等の福祉関係団体が地域のニーズに合わせた福祉サービスを提供するためには、お互いの情報を提供及び共有することが必要です。

しかし、話し合いや情報交換を行う機会が少なく、連携や情報の共有不足から地域活動に支障をきたすこともあります。

また、少子化の影響により子ども会等、個別の福祉関係団体の活動自体に支障が出る傾向が強まっており、団体自体の育成や活動充実が求められてきました。

このような状況において、地区社協は自治会や子ども会などの福祉関係団体及びボランティアにより構成されており、各種の事業活動を通じ協力・連携が取られていることから、地区社協の活動をより充実させることで地域福祉における団体間の連携強化を図っていきます。

(2) 地域の触れ合いの場づくり（ふれあいサロン等）

都市化や核家族化の進展は全国的な傾向となっていますが、本市においても同様なことから、希薄化する人間関係に対して、地域からは誰もが気軽に立ち寄ることができ、同じ立場や世代の異なる人など住民同士が交流できる場所や機会の確保が求められてきました。

そこで、地区社協では「ふれあいサロン」等の異世代を対象とした事業を実施していますが、各年齢層間の触れ合い促進のために、さらなる機会の確保に対応していきます。

また、障がい者と健常者が共に参加する「おひさまといっしょに」、「障がい者釣大会」、「サンスマイル」等の行事を支援し、障がい者との交流機会の創出に努めており、その他、保育所では高齢者との伝承遊びや園芸菜園の耕作等を年間行事に取り入れて交流を図っていることから、今後とも継続的な実施を推進していきます。

触れ合いの場としては、地域の身近にある既存の社会資源を有効に活用し、地域の誰もが気軽に立ち寄ることができ、交流を深めることができるような場所を地域の実情に即した形で作り出すことが重要です。

そのため、触れ合いの場の確保に関する相談支援についても実施していきます。

(3) 地域自治組織についての検討

地域福祉活動を進めるにあたり、地区社協を一つの単位として活動されています。

より一層の地域福祉の推進を図るには、行政と住民が相互に連携し、自治会、地区社協等と協議し、防犯・防災対策等の充実させる仕組みを検討することが重要です。

そのため、地域の潜在力を発揮する仕組みの充実としては地域自治組織を担い、防犯組合の各地域においてパトロールや講習などの防犯活動を行っています。

また、自治会を単位とした自主防災組織の設立及び訓練など活動の支援を行っており、引き続き組織の設立、強化を図っていきます。

(4) 行政職員の地域活動への参加

市職員は、地域に戻れば一市民であることに変わりありません。そのため、積極的に地域活動へ参加することで、地域の情報共有や適切な課題把握ができ、適宜対応していくことができる等、有意義であることが考えられます。

また、地域活動がより活性化され、地域と行政の協働によるまちづくりの推進に資することから、計画の周知を進める中で職員に対する地域活動への積極的な参加を継続的に要請していきます。

第2章 利用者の権利保障も含めた福祉サービスの充実・強化

【個別サービスの充実】

1. 総合的・施策横断的なサービスの充実

(1) 高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の住宅弱者への対策の検討

高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯等の社会的に弱い立場の方々が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住宅情報の提供や支援制度を促進していきます。

現在、「野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業（平成17年8月1日施行）」を実施しており、ひとり親家庭等、DV被害女性世帯、高齢者世帯、心身障がい者世帯を対象に、家賃等の支払ができるにもかかわらず「条件の合う住宅を探すのが困難」、「連帯保証人がいない」、「入居後の生活が不安」などの理由で、市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯へ、民間賃貸住宅情報の提供、保証会社を活用した入居保証を行っています。

それとともに、市民税非課税の世帯に対しては、家賃等保証委託契約時に要する費用の一部を助成することにより、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援しています。

今後、民間賃貸住宅の入居に関する様々な相談に対応し、事業の円滑な推進を図るため、多くの不動産店の協力が得られるよう宅建協会等に働きかけを行うとともに、事業の周知・広報に努めていきます。

また、福祉サービスの地域ネットワークによる見守り、緊急時の対応等による「居住の継続」についても支援する方策を検討します。

(2) 地域での孤立死等への対策

地域で孤立して生活している方の理由として、高齢や障がいの他に生活困窮、精神的、家庭の事情等様々なケースがありますが、孤立していることで地域において暮らしにくくなることも考えられます。この様な状況は、地域周辺にも影響を与え安心して暮らせるまちとして個々人が受け止めて考え理解する必要がある、地域全体が連携してそれぞれの役割を活かした対応が求められます。

野田市では、近隣の助け合う風習や、一人暮らし高齢者世帯への訪問による見守り活動が実施されている地域もありますが、地域から孤立した生活者は多く存在し、全国的にも増加傾向となっています。

そこで、地域の自治会や民間事業者等の協力を得て、孤立死につながりやすい人を見つける手がかりや人とのかかわりを拒否する人、また地域住民の異変情報提供に関する協定書により、地域においてさりげなく見守ることで適切な支援へ繋げ、孤立死防止対策を地域福祉の向上に寄与し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目的に講じています。

また、手引書による役割として、協定を締結した民間事業者等は、日常の業務の範囲内において、地域住民に関して何らかの異変を察知した場合、速やかに野田市に連絡し、連絡を受けた野田市は、民生委員・児童委員に連絡します。野田市と民生委員・

児童委員は、速やかに状況を確認し、支援等が必要と判断された場合には、関係機関と協議して必要な支援を行うものとしています。

(ただし、緊急性がある時は、速やかに警察署、消防署に連絡。)

また、ひとり暮らしの高齢者や障がい者の単身世帯だけでなく、家族同居世帯の全員が亡くなる事案が発生するなど、在宅の障がい者世帯や子育て世帯、ひとり親家庭、生活困窮者などが、地域で孤立するおそれがあり、これまで以上の対策として総合的な取組が必要となっており、今後とも地域福祉活動を通して協定等の見守り体制の推進に努めていきます。

(3) 子どもの健全育成に係る施策の総合的推進

妊娠期から出産、子育て期にわたる様々な相談についてワンストップで継続的に対応できる拠点として、平成27年10月に「子ども支援室」を設置します。

「子ども支援室」は妊産婦全員の情報を把握し、母子保健、子育て支援、発達支援など、ライフステージを通じて切れ目なく相談に応じることで妊産婦や子育てする方の不安感や孤立感の解消を図るとともに、適切な支援につなげていきます。また、妊娠期からの支援により、産褥期による児童虐待のリスク軽減も図っていきます。

深刻化する児童虐待への実効性ある総合的対策の推進のため、「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」を平成23年3月に改訂するとともに、要保護児童対策地域協議会の各機関が、早期発見・早期対応に共通認識を持ち、的確に取り組めるよう、「児童虐待防止対応マニュアル」を平成24年3月に改訂し、児童虐待の未然防止、早期発見に努めています。

児童虐待は、様々な問題が複雑に絡み合うことから、要保護児童及びその保護者に関する関係各機関との情報交換を行い、その他要保護児童への適切な対応を図るために、野田市要保護児童対策地域協議会で全てのケースについて進行管理を行っています。

また、平成26年度には所在が確認できない児童の早期把握のための関係機関との連携システムを構築し、その履行に確実に取り組んでいます。

さらに、児童虐待防止の啓発活動の一環として、市内小中学校の児童、生徒からポスターを募集し、ポスター展を開催しました。

また、公用車のほか民間事業所の協力を得て、事業所の車両に児童虐待防止に関するステッカー等を装着して啓発するほか、児童相談所などの虐待の通報先、相談先を掲載したチラシを作成し、市内中学校の全生徒や市内子育て団体、公共機関窓口等で配布し、地域全体の児童虐待防止意識の向上を図るため、啓発活動を継続していきます。

子どもの健全育成を推進するためには、家庭・学校・地域や関係団体等、その他あらゆる組織との連携協力により、地域ぐるみで子どもたちを見守っていく態勢が大切です。

そのため、地域全体の理解と共通認識を形成する必要があると、地道な活動の積み重ねが求められることから、「あいさつ、声掛け運動」を展開していく中でも地区社協や自治会などの地域団体と連携して、特に子どもたちへの対応を積極的に取り組んでいます。

不登校、いじめ、友人関係など、子どもの悩みや不安に対する相談体制の充実にも直接的な関係者だけでなく、実情に即しながら包括的な対応に努めます。

また、地域ぐるみによる子供の健全育成に必要な、地域ごとに子どもを巻き込んだ事業の実施や、交流の場所（居場所）の確保を推進するため、地区社協や自治会、関係団体等の地域連携を基に整備検討が進められるよう支援に努めます。

2. 効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備

（1）効果的・効率的なニーズの把握

公的な福祉サービスに関する相談や苦情・要望については、これまで電話や郵便、ファックスやメール、来所により各担当部署で受け付けてきたほか、各課の会議や懇談会等の場に出された意見等については、担当者が書き止めた後で、各関係部署へ報告してきました。一方、近年メール等の普及により多くの要望等が寄せられるようになり、より一層のスピーディかつ過去の経緯を踏まえた適切で包括的な対応が求められています。そこで、相談や苦情・要望をデータベース化し、市役所LANで検索可能な内容とするシステムを導入し、市民本位のサービス提供を、適切かつ早期に行える体制を整備していきます。

①障がい者の相談支援

「障がい者総合相談センター」において、障がい者の相談等を総合的に行い、サービス利用計画案の作成の促進等、相談支援の中核的な役割を担うため、相談業務の質の向上を図るとともに、相談支援機能の充実と専門化を進め、生活支援体制の強化を図り、さらに関係機関との連携強化を図ります。

②地域自立支援協議会

地域自立支援協議会は、平成22年12月から障がい種別ごとの専門部会を設置し、さらに平成26年4月からは、地域の実情に応じた活性化のため課題別の就労支援部会・子ども部会・相談支援部会に変更しました。引き続き、障がい者への支援体制の整備を図っていきます。

③障がい者虐待防止

障害者虐待防止法による虐待防止センターとしての役割を、障がい者総合相談センターが担うこととし、障がい者への虐待防止や迅速な支援に取組ます。虐待の相談、届出、通報を受け付けています。

（2）誰もが必要な福祉情報を容易に入手できる情報提供体制の拡充・強化

①市のホームページ上に市内の福祉情報に関するポータルサイトを構築

市のホームページは、「野田市ホームページ運営要綱」に沿って運用されていることから、「総合ポータルサイト」の構築について情報収集及び内容を把握考慮し、常時最新の行政情報を提供できるよう検討していきます。

また、障がい者を含む全ての人が利用しやすいホームページとなるよう、ウェブアクセシビリティ（年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること）の維持・向上に努めます。

②福祉マップの作成

身近な社会資源（人材・福祉施設・生活関連施設・避難路等）等や、民間の福祉取組等について、地区社協単位ごとの福祉マップの作成が求められていましたが、障がい者団体連絡会が「やさしい街マップ」作成に携わり、実地検証、調査を各地区社協やボランティア団体等が参加、協力のもと平成19年度に完成し、協力店、参加団体ボランティアや市内公共施設などに配布されています。

今後とも、最新情報や利用者の意見を反映して改訂版などの更新を図り、周知広報に努めていきます。

③転入者への担当民生委員の紹介

本市への転入者に対し、「暮らしの便利帳」や「ごみの出し方ガイドブック」等を配布し市の行政情報を提供していますが、地域の細かな情報や困りごとへの対応を図ることが求められていました。

特に障がいのある方や、小さい子どものいる家庭における支援希望の転入者に対し、相談者として民生委員（児童委員）を紹介しています。

また改選の翌年には民生委員名簿を全戸配布しています。

今後とも、民生委員の個人情報保護との整合に配慮するとともに、地域への氏名周知について、より良い方策を検討協議していくものとします。

3. 福祉サービス利用者の相談体制の充実

（1）成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及啓発

高齢社会や知的、精神の障がい者福祉の観点から、判断能力が低下し自己決定が困難な人の権利や財産を守るとともに自立した社会生活を支援することが必要であり、その対応目的として「成年後見制度」・「日常生活自立支援事業」の制度等があることから、周知広報活動が求められてきました。

現在は、野田地区地域包括支援センター、南部・福田地区地域包括支援センター、北部・川間地区地域包括支援センター及び関宿地区地域包括支援センターにおいて、高齢者の成年後見制度等の相談対応に努めています。

また、障がい者総合相談センターでは、障がい者の権利擁護のため成年後見制度の相談にも応じています。

野田市社会福祉協議会が、平成27年度より日常生活自立支援事業の実施主体となり市民後見人の育成、市民後見人を活用した法人後見人を実施することを検討しているため野田市社会福祉協議会に対し助成をおこなっていきます。

心配ごと相談運営委員及び相談員に対しては、成年後見制度・日常生活自立支援での財産問題などの専門的な相談にも応じることができるよう研修会を開催し、資質の向上に努めています。

今後は、福祉情報に関するポータルサイトの構築と併せ、制度や事業の周知をさらに進めていきます。

(2) 苦情解決処理システムの利用の促進（制度の整備）

福祉サービスに関する利用者等からの苦情に対して、これまで野田市社会福祉施設苦情解決システム運営要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、施設内の見やすい場所に苦情解決システムの周知用チラシを掲示するなど、苦情解決に努めてきました。

また、社会福祉協議会に福祉サービス苦情相談員として、社会福祉協議会が提供する福祉サービスの苦情に対する受付窓口を設置するとともに、案内チラシを配布し制度の周知を図っています。

今後、福祉情報に関するポータルサイトの構築と併せ、制度や事業の周知に努め利用の促進を図ります。

(3) 地域包括支援センターの活用

地域における総合的な介護予防システムの確立を目指すために、市内を4つの日常生活圏域に分けて、各圏域に地域包括支援センターを整備しました。

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを支援するため、要支援者や二次予防事業対象者（要介護状態等となるおそれの高い65歳以上の者。平成22年に特定高齢者から二次予防事業対象者と名称が変更）を対象に、介護予防ケアマネジメントの実施、高齢者や家族に対する総合相談・支援、高齢者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業、支援困難ケースへの対応などのケアマネジャー支援を行っており、今後とも継続した支援を行っていきます。

4. 生活困窮者の支援

(1) 日常生活支援

生活困窮者への支援として、野田市における総体的貧困率や生活保護世帯の生活実態を把握することが必要であり、その実情に応じた生活保護費等の給付制度の適正な運用に努めることが重要です。

野田市では、「野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業（平成17年8月1日施行）」を実施しており、主に生活困窮につながる様々な状況世帯を対象に、条件に見合わない理由による市内民間賃貸住宅への入居が困難な世帯へ、民間賃貸住宅情報の提供、保証会社や既存福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行っています。それとともに、市民税非課税の世帯に対しては、家賃等保証委託契約時に要する費用の一部を助成することにより、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援し、また離職による生活困窮者等の住宅に対して、家賃相当の「住居確保給付金」を支給しています。

今後は、生活に困窮する世帯の包括的な実態把握に努め、必要に応じた既存の生活支援事業を継続するとともに、生活困窮者への様々な面による適正な支援について検討し、必要な施策とともに支援体制の強化を図っていくものとします。

また、医療・介護扶助等のサービスを安心して受けられるように、関係機関相互の連携を強化し、継続的に実施していきます。

(2) 自立に向けた支援

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより生活困窮者支援の制度化に寄与することを目的とし、平成25年度及び平成26年度において生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施しました。

平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援法の必須事業である「自立相談支援事業」により、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図り個別的、継続的、包括的な支援を実施し、支援対象者の掘り起しと就労その他の自立に向けた支援を行っていきます。

(3) 学習支援事業

平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援法の任意事業である「子どもの学習支援事業」を、経済的な理由により学校以外に学習の機会のない中学生を対象に実施します。

(4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者を支援する過程において、必要な社会資源の活用、就労先の開拓、様々な社会参加の場づくり等が必要になります。

今後、住民の理解促進を図りながら、必要な地域支援ネットワークの構築等を進めていきます。

第3章 福祉のまちづくりの推進

【誰もが同じ目線で暮らすためのバリアの解消】

1. バリアフリー社会の確立

(1) ハード面のバリアフリー化

野田市の「福祉のまちづくり運動」は、高齢者や障がい者の利用頻度の高い道路のバリアフリー整備について、福祉の予算として確保した上で出来るところから対応していく市独自の事業活動として平成9年から始めました。

これまで、高齢者、障がい者、警察、市職員等で構成したパトロール隊による「福祉のまちづくりパトロール」を、拠点区域を中心とする半径500メートルから1,000メートル圏内に拡大して実施し、野田市独自の活動を引き続き推進していきます。

公共施設のバリアフリーについては、交通バリアフリー専門部会の意見を伺いファシリティマネジメント基本方針及び野田市公共施設等総合管理計画を進めていきます。

駅施設においては、バリアフリー新法に基づく「野田市移動円滑化基本構想」で重点整備地区として設定した東武野田線「愛宕駅周辺地区」について「愛宕駅西口駅前広場」の整備を進めるとともに、連続立体交差事業に合わせ駅のバリアフリー化を推進していきます。

また、道路等のバリアフリー化に限らず、施設内部の様々な障壁を取り除く必要があることから、施設管理者の事業者等に対し、施設内のバリアフリー化について必要な措置を講じる責務を規定した「千葉県福祉のまちづくり条例」の周知とともに、市及び事業者等の関係機関で組織する「福祉のまちづくり運動推進協議会」の啓発活動を通じて、関係者が一体となってバリア解消を目指していきます。

(2) ソフト面のバリアフリー

①心のバリアフリーの推進

バリアフリーのまちづくりを進めることは、ノーマライゼーション社会の実現につながる重要な事業活動です。物理的（ハード面）な障壁への対応は改善されつつありますが、心理的障壁を除去（心のバリアフリー）するためには、誰もが障がいについて理解し、思いやりの心を持つことが何よりも重要だと考えられます。

そのため、障がいのある人が日常生活の中で困っていることや手助けの方法等について理解することが、最初に行動を起こすためのきっかけづくりとして大きな意味を持つと言えます。

本市は、これまで福祉のまちづくりフェスティバル（市民ふれあいハートまつりと同時開催）において、障がい者・高齢者等の視線による疑似生活体験、視覚障がい者用パソコンの紹介や当事者団体による活動報告、発表などを行い、啓発に努めています。

また、障がい者を手助けする場合の適切な方法等についてまとめた「(仮)心のバリアフリーガイドブック」の作成が求められていることから、当事者団体等の協力を得て、情報収集及び内容を検討し、家庭、学校、地域での心のバリアフリーを推進していきます。

② 障がい者等に対する防災面でのバリアフリー

(野田市避難行動要支援者支援計画等)

本市では、これまで障がい者や高齢者などを災害時要援護者として位置付け、地域において災害時要援護者の把握や、支援体制づくりを進めていくため、自治会等への説明を継続的に行い、合意形成を図ることで災害時要援護者台帳の作成を進めてきました。

平成25年6月に災害対策基本法の一部改正により、災害時の避難に特に配慮を要する避難行動要支援者の名簿の整備が市町村の責務とされ、事前に同意確認を行うことで、避難支援団体等への名簿情報の事前提供が可能とされたことから、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項について地域防災計画の下位計画として避難行動要支援者支援計画を策定しました。

これまで自治会、自主防災組織の協力をいただいていた作成してきた災害時要援護者台帳等を最大限に生かしつつ、法に基づく名簿の整備を進めるとともに、避難支援団体等と事前の情報共有を図ることで、災害発生時における実効的な避難支援活動が行われる体制づくりを進めます。

その他、「障がい者のための防災ハンドブック」を作成し、障がい者団体を通じ配布するとともに、障がい手帳交付時に窓口に置いて配布をしています。

2. 福祉活動の活性化を通じた地域の活性化

(1) コミュニティビジネスの検討

地域住民が主体的に地域の人材やノウハウ、資金等を活かして継続的に事業を行い、地域課題をビジネスの手法で解決するコミュニティビジネスの立上げ支援について検討しています。

これまで野田市では、障がい者(児)の雇用場の創出という課題を、「ふれあい喫茶つくしんぼ」という喫茶店ビジネス形態で対応している例があります。

また国(経済産業省)でも、コミュニティビジネスの創出推進に取り組んでおり、コミュニティビジネスに関する調査研究、ホームページやメールマガジンによる情報提供、交流会・シンポジウムの開催などを行い、2004年、2006年、2008年にコミュニティビジネス事例集を発行し、65団体の活動事例について情報提供しています。

今後とも、国、県等の動向を注視するなど、引き続き情報収集を行い調査研究するとともに、まずは地域的な課題の把握及び整理から、その課題を解決するために必要なものは何か、どのような支援を市ができるのか発展的な可能性などを研究推進していきます。

(2) 福祉協力店制度の検討

野田市では現在、障がい者団体連絡会の「やさしい街マップ」の作成過程において、コンビニや商店等に協力していただいた各種の情報を得ています。

このような取組及び情報は、企業や店舗等が福祉活動に積極的に取り組んでいく機会の創出や、啓発活動としても非常に有効なことと思われます。

また、福祉活動に積極的に取り組む企業・店舗等を福祉協力店として登録し、その活動内容についての情報を「やさしい街マップ」と効果的に連携して市民に提供する「福祉協力店制度」の導入等、様々な事例を参考にしながら制度の在り方などについて、引き続き情報収集を行い調査研究していきます。